

御殿場市の環境

平成 28 年度版



環境部

環境課

リサイクル推進課

目 次

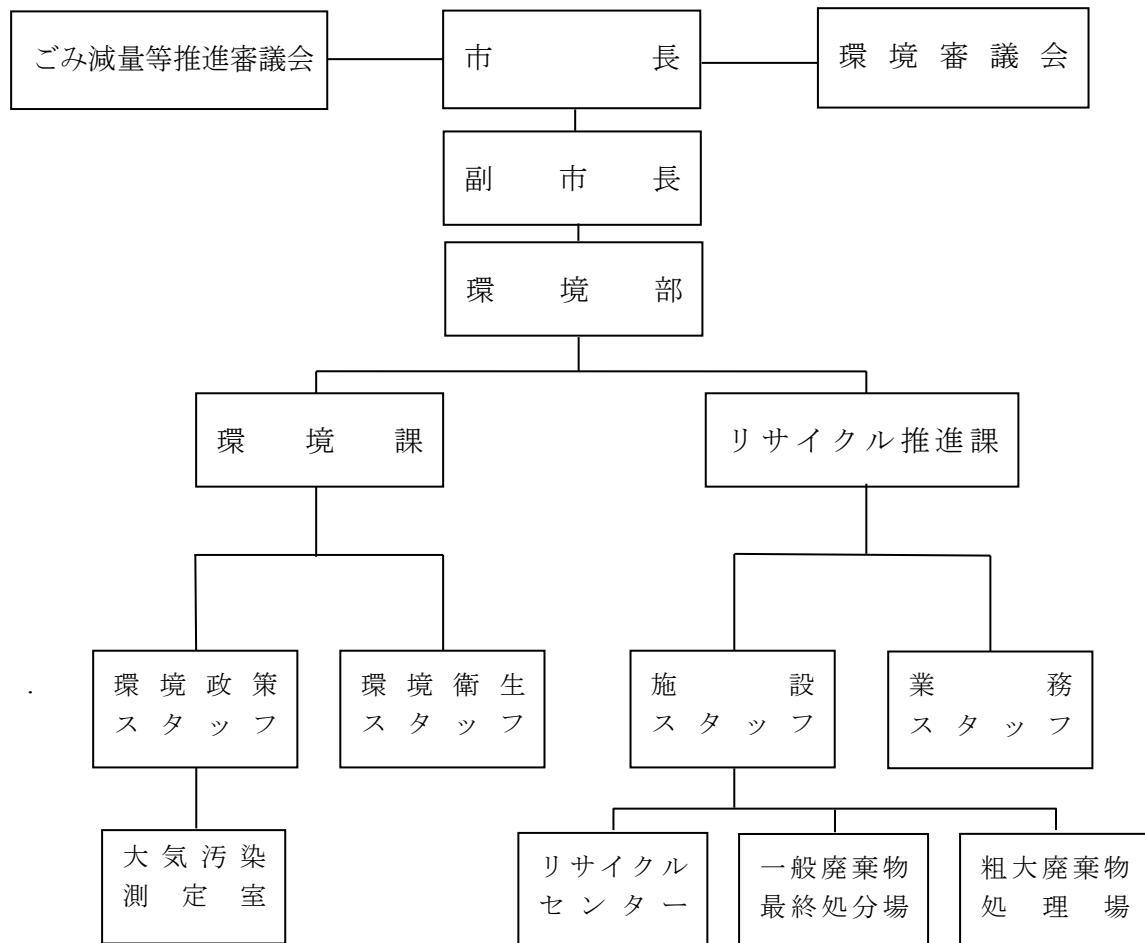
第1章 第二次御殿場市環境基本計画	1
1 第二次御殿場市環境基本計画の概要	1
2 第二次御殿場市環境基本計画の点検・評価結果	3
第2章 環境への各種施策	12
1 環境行政のあゆみ	12
2 御殿場市環境マネジメントシステム	13
3 御殿場市地球温暖化対策実行計画	14
4 新・省エネルギー各種関連事業	16
第3章 自然環境の保全と創造	18
1 自然環境の保全	18
(1) 富士箱根伊豆国立公園	18
(2) 富士山麓植生保護	18
(3) 富士山基金	18
① 基金の概要 ② 活用事業	
2 野生生物の保護等	20
(1) 傷病鳥獣の保護	20
(2) 野鳥の捕獲の許可と飼養登録	20
(3) 有害鳥獣捕獲許可	20
3 自然とのふれあい	21
(1) 富士山自然誌リレーセミナー	21
(2) 富士山自然観察会	21
(3) トンボ池の整備事業	22
(4) 野鳥とのふれあい	22
(5) 水辺での活動	22
第4章 生活環境の現状と対策	23
1 環境法令等のあゆみ	23
2 公害苦情	28
3 大気	29
(1) 環境基準と当市の現況	29
(2) 大気汚染の状況	30
① 二酸化硫黄 ② 二酸化窒素	
③ 浮遊粒子状物質 ④ 光化学オキシダント	
⑤ 風向・風速	
(3) 大気汚染防止対策	36
①排出基準（硫黄酸化物、ばいじん、有害物質） ②ばい煙発生施設の届出状況	

(4) 環境放射線量の測定	4 0
4 水 質	4 1
(1) 環境基準	4 1
① 生活環境の保全に関する環境基準	② 人の健康の保護に関する環境基準
(2) 水質汚濁の状況	4 3
① 黄瀬川水系	② 鮎沢川水系
(3) 水質汚濁防止対策	4 9
① 工場・事業場の監視及び指導	② 排水基準(静岡県条例の排水基準)
③ 届出状況	④ 生活系排水対策
5 騒音・振動	5 6
(1) 騒音・振動の概要と環境基準	5 6
(2) 騒音・振動の防止対策	5 7
① 工場、事業場の規制基準	② 建設作業の規制基準
③ 道路交通騒音	④ 自動車騒音の常時監視
⑤ 届出状況	
6 悪 臭	6 2
(1) 悪臭防止対策	6 2
① 悪臭の概要	② 悪臭の規制
③ 届出状況	
7 地下水	6 5
(1) 地下水の利用状況	6 5
① 水循環と地下水	② 揚水状況と地下水障害
③ 地下水位の経年変化	
(2) 地下水の保全対策	6 8
(3) 環境基準	6 8
(4) 地下水汚染防止対策	6 9
① 対策の概要	② 汚染井戸の状況
8 ダイオキシン類	7 1
(1) 概要と環境基準	7 1
(2) 汚染の状況	7 2
① 大気環境の調査結果	② 土壌の調査結果
(3) ダイオキシン類汚染防止対策	7 4
① 特定施設の届出状況	② 規制基準
第5章 廃棄物等	7 5
1 廃棄物処理基本方針	7 5
2 廃棄物行政のあゆみ	7 6
3 ごみ処理の状況	8 2
(1) ごみ発生量(年度別)	8 2
4 ごみ減量に関する取組み	8 3
(1) 生ごみ処理容器等購入事業補助金交付制度	8 3
(2) マイバッグ持参率	8 4

5 ごみ資源化の状況	8 4
(1) 資源物の再資源化実績	8 4
① びん・缶 ② 古紙 ③ ペットボトル・トレイ・発泡スチロール ④ 使用済小型家電（拠点・集積所回収） ⑤ 使用済小型家電（施設回収） ⑥ 金属類 ⑦ 生ごみ	
(2) 資源物以外の再資源化実績	8 6
① 収集ごみの再資源化実績 ② 有害ごみ（乾電池） ③ 使用済蛍光管（拠点回収） ④ 危険ごみ（スプレー缶）	
6 資源回収団体による資源物回収	8 7
7 ごみ収集	8 8
(1) ごみ収集体系	8 8
(2) ごみ集積場設置数	8 9
(3) 粗大ごみ出張収集	8 9
8 不法投棄	8 9
9 環境美化活動	9 0
10 道路上における動物の死体処理件数	9 0
11 墓地、埋葬等に関する許可	9 0
12 犬の登録	9 1
13 廃棄物処理施設	9 2
(1) 御殿場市リサイクルセンター	9 2
(2) 御殿場市粗大廃棄物処理場	9 5
(3) 御殿場市一般廃棄物最終処分場前処理施設	9 7
(4) 廃棄物処理手数料徴収事務	9 9
14 一般廃棄物最終処分施設	1 0 1
(1) 御殿場市一般廃棄物最終処分場	1 0 1
(2) 御殿場市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設	1 0 2
(3) 新大野原不燃物最終処分場	1 0 2

<組織と事務分掌>

(1)組織 (平成 29 年 4 月 1 日現在)



(2)事務分掌 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

環境課	リサイクル推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全 ・環境審議会 ・地球温暖化対策 ・自然保護 ・鳥獣保護、捕獲許可及び飼養の登録 ・地下水 ・富士山基金 ・公害 ・水質保全協議会 ・一般廃棄物の処理計画 ・ごみ減量等推進審議会 ・ごみ減量等推進員 ・一般廃棄物の減量、再利用の計画 ・一般廃棄物の処理計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理業及び屎尿浄化槽清掃業の許可 ・事業系廃棄物の排出指導 ・その他廃棄物 ・火葬場、ごみ処理場及び屎尿処理場による御殿場市・小山町広域行政組合との連絡調整 ・環境衛生自治推進協会 ・公衆衛生 ・犬の登録及び狂犬病予防 ・地域猫活動の支援 ・墓地 ・部内の連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の収集及び処分 ・特定資源物の収集及び再資源化 ・廃棄物処理手数料（指定袋による一般廃棄物の廃棄物処理手数料は除く。） ・リサイクルセンター ・最終処分場 ・粗大廃棄物処理場 ・廃棄物の不法投棄の監視及び指導 ・集積所の清潔保持及びごみ出し等の指導 ・へい死動物の処理 ・環境美化奨励金

※それぞれの事務分掌の末尾に「に関すること。」を付ける。

第1章 第二次御殿場市環境基本計画

1 第二次御殿場市環境基本計画の概要

(1) 計画の内容等

この計画は、御殿場市環境基本条例に基づいて策定し、環境分野のマスター・プランとして位置付けており、期間は平成28年度から平成37年度までの10年間としています。また、この計画では、市が実施する施策だけでなく、市民・事業者・滞在者の方々が環境問題に取り組む姿勢や具体的な取組内容を示しています。

(2) 目指す環境像

富士山のふもとで 自然と人が共生するまち 御殿場

～未来輝く エコライフシティをめざして～

「市の最大の象徴であり、すべての環境に通じる富士山」

「自然とまちを形成する人との共生」

「輝く星、輝く人、輝く未来」

第一次計画では「富士・人・未来 はぐくむ自然郷（エコトピア）御殿場」を目指す環境像としましたが、第二次計画では第一次計画の環境像を継承しつつ、更に発展させた環境像を設定しています。

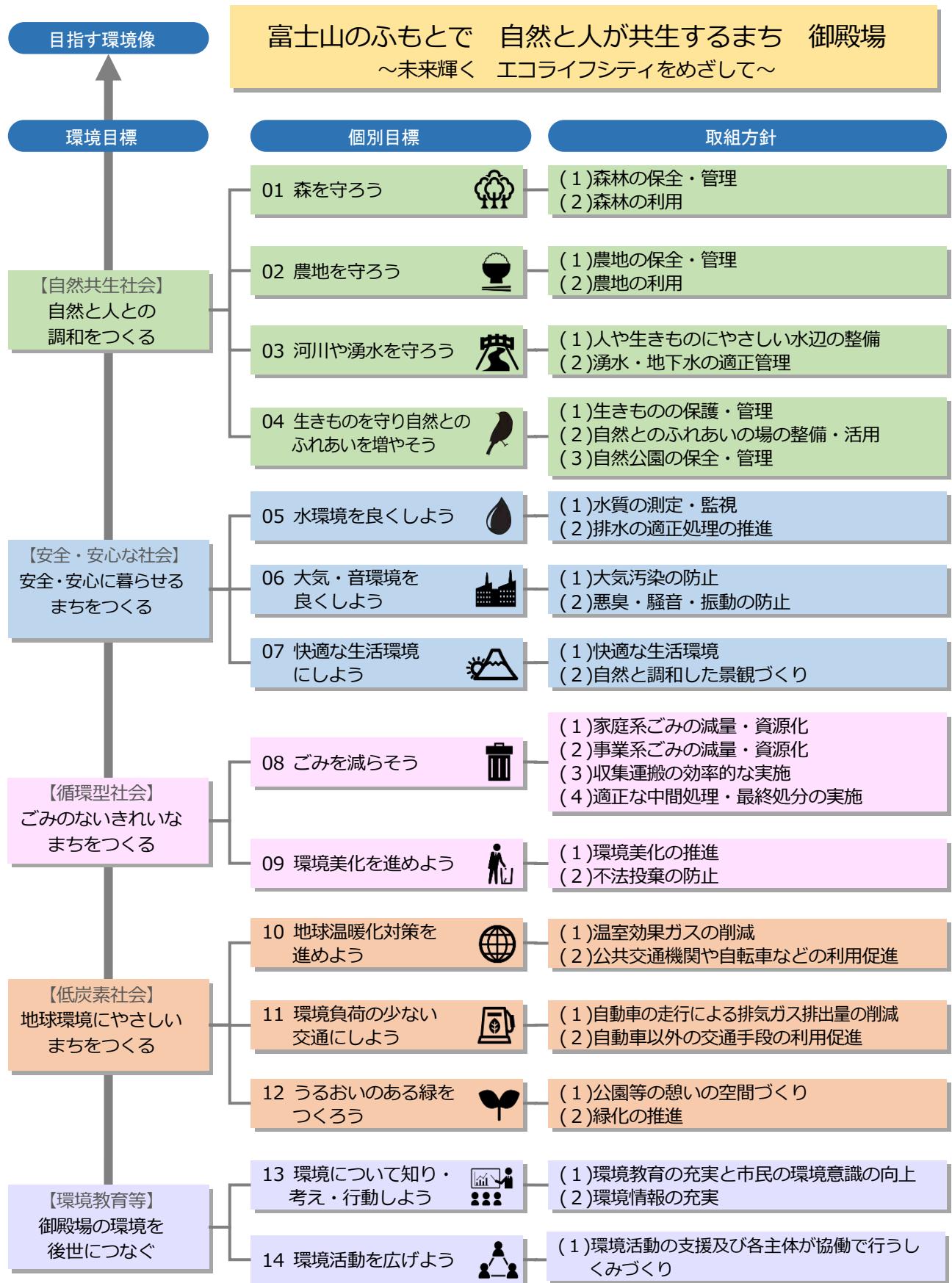
(3) 施策の体系と推進体制

計画の目指す環境像を実現するため5つの分野ごとに環境目標を掲げ、さらに個別目標を実現するために率先して取り組むべき基本施策に取り組んでいます。計画全体や基本施策の進行状況は、事務局である環境部環境課と所管課で点検・評価を実施し、報告書を作成した後、市民、事業者、関連団体等が参加する「御殿場市環境市民懇話会」に報告していきます。懇話会での意見を事業の見直し・改善に生かし、環境施策の充実と推進を図ります。

(4) 点検・評価の方法

平成28年度に実施した環境の保全と創造に関する施策及び事業の内容並びに実施状況、課題等について、所管課に報告してもらい、14の個別目標ごとに37の数値目標を設定し、点検・評価指標を設け、事務局である環境課と所管課で点検・評価を行いました。

○ 計画の目指す環境像と施策の体系図

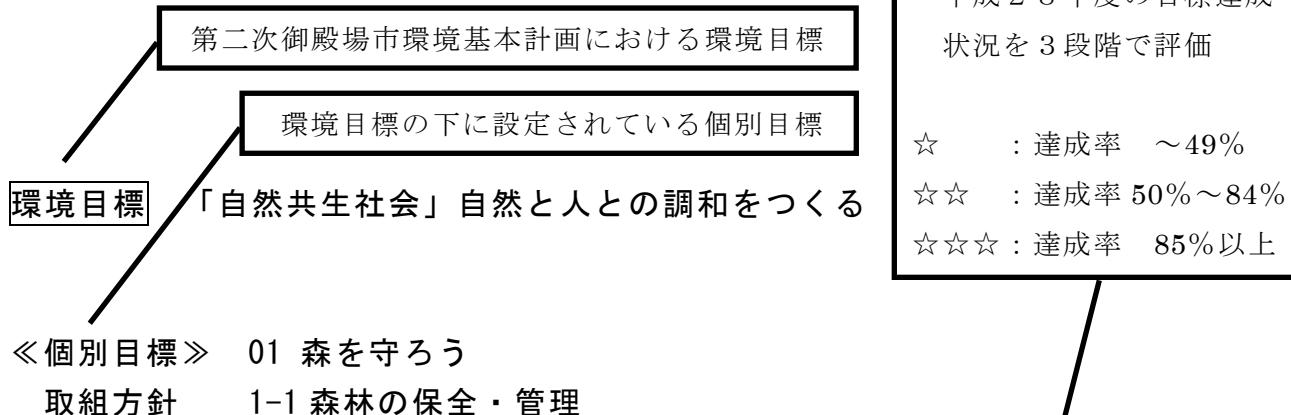


2 第二次御殿場市環境基本計画の点検・評価結果

第二次御殿場市環境基本計画では平成28年度から平成37年度までの10年間を計画の期間としており、計画の目標達成状況を把握するため、「数値目標」を設定しています。

平成28年度実績の第二次御殿場市環境基本計画の点検・評価結果について報告します。

表の見方



平成28年度の目標達成

状況を3段階で評価

☆ : 達成率 ~49%

☆☆ : 達成率 50%~84%

☆☆☆ : 達成率 85%以上

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
1-1	間伐実施面積（累計）	1,540.00ha	1,581.48ha	☆☆☆	1,840.00ha
	神山地区での大規模な森林経営計画の策定により、間伐面積が大幅に増加し、目標値を上回る結果となった。				
	林道整備延長（舗装延長）	18,349m	18,349m	☆☆☆	19,687m
	平成28年度は高内1号線の測量設計のみで、工事は平成30年度から実施予定であるが、目標は達成した。				
	広葉樹への転換面積（累計）	4.60ha	5.18ha	☆☆☆	5.40ha
市単独の樹種転換事業に加え、富士岡地区まちづくり実施部会事業での樹種転換の実施もあり目標を達成した。今後も森林組合と連携し計画的な整備を推進していく。					

個別目標に対する実績状況・評価や進捗
状況が記載されています。

環境目標 「自然共生社会」自然と人との調和をつくる

«個別目標» 01 森を守ろう

取組方針 1-1 森林の保全・管理

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
1-1	間伐実施面積（累計）	1,540.00ha	1,581.48ha	☆☆☆	1,840.00ha
	神山地区での大規模な森林経営計画の策定により、間伐面積が大幅に増加し、目標値を上回る結果となった。				
	林道整備延長（舗装延長）	18,349m	18,349m	☆☆☆	19,687m
	平成28年度は高内1号線の測量設計のみで、工事は平成30年度から実施予定であるが、目標は達成した。				
	広葉樹への転換面積（累計）	4.60ha	5.18ha	☆☆☆	5.40ha
市単独の樹種転換事業に加え、富士岡地区まちづくり実施部会事業での樹種転換の実施もあり目標を達成した。今後も森林組合と連携して計画的な整備を推進していく。					

«個別目標» 02 農地を守ろう

取組方針 2-1 農地の保全・管理

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
2-1	エコファーマー認定数	37人	46人	☆☆☆	40人
	農業者の環境配慮に対する意識の向上もあり、目標の37人を大きく上回る46人の認定となった。引き続き農業者への周知や情報提供に努めていく。				
	有害鳥獣による被害面積	1,063a	651a	☆☆☆	720a
	651aの被害面積に抑えることができ目標を達成した。今後、中間目標を見直すとともに国・県・周辺自治体との連携を強化し、更なる被害の縮小に努めていく。				
	多面的機能支払対象面積	143.8ha	200.9ha	☆☆☆	170.0ha
平成27年度に活動組織が2組増え、対象面積も増加したため、目標を大幅に超える結果となった。今後、更新する際に面積の増加について検討してもらうとともに制度についてPRし、新たに活動する組織を増やすよう努めていく。					

『個別目標』 03 河川や湧水を守ろう

取組方針 3-1 人や生きものにやさしい水辺の整備

3-2 湧水・地下水の適正管理

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
3-1	河川に配慮した河川整備箇所数（累計）	13 箇所	13 箇所	☆☆☆	15 箇所
	河川底に発生した転石を並べて環境に配慮した施工をするなど 13 箇所整備し、目標を達成した。今後も箇所数だけにこだわるのではなく、質の向上にも努めていく。				
3-2	有収率（配水量に対し実際に使用された水量の割合）	83.6%	83.6%	☆☆☆	86.8%
	配水量が減少する中で、定期的な漏水調査を実施し発見した漏水に対する修繕作業を隨時執り行うことで目標を達成した。今後も継続し有収率を向上させ、地下水の適正な管理に努めていく。				
	年間平均地下水位	306.27m	306.00m	☆☆☆	306.27m
	市内には多くの湧水地点があるが、県の調査により 30 地点のうち 14 地点で湧水が減っているとの報告がある状況で、基準年度（平成 26 年度）と比較し大幅な変化なく推移しているものの僅かながら目標値を達成することができなかった。今後も地下水位や湧水量の監視を実施し、地下水障害防止及び水質の保全に努めていく。				

『個別目標』 04 生きものを守り自然とのふれあいを増やそう

取組方針 4-2 自然とのふれあいの場の整備・活用

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
4-2	富士山樹空の森の利用者数	390,800 人	297,300 人	☆☆	400,000 人
	悪天候やスケートリンクの中止の影響もあり、利用者数の減少となったことから目標を達成することができなかった。今後も気軽に富士山の自然を体験して学べるような魅力あるイベントを実施し、利用者数の増加に努めていく。				
	自然観察会などへの参加者数	686 人	602 人	☆☆☆	750 人
	天候不良により中止になってしまった自然観察会等もあり、目標値に届かなかった。参加者数を増やすため、魅力ある自然観察会を企画するとともに市民に広く周知していくよう努めていく。				

環境目標 「安心・安全な社会」 安心・安全に暮らせるまちをつくる

『個別目標』 05 水環境を良くしよう

取組方針 5-1 水質の測定・監視 5-2 排水の適正処理の推進

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
	河川の環境基準目標値の達成度	94.2%	100.0%	☆☆☆	100.0%
5-1	黄瀬川水系及び鮎沢川水系の水質などを測定し、河川の水質汚濁状況を調査した結果、いずれも環境基準値を満たす結果となった。今後も河川の水質汚濁状況を適正に把握し、水質汚染の防止をしていく。				
5-2	汚水処理人口普及率	63.8%	63.2%	☆☆☆	70.0%
	下水道接続の啓発促進や合併処理浄化槽の普及促進を進めてきたものの、目標値には僅かに届かなかった。今後も整備事業を推進していくとともに普及啓発に努めていく。				

『個別目標』 06 大気・音環境を良くしよう

取組方針 6-1 大気汚染の防止 6-2 悪臭・騒音・振動の防止

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
	大気汚染に係る環境基準達成率 (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	100.0%	100.0%	☆☆☆	100.0%
6-1	全ての項目で環境基準を満たしており目標を達成した。今後も継続して大気汚染物質の常時監視を行い大気環境の現状を把握に努め、大気汚染の防止を図っていく。				
6-2	自動車騒音に係る環境基準超過割合	6.9%	23.7%	☆	5.0%
	測定する路線が変更した影響で要請限度を超過した国道の地点が複数あり、超過割合が高くなってしまったことから目標を達成することができなかった。今後も継続して観測していくことに加え、測定結果を踏まえた分析や対応を実施していく。				

『個別目標』 07 快適な生活環境にしよう

取組方針 7-1 快適な生活環境 7-2 自然と調和した景観づくり

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
7-1	立入検査による違反指導事業所の割合	0.0%	0.0%	☆☆☆	0.0%
	52事業所の立入検査（県との合同含む）を実施した。その結果、基準超過は無く、違反も無かったため目標を達成することができた。				
	公害苦情件数	30件	43件	☆	25件
公害苦情件数の内訳として大気32件、水質4件、騒音5件、振動0件、悪臭2件であった。市民が快適な生活環境への関心が高まっていることから、感覚的な苦情が増加傾向にあり、目標達成とはならなかった。今後も苦情発生原因の特定及び除去に努め、市民が快適に生活できる環境を構築していく。					
7-2	眺望遺産の認定件数（累計）	5件	5件	☆☆☆	7件
	目標は達成した。平成28年度は平成28年度に予定されている中期認定に向け、候補リストの作成と検討を行い、今後も継続して目標達成に努めていく。				

環境目標 「循環型社会」ごみのないきれいなまちをつくる

『個別目標』 08 ごみを減らそう

取組方針 8-1 家庭系ごみの減量・資源化 8-2 事業系ごみの減量・資源化

8-4 適正な中間処理・最終処分の実施

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
8-1	ごみ総排出量	28,708t	28,376t	☆☆☆	27,364t
	事業系ごみが増加傾向にあるものの目標値を達成することができた。引き続きごみの減量を推進していく。				
	家庭系ごみリサイクル率	16.13%	13.31%	☆☆	21.57%
8-2	事業所の拠点回収が増えたことから、家庭系ごみリサイクル率が伸びず目標値を達成することができなかった。今後、更にリサイクルを推進するため、市民に広く分別の周知をしていくとともに新たに資源となるものの回収も検討をしていく。				
	生ごみ処理機の設置補助件数（累計）	8,462件	8,474件	☆☆☆	8,700件
広く市民に周知を続けた結果、目標を達成することができた。可燃ごみの多くを占める生ごみを減量するためにも今後も継続して周知をしていく。					

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
8-4	最終処分場の埋立残容量	17,744 m ³	18,618 m ³	☆☆☆	13,300 m ³
	分別の種類を増やし、再資源化を進めたことにより埋め立てるごみ量が減少し、目標を達成することができた。				
	不適切排出ごみの件数	2,998 件	3,101 件	☆	2,000 件
新たに資源物回収を増やしたため、搬出方法の浸透が十分とは言えず、不適切排出ごみの件数が増加してしまったことから、目標を達成することができなかつた。今後も搬出者への指導啓発を継続していく、目標達成に努めていく。					

《個別目標》 09 環境美化を進めよう

取組方針 9-1 環境美化の推進 9-2 不法投棄の防止

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
9-1	環境美化活動参加者数	34,749 人	36,632 人	☆☆☆	36,100 人
	富士山世界遺産登録など市民の環境美化に対する意識の高まりもあり、環境美化活動への参加者数が増え、目標を達成することができた。				
9-2	不法投棄発見件数	94 件	80 件	☆☆☆	75 件
	不法投棄パトロール、不法投棄早期回収及び警察との投棄者割り出しなどにより、不法投棄されにくい環境をつくることで目標を達成することができた。				

環境目標 「低炭素社会」 地球環境にやさしいまちをつくる

『個別目標』 10 地球温暖化対策を進めよう

取組方針 10-1 地球温暖化・エネルギーの計画策定や調査

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
10-1	太陽光発電等新・省エネルギー機器設置補助件数（累計）	3,982 件	3,995 件	☆☆☆	6,200 件
	平成28年度よりリチウムイオン式蓄電池、燃料電池給湯器及びHEMSを新たに補助対象に加えたことや広報紙などのPRにより目標を達成することができた。				
	温室効果ガス排出量削減率 (市の事務事業)	0.5%	2.1%	☆☆☆	2.5%
	環境マネジメントシステムが職員に定着してきたことにより目標値を大幅に上回ることができた。今後も継続して環境マネジメントシステムを推進していく。				

『個別目標』 11 環境負荷の少ない交通にしよう

取組方針 11-2 自動車以外の交通手段の利用促進

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
11-2	公共交通機関利用者数 (バス) ※年間利用者数	697,000 人	775,354 人	☆☆☆	700,000 人
	平成28年度から交通移動支援策として高齢者等バス・タクシー利用券助成事業を始めたことにより、公共交通の利用者が増加し、目標値を達成することができた。				
	公共交通機関利用者数（電車） ※1日平均乗降者数	9,800 人	9,880 人	☆☆☆	10,000 人
	富士山の世界遺産登録以降、利用者数が少しづつではあるが伸びており、目標を達成することができた。				
	歩道（自転車・歩行者含む）の延長（道路台帳）	77.0 km	77.5 km	☆☆☆	81.9 km
	歩行者の通行量が多くなることが予測される道路に歩道を設置した成果もあり、目標値を達成することができた。歩行者が安心・安全な道づくりを進めるため次年度以降も引き続き歩道の整備を実施していく。				

『個別目標』 12 うるおいのある緑をつくろう

取組方針 12-1 公園等の憩いの空間づくり 12-2 緑化の推進

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
12-1 12-2	市民一人当たりの都市公園面積	3.98 m ² /人	3.55 m ² /人	☆☆☆	4.90 m ² /人
	基準年度（平成26年度）と比べ市民一人当たりの都市公園面積は上昇したが、目標値には届かなかった。市民に必要とされる公園の建設を進めていく、目標達成に努めしていく。				
	ごてんば花と緑のマイスター認定者数（累計）	45人	44人	☆☆☆	145人
	目標には1人届かず達成することができなかった。今後も継続的に募集をかけ、マイスター認定者数を増やし、緑化推進に協力してくれる市民の人数を増やしていく。				
	団地間連絡道路への植栽総延長	2.9 km	4.3 km	☆☆☆	14.5 km
法人や地権者の協力もあり順調に植栽距離を増やすことができ、目標達成することができた。					

環境目標 「環境教育等」御殿場の環境を後世につなぐ

『個別目標』 13 環境について知り・考え・行動しよう

取組方針 13-1 環境教育の充実と市民の環境意識の向上

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
13-1	環境教育イベント・講座などの参加者数	1,010人	676人	☆☆	1,100人
	平成27年度からごみの分別方法が変わったことにより、平成27年度は多くのごみ分別講座が開催され、参加人数が多かった。平成28年度は分別方法が浸透してきたこともあり、ごみ分別講座自体の回数が少なく、前年度と比較して参加人数が400人近く減少したことから目標を達成することができなかった。今後もニーズにあった環境教育イベントや講座を企画し、参加者数を増やしていく。				
	富士山豆博士認定者数（累計）	6,404人	6,557人	☆☆☆	8,800人
	平成28年度は御殿場小、御殿場南小、朝日小及び高根中の児童生徒で合わせて380人が富士山豆博士として認定され、目標を達成することができた。				

『個別目標』 14 環境活動を広げよう

取組方針 14-1 環境活動の支援及び各主体が協働で行うしくみづくり

項目	指標	目標値 (H28)	実績 (H28)	評価	中間目標値 (H32)
14-1	エコアクション21認証取得事業者数（累計）	31 社	30 社	☆☆☆	40 社
	平成28年度は取得事業所が1事業所にとどまり、目標とする年2事業所の取得は達成できず、目標も達成することができなかった。広報などを通じて広く周知していく必要がある。				
	環境活動に係る市民協働事業数（累計）	29 事業	32 事業	☆☆☆	40 事業
	平成27年度に4事業、平成28年度は2事業実施し、目標を達成することができた。今後も継続して活動できるよう支援をしていく。				
	環境活動登録件数（累計）	6 件	0 件	☆	30 件
平成29年度より登録制度が始まるところから、目標未達成となった。目標を達成できるよう周知を強化していく必要がある。					

第2章 環境への各種施策

1 環境行政のあゆみ

年	月	内容
5	11	「環境基本法」制定
8	3	「静岡県環境基本条例」施行
9	3	「静岡県環境基本計画」策定
10	10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
11	4	環境保全課を新設
12	7	「環境審議会」が発足
	12	市役所がISO14001の認証を取得
13	4	「御殿場市環境基本条例」施行
	4	「御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定
14	3	「第2次静岡県環境基本計画」策定
	4	環境保全課と環境衛生課を統合し、環境課を新設
16	3	「御殿場市環境基本計画」策定
	12	「環境市民会議」が発足
18	3	「第2次静岡県環境基本計画」改定
19	2	「御殿場市地域省エネルギー・ビジョン」策定
	3	「第2期御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定
	3	「静岡県地球温暖化防止条例」制定
20	12	ISO14001の認証を返上
21	4	独自の環境マネジメントシステムである「御殿場市環境マネジメントシステム」運用開始
	5	「環境市民会議」を廃止し「環境市民懇話会」を発足
23	3	「第3次静岡県環境基本計画」策定
24	3	「第3期御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定
27	3	「ふじのくに地球温暖化対策実行計画（改定版）」策定
28	3	「第二次御殿場市環境基本計画」策定
28	10	「御殿場市環地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」策定
29	3	「第4期御殿場市環地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定

2 御殿場市環境マネジメントシステム

【御殿場市環境マネジメントシステム基本理念・環境方針】

基本理念

御殿場市は、富士山のふもとに位置し、さわやかな高原のまちとして、豊かな自然と文化を富士山とともに育んできました。

しかし、私たちは豊かな社会を築き上げる一方で、この環境に負荷を与え続け、地域のみならず地球規模の環境をも悪化させています。

そこで、私たちは環境問題を普遍的な課題としてとらえ、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けて環境に配慮した暮らし方や事業活動を進めていく必要があります。

このため、本市は一事業所として環境マネジメントシステムを導入することにより、市の事務及び事業を環境に配慮した組織活動として取り組み、豊かな自然やかけがえのない地球環境を守り育て、確実に次の世代に引き継ぐよう努めています。

環境方針

御殿場市役所は、率先して環境問題に取り組むことを最重要課題と位置付け、一人ひとりの毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境負荷の低減に努め、環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、環境マネジメントシステムを活用することにより市民サービスの向上を図るために、次の事項について取り組んでいきます。

- 1 環境関連法令等を順守するとともに、継続的な環境の保全・改善に努め、さらに汚染の未然防止を図ります。
- 2 環境マネジメントに関する組織運営体制を整備し、責任の所在を明確にするとともにシステムを継続的に改善します。
- 3 低炭素社会の実現を目指し、温室効果ガス削減に取り組んでいきます。
- 4 環境の向上と環境負荷の低減について具体的な目標を設定し、継続的に見直します。
- 5 組織のために働くすべての人が環境方針を認識し、環境方針に沿った活動を継続的にできるよう教育訓練を行います。
- 6 環境方針及び環境に関する情報を広く内外に公表します。

平成21年4月1日

御殿場市長 茂林洋平

(1) 環境マネジメントシステムの運用

御殿場市は、地球環境の保全に自ら率先して取り組み、環境にやさしいまちづくりを推進しています。そして、このことが環境問題に対する市民の意識啓発にもつながる考えています。

ISO14001は、環境により良い事業活動を行うため、環境への負荷低減や環境保全活動推進に配慮した事業活動を計画、実行し、これを常に検証し見直す作業（P D C Aサイクル）を続ける環境マネジメントシステムに与えられる認証です。御殿場市では、平成12年12月にISO14001の認証を取得し、平成15年度には取り組み範囲（適用範囲）を広げ認証を更新しました。平成18年度にはさらに範囲を広げ認証更新しました。8年間にわたる継続的活動によって、職員に環境配慮意識及び行動の定着やエネルギー消費量の削減など一定の成果を上げてきました。

平成21年度からは、御殿場市環境マネジメントシステムに移行し、組織特性にあった取り組みを開始しました。

平成22年度には、運用体制の強化を図るために新たに内部環境監査員を養成するとともに、優良環境活動の表彰制度を導入しました。

3 御殿場市地球温暖化対策実行計画

市では、平成10年10月に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて、市役所の事務及び事業の実施によって排出される温室効果ガスの排出量を抑制するため、平成13年3月に温室効果ガスの削減目標及び削減のための取組内容を定めた「第1期地球温暖化対策実行計画」を策定しました。その後、平成19年3月に「第2期地球温暖化対策実行計画」、平成24年3月に「第3期御殿場市地球温暖化対策実行計画」を策定し、全職員が常に意識をもって行動することにより、削減目標達成に向け取り組んできました。平成28年10月には「御殿場市環地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、平成29年3月には「第4期御殿場市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、全職員が市役所の事務・事業において、温室効果ガスの削減目標達成に向け取り組んでいます。

(1) 計画の期間・削減目標

区分	基準年度	計画の期間	温室効果ガス削減目標
第1期実行計画	平成11年度	平成12年度～平成18年度	5%
第2期実行計画	平成17年度	平成19年度～平成23年度	5%
第3期実行計画	平成22年度	平成24年度～平成28年度	5%
第4期実行計画 (事務事業編)	平成27年度	平成29年度～平成32年度	4%
実行計画 (区域施策編)	平成17年度	短期目標：平成32年度	16%
		中期目標：平成42年度	26%
		長期目標：平成62年度	80%

本庁・出先機関及び指定管理施設を含めての機関

<第4期実行計画の削減目標の内訳>

エネルギーの使用等（電気、A重油、灯油、都市ガス、LPG、ガソリン、軽油）

項目	基準年度（H27） 排出量	目標（H32）	
		削減率	削減量
電気使用量	9,972 t	4%	399 t
公用車燃料使用量	356 t	2.5%	9 t
その他燃料使用量	1,210 t	4.4%	53 t
合計	11,538 t ※	4%	461 t

※平成27年度実績値に庁舎東館、浄化センター処理量増加分を加算した見込値

また、間接的な効果のある水使用量、紙使用量、廃棄物排出量についても削減に向け努力します。

(2) 計画の対象物質

排出量を削減する温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4物質とします。

(3) 計画の対象範囲

市直営施設（本庁舎・東館・分館・水道庁舎）、出先機関及び指定管理施設を含めた全ての機関とします。

ただし、委託事業及び地区コミュニティ供用施設、道路街灯などの電気の使用等に伴う

二酸化炭素排出量は除きます。

(4) 取組内容

①物品等やサービスの使用、購入に当たっての取組

- ・グリーン購入等の推進
- ・省エネルギー、省資源の徹底
- ・廃棄物減量化とリサイクルの推進

②公共施設の建築、改築及びその管理等に当たっての環境保全への配慮

- ・環境に配慮した設計・施工・管理の推進
- ・冷暖房等の省エネルギー管理の推進

③教育・事業部門等における環境保全への配慮

- ・環境教育の推進
- ・再生可能エネルギーや環境負荷の少ない高効率機器の導入の推進

④公共事業等における環境保全への配慮

- ・緑化の推進
- ・建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処分の推進

(5) 温室効果ガス排出状況

①第1期実行計画

		平成11年度 (基準年)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		目標削減率(%)	0.0%	1.0%	2.0%	3.0%	5.0%	5.0%	5.0%
		実削減率(%)	△1.1%	1.3%	△0.1%	4.1%	2.4%	0.1%	4.1%
市役所全体	本庁	目標排出量(kg)	3,663,504	3,663,504	3,626,869	3,590,234	3,553,599	3,479,335	3,479,335
		実排出量(kg)	3,663,504	3,703,743	3,614,459	3,665,742	3,513,842	3,574,801	3,658,165
内 訳	本庁	目標排出量(kg)	719,947	719,947	712,748	705,548	683,950	662,351	662,351
		実排出量(kg)	719,947	717,316	653,906	672,597	641,780	660,034	684,055
	出先機関	目標排出量(kg)	2,943,557	2,943,557	2,914,121	2,884,686	2,869,649	2,816,984	2,816,984
		実排出量(kg)	2,943,557	2,986,427	2,960,553	2,993,145	2,872,062	2,914,767	2,974,110

		平成11年度 (基準年)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		目標削減率(%)	0.0%	1.5%	2.5%	3.0%	4.0%	4.0%	4.0%
		実削減率(%)	△3.5%	5.2%	9.4%	15.5%	20.6%	0.9%	17.4%
用紙類の使用量	用水の使用量	使用量(kg)	120,292	124,662	114,024	108,937	102,804	95,461	119,199
		目標削減率(%)	0.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%	3.0%	3.0%
		実削減率(%)	4.9%	11.9%	17.8%	24.6%	23.9%	23.9%	27.7%
廃棄物の排出量	廃棄物の排出量	使用量(kg)	245,342	233,281	216,267	201,592	184,922	186,777	186,724
		目標削減率(%)	0.0%	1.5%	2.5%	3.0%	4.0%	4.0%	4.0%
		実削減率(%)	△9.2%	△3.9%	0.5%	5.9%	27.8%	40.9%	40.5%
		使用量(kg)	402,878	440,011	418,438	400,792	378,973	290,925	238,270

②第2期実行計画

		平成17年度 (基準年)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度に おける削減率 (基準年比)	
市役所全体		実排出量(kg)	3,600,164	3,539,997	3,454,259	3,547,334	3,515,258	3,367,091	6.5%
内 訳	本庁	実排出量(kg)	658,226	632,302	598,761	632,290	660,072	588,080	
	出先機関	実排出量(kg)	2,941,938	2,907,695	2,855,498	2,915,044	2,855,186	2,779,011	

		平成17年度 (基準年)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度に おける削減率 (基準年比)	
電気使用量		排出量(t)	1,997	2,075	2,059	2,129	2,373	2,330	△16.7%
公用車燃料使用量		排出量(t)	311	288	268	255	262	270	13.2%
その他燃料使用量		排出量(t)	1,292	1,177	1,127	1,167	880	767	40.6%

③第3期実行計画

		平成22年度基準年		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度 における削減率 (基準年比)
		(基準値)	(直近年度)						
内 訳	市役所全体	3,515,258	4,308,240	4,116,053	4,097,106	4,069,720	4,084,648	4,216,992	* ¹ 2.1%
	本庁	660,072	808,174	856,668	695,028	665,903	632,769	664,002	
	出先機関	2,855,186	3,500,066	3,259,384	3,402,078	3,403,817	3,451,879	3,552,990	

		平成22年度基準年		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度 における削減率 (基準年比)
		(基準値)	(直近年度)						
電気使用量	2,372,499	3,165,481	3,205,198	3,189,573	3,133,334	3,138,083	3,266,730	* ¹ -3.2%	
公用車燃料使用量	262,299	262,299	268,386	255,993	254,435	277,454	271,550	* ¹ -3.5%	
その他燃料使用量	880,460	880,459	642,469	651,540	681,950	669,110	678,713	* ¹ 22.9%	

* 電気使用量の温室効果ガス排出係数は、直近年度(0.491)により算出しています。

* 1 削減率は直近年度の排出係数により算出した基準年度と今年度を比較しています。

4 新・省エネルギー各種関連事業

市では、平成19年2月に「御殿場市地域省エネルギービジョン」を策定し、第一次環境基本計画と同じ平成27年度までを最終年度とし、省資源・省エネルギーの目標や重点プロジェクトを明確化して取り組んできました。平成28年度から第二次環境基本計画の環境目標の一つとして位置づけ、「低炭素社会 地球環境にやさしいまちをつくる」として再生可能エネルギー・省エネルギー・地球温暖化防止対策を推進していきます。

(1) 子どもへの省エネ教育の推進

①アースキッズ事業

子どもたちが家族の環境リーダーとして家庭での省エネ活動を実践

- ・玉穂小学校5年生（85人）、原里小学校4年生（103人）が参加
- ・平成18年度から1,913人の児童をエコリーダーに認定

②エコアクション（こども環境会議）事業

- ・市内の児童生徒211人が15の体験コーナーに参加して環境について学び、御殿場市の環境に対する意見や日頃の環境活動を発表
- ・御殿場の環境への提言を採択し、市長及び議長に提言

(2) 新・省エネ機器等の導入支援事業

地球温暖化防止のため、環境への負荷が少ない新・省エネルギー機器の導入を推進しており、新・省エネ機器等の設置者にそれぞれ太陽光発電システム5万円、太陽熱高度利用システム2万円、高効率給湯器(CO₂冷媒ヒートポンプは2万円、潜熱回収型給湯器は1万円、燃料電池給湯器は5万円)、リチウムイオン蓄電池システム5万円、家庭用エネルギー管理システム1万円の補助金を交付

「御殿場市住宅用太陽光発電等新・省エネルギー機器設置者に対する補助」

	太陽光		太陽熱		高効率 給湯器	蓄電池	家庭用エネルギー 管理システム (HEMS)	合計
18	77 基	277.35kwh	14 基	58.26 m ²	-	-	-	91 基(91 件)
19	56 基	198.28kwh	8 基	38.12 m ²	-	-	-	64 基(64 件)
20	68 基	226.70kwh	5 基	24.02 m ²	232 基	-	-	449 基(416 件)
21	146 基	531.00kwh	12 基	51.37 m ²	300 基	-	-	624 基(580 件)
22	126 基	517.48kwh	7 基	30.05 m ²	269 基	-	-	590 基(579 件)
23	179 基	782.92kwh	11 基	38.02 m ²	108 基	-	-	441 基(423 件)
24	208 基	987.32kwh	18 基	77.09 m ²	53 基	-	-	380 基(363 件)
25	216 基	1,029.4kwh	18 基	74.4 m ²	96 基	-	-	436 基(413 件)
26	177 基	837.87kwh	23 基	104.42 m ²	83 基	-	-	352 基(337 件)
27	152 基	744.17kWh	15 基	72.02 m ²	54 基	-	-	270 基(256 件)
28	133 基	675.84kWh	7 基	30.11 m ²	70 基	55 基	33 基	298 基(236 件)
合計	1,538 基	6,808.33kwh	138 基	600.88 m ²	2,231 基	55 基	33 基	3,995 基(3,758 件)

第3章 自然環境の保全と創造

1 自然環境の保全

(1) 富士箱根伊豆国立公園

御殿場市の富士山中腹（標高およそ1,600m）以上の地域と、箱根外輪山の上部（標高およそ900m以上）の地域は、富士箱根伊豆国立公園に指定されています。国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を図り、国民の保健休養の場として活用されるために指定されていて、特に風致景観を維持する必要性の高い特別地域においては工作物の設置、植物の採取等の各種行為は、国や県の許可を受けなければなりません。

<御殿場市における国立公園の面積>

(単位：ha)

	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	計
富士山地域	287	555	7	590	1,439
箱根地域	0	49	81	221	351
計	287	604	88	811	1,790

<自然公園法に基づく申請に係る国等への進達件数>

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
工作物の新築、増築	7	6	5	4	3
植物の採取	3	1	2	2	3
その他	5	1	1	3	4

(2) 富士山麓植生保護

富士山中腹部（標高1,500mから2,000m付近）には厳しい環境の中でフジアザミやオンタデといった植物や樹木がわずかに生息しています。最近ではその周辺にオフロード車やオフロードバイクが乗り入れ、これらの貴重な植物を踏み荒らすという被害が発生しています。こうした被害を防止するため、市も構成員となっている富士山自然環境保全連絡会議では、車両の乗り入れ防止柵や看板を設置するとともに、乗り入れ防止パトロールを定期的に行ってています。

(3) 富士山基金

① 基金の概要

富士山の雄大な自然を守り、より豊かで、より美しい富士山を後世に伝えていくため、平成8年度に、「富士山基金」を創設し、市民をはじめとする、富士山に思いを寄せる多くの皆様から浄財を募っています。平成15年度には、「御殿場市富士山基金委員会」が設立され、この委員会で富士山の自然環境の維持保全、富士山の学術文化の振興等の資金として有効に活用していくことを検討しています。

② 活用事業

アごてんばの富士山豆博士事業

御殿場の子どもたちが、身近な存在である富士山及び富士山麓の自然に触れ親しみ、富士山を取り巻く自然環境の大切さ・素晴らしさを再認識するとともに、新たな発見をして、アゴテンバの富士山豆博士になることを目的とした事業です。

市内の小・中学校全16校を対象に、平成18年度から4校ずつ実施しています。

平成28年度は新たに380人の「ごてんばの富士山豆博士」が誕生し、児童生徒への認定証授与式を行いました。これまでに延べ6,557人が認定されています。実施校の取組成果は、市役所市民ホール及び富士山交流センター等へ展示とともに広報ごてんばに掲載し、公表しました。

<取組実施校>

年 度	実 施 校				取組児童・生徒数
平成24年度	御殿場小学校	御殿場南小学校	朝日小学校	高根中学校	382人
平成25年度	東小学校	原里小学校	玉穂小学校	富士岡中学校	522人
平成26年度	神山小学校	高根小学校	御殿場中学校	南中学校	550人
平成27年度	富士岡小学校	印野小学校	原里中学校	西中学校	372人
平成28年度	御殿場小学校	御殿場南小学校	朝日小学校	高根中学校	380人

イ 富士山宝永噴火300年記念DVD作成事業

平成19年度に富士山宝永噴火300年記念事業の中で、記念DVDの作成に当たり、一部基金が活用されました。

ウ 富士山測候所関係資料調査・登録・整理事業

平成21年度に富士山測候所御殿場基地事務所に所蔵されていた気象観測関係資料を調査・登録・整理に当たり、一部基金が活用されました。

エ 交流センター富士山ゾーン整備事業

平成21年度に交流センター富士山ゾーン整備事業の展示部門に一部基金が活用されました。

<富士山基金年度別寄付状況>

寄付者 分 類	8～25年度		26 年 度		27 年 度		28 年 度		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
一 般	285	19,782,109	2	399,074	2	279,323	3	1,308,693	292	21,769,199
募 金 箱		874,843		28,800		28,700		27,100		959,443
ビデオ分		544,320		0		0				544,320
5財産区	30	25,000,000		0		0			30	25,000,000
ふるさと納税			1	50,000	1	50,000			2	100,000
一般財源		27,507,049		126		977		1207		27,509,359
合 計	315	73,728,321	3	478,000	3	359,000	3	1,337,000	324	75,902,321
利 息		3,087,635		62,325		62,505		46,899		3,259,364
取り崩し	12	57,800,000	1	600,000	1	600,000	1	600,000	15	59,600,000
基金残高		19,015,956		18,956,281		18,777,786		19,561,685		

2 野生生物の保護等

(1) 傷病鳥獣の保護

傷ついたり病気等で動けなくなっている野生鳥獣を保護し、鳥獣保護管理員と連携を図り自然に還すことに努めています。平成28年度は20件の傷病鳥獣の保護をしました。

(2) 野鳥の捕獲の許可と飼養登録

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、愛玩飼養を目的とした野鳥の飼養の登録を行っています。また、飼養が許される野鳥はメジロに限られており、飼養することができるのは1世帯1羽のみです。ただし、平成24年度から捕獲は禁止となりました。違法捕獲や無登録飼養は法律により罰せられます。

<年度別許可実績>

年 度	捕 獲 許 可 件 数	飼養登録件数(更新含む)	許可鳥類
平成23年度	0 件	1 件	メジロ
平成24年度		0 件	
平成25年度		0 件	
平成26年度		0 件	
平成27年度		0 件	
平成28年度		0 件	

(3) 被害防止捕獲許可

鳥獣による著しい農作物や森林への被害、さらには私たちの生活環境や動植物類の生態系への悪影響を及ぼしかねない場合に、被害防止の捕獲を許可しています。

<年度別許可件数と捕獲実績>

年 度	許可件数	鳥類捕獲 許可数	哺乳類捕獲 許可数	鳥類捕獲数	哺乳類 捕獲数
平成13年度 ～22年度	118 件	5,260 羽	1,986 頭	1,984 羽	613 頭
平成23年度	4 件	0 羽	280 頭	0 羽	51 頭
平成24年度	5 件	0 羽	1,060 頭	0 羽	435 頭
平成25年度	8 件	0 羽	1,800 頭	0 羽	806 頭
平成26年度	5 件	0 羽	840 頭	0 羽	422 頭
平成27年度	14 件	0 羽	2,005 頭	0 羽	685 頭
平成28年度	15 件	0 羽	2,980 頭	0 羽	577 頭

主な捕獲許可鳥獣：ニホンジカ、イノシシ

3 自然とのふれあい

(1)富士山自然誌リレーセミナー

富士山とその周辺の自然環境を毎回違ったテーマで勉強していくセミナーです。平成8年度から平成28年度まで通算56回開催され、延べ1,555人が受講しています。

<これまでのセミナー>

年度	開催日	テーマ	参加者数
平成24年度	9月15日	富士山よろず面白講座	22人
	12月1日	富士山の岩屑なだれ	22人
平成25年度	7月27日	富士山の自然を楽しもう	20人
	8月2日	蝶から見た富士山～蝶から富士山を知ろう～	7人
平成26年度	8月4日	富士山で何が起こっているの!?～身近な火山～	23人
	8月16日	親子で森で遊ぼう	12人
平成27年度	8月1日	富士山の自然を学ぼう	11人
	8月11日	富士山の緑と花を探る	8人
平成28年度	8月2日	「富士山」や「身近な自然」は宝物!	6人
	8月13日	富士山の自然を学ぼう	15人

(2)富士山自然観察会

富士山とその周辺の自然に直接触れることによって、自然の仕組みや素晴らしさを知ってもらい、かつ自然保護の重要性を認識してもらうために、平成8年度から平成28年度まで通算39回開催し、延べ893人が参加しています。

<これまでの観察会>

年度	開催日	テーマ	参加者数
平成24年度	7月14日	森をつくる植物たち	26人
	10月13日	富士山に生きるアリたち	18人
平成25年度	7月27日	富士山の自然を楽しもう	20人
	10月19日	御殿場の火山噴出物から見た富士山の生い立ちと特徴	7人
平成26年度	8月16日	親子で森で遊ぼう	14人
	10月4日	富士山東麓の野鳥	25人
平成27年度	5月30日	富士山の野鳥と環境	16人
	8月1日	富士山の自然を学ぼう	11人
平成28年度	8月13日	富士山の自然を学ぼう	15人
	10月15日	富士山の野鳥と自然環境	13人

(3) トンボ池の整備事業

「富士山トンボ池の会」が、休耕田や空き地を利用したトンボの生息しやすい環境づくりを、交付金事業として行っています。これまでに4箇所の池を整備し、観察会や生息調査によって多くのトンボの成虫と幼虫が確認されました。成虫の中にはヒメアカネ、モートンイトトンボ、マルタンヤンマといっためずらしいトンボも確認されています。整備した池は昔ながらの身近な自然に触れることのできる場として、また、生涯学習の場として多くの人に利用されています。

平成17年度にはガイドパンフレット「御殿場のトンボ」を作成し、御殿場で確認された46種のトンボを紹介しています。平成19年度に追加印刷し、活用しています。

池 の 名 称	所 在 地	整備年月	面積 (m ²)
1号池 みくりや池	仁杉	平成12年1月	368.6
3号池 二枚橋池	二枚橋	平成13年6月	350
4号池 駒門池	駒門	平成14年4月	100

※2号池（こたろうトンボ池）は、平成16年7月、ほ場整備により廃止。

(4) 野鳥とのふれあい

「日本野鳥の会東富士」が、野鳥に関する知識を高めるための観察会・学習会や、身近な場所でも観察できる巣箱の作り方の教室といった、多くの野鳥や自然と触れ合うためのイベントを、交付金事業として行っています。

開 催 日	行 事 名	参加人数
5月 15日	市民夏鳥探鳥会	12人
11月 23日	巣箱・リース作り教室	12人
12月 11日	市民冬鳥探鳥会	12人

(5) 水辺での活動

御殿場市水質保全協議会では、河川に関する知識と美化意識を啓発するため、市内の河川で生きものと触れ合う環境教育事業を実施しています。

開 催 日	行 事 名	参加人数
6月 8日	蛍の観賞会	238人
8月 3日	水生生物観察会	30人
10月 4日	魚の放流	79人
3月 8日	蛍の幼虫の放流	43人

第4章 生活環境の現状と対策

1 環境法令等のあゆみ

年	月	内 容	
S33	12	「公共用水域の水質の保全に関する法律」(水質保全法) 制定	
	12	「工場排水等の規制に関する法律」制定	
36	10	「静岡県公害防止条例」制定	
37	3	「静岡県公害防止条例施行規則」制定	
	6	「ばい煙の排出の規制等に関する法律」(ばい煙規制法) 制定	
42	8	「公害対策基本法制定」	
43	6	「大気汚染防止法」制定 (ばい煙規制法廃止)	(43. 12. 1 施行)
	6	「騒音規制法」制定	(43. 12. 1 施行)
44	2	硫黄酸化物の環境基準設定	
	3	「静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱」制定	
45	2	一酸化炭素の環境基準閣議決定	
	4	水質汚濁に係る環境基準閣議決定	
	4	市土地利用対策委員会発足	
	6	「公害紛争処理法」公布	(45. 11. 1 施行)
	9	水質環境基準の水域類型指定 (狩野川水系)	
46	12	水質汚濁防止法公布	(46. 6. 24 施行)
	12	公害関係13法制定、改正	
	3	「静岡県公害防止条例」の一部改正	
46	4	市企画調整部公害対策室設置	
	5	騒音に関する環境基準閣議決定	
	6	騒音規制法に基づく地域指定をうける	
	6	「悪臭防止法」公布	(47. 5. 31 施行)
	6	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」公布、施行	
	6	騒音規制法に基づく自動車騒音の大きさの許容限度告示	
	12	水質汚濁に係る環境基準告示	
47	1	浮遊粒子状物質の環境基準告示	
	5	悪臭防止法に基づく悪臭5物質を指定	
	9	市公害対策室に分析室を設置	
	10	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (畜舎追加)	
48	3	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定 (狩野川水系)	(49. 4. 1 施行)
	4	河川環境調査開始	
	5	二酸化窒素、光化学オキシダントの環境基準告示	
	5	狩野川水系水質保全協議会御殿場支部発足	
	8	窒素酸化物の排出基準設定 (第1次規制)	

年	月	内 容
S49	3	悪臭防止法に基づく地域指定をうける
	4	市民安全課公害対策係新設
	4	光化学オキシダントの大気汚染自動測定開始
	9	酸性雨の調査開始
	12	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定 (鮎沢川水系) (50. 1. 1 施)
	12	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (旅館、試験研究機関追加)
50	1	水質環境基準の水域類型指定 (鮎沢川水系 A類型)
	6	御殿場市水質保全協議会発足 (狩野川水系水質保全協議会御殿場支部改称)
	6	大気汚染観測室設置
	12	窒素酸化物の排出基準改定 (第2次規制)
51	4	酒匂川水系保全協議会に加入
	4	「市土地利用対策委員会指導要綱」改正
	5	光化学オキシダントの予報制度開始
	6	「振動規制法」制定
	9	「悪臭防止法施行令」の一部改正 (二酸化メチル、アセトアルデヒド、スチレン追加)
52	6	窒素酸化物の排出基準改定 (第3次規制)
	10	振動規制法に基づく地域指定をうける
	11	窒素酸化物の大気汚染自動測定開始
53	6	硫黄酸化物、浮遊粒子状物質の大気汚染自動測定開始
	7	二酸化窒素の環境基準改定 (0.02ppm→0.04~0.06ppm)
54	3	騒音に係る環境基準の類型指定
	4	一酸化炭素の大気汚染自動測定開始
	5	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (病院、焼却施設追加)
	8	窒素酸化物の排出基準改定 (第4次規制)
	12	「排水基準に関する条例」の一部改正 (300床以上の病院、焼却施設に上乗せ基準設定)
55	6	炭化水素の大気汚染自動測定開始
56	11	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (冷凍調理食品製造業等11業種追加)
57	7	ばいじんの排出基準改定
58	9	窒素酸化物の排出基準の一部改正
59	3	「排水基準に関する条例」の一部改正 (冷凍調理食品製造業等8業種に上乗せ基準設定)
	4	「市土地利用対策委員会指導要綱」改正
	8	有機塩素系化合物の排出に係る暫定指導指針設定
60	4	市民安全課公害対策係を生活環境課公害対策係に改称
	6	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (小型ボイラー追加)
62	10	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (ガスタービン、ディーゼル機関追加)
	12	永塚1号井戸のテトラクロロエチレンによる汚染が判明

年	月	内 容
S63	2	トリクロロエチレン等の有機溶剤による地下水汚染調査を開始
	10	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（飲食店関係追加）
	11	特定建設作業の騒音に対する規制基準改正
H1	2	ゴルフ場の農薬による水質環境調査開始
	3	水質環境基準の水域類型指定（黄瀬川本流 B類型）
	3	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定）（H1. 10. 1 施行）
	4	四塩化炭素の排出に係る暫定指導指針設定
	6	「水質汚濁防止法」の一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排水基準設定、地下浸透禁止）（H1. 10. 1 施行）
	6	「大気汚染防止法」の一部改正（特定粉じんの規制）（H1. 12. 27 施行）
	9	杉名沢地区で民有井戸のトリクロロエチレンによる汚染判明
	9	「悪臭防止法施行令」の一部改正（ノルマル酪酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸、プロピオン酸追加）（H2. 4. 1 施行）
	12	「大気汚染防止法施行令」の一部改正（石綿を特定粉じんと定める）
	5	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」設定（環境庁）
2	6	「水質汚濁防止法」の一部改正（生活排水対策に関する規定を追加）
	6	「静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領」及び「ゴルフ場における農薬の安全使用暫定指針」設定
	11	「大気汚染防止法施行令」の一部改正（ガス機関、ガソリン機関を追加）（H3. 2. 1 施行）
	3	「排水基準に関する条例」の一部改正（弁当製造業、飲食店等に上乗せ基準設定）（H3. 5. 1 施行）
3	7	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の一部改正（殺虫剤 1 種、殺菌剤 4 種、除草剤 4 種の計 9 農薬追加）（H3. 7. 30 施行）
	7	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの洗浄、蒸留施設を特定施設に追加）（H3. 7. 30 施行）
	8	「土壤の汚染に係る環境基準」制定
	7	「静岡県環境影響評価要綱」制定
4	12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の一部改正（フェニトロチオ排水濃度 0.1ppm → 0.03ppm に強化）
	3	「ゴルフ場における農薬の安全使用指針」設定（暫定指針を指針に改正）
5	3	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（健康項目等の項目追加）
	6	「悪臭防止法施行令」の一部改正（トルエン等 10 物質を悪臭物質に追加）（H6. 4. 1 施行）
	11	「環境基本法」、「環境基本法施行に伴う関係法令の整備に関する法律」の制定施行
	12	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（ジクロロメタン等 13 物質を有害物質に追加指定）（H6. 2. 1 施行）
	6	「悪臭防止法施行規則」の一部改正（排出水中の悪臭物質を規制）（H7. 4. 1 施行）
7	4	「悪臭防止法」の一部改正（嗅覚測定法による規制方式を導入）（H8. 4. 1 施行）
	7	「市土地利用対策委員会指導要綱」改正
8	3	「静岡県環境基本条例」（H8. 4. 1 施行）
	5	「大気汚染防止法」の一部改正（特定粉じん排出作業の規制、指定物質排出規制基準の設定）（H9. 4. 1 施行）
	6	「水質汚濁防止法」の一部改正（地下水水質浄化、油流出防止）（H9. 4. 1 施行）
	12	「騒音規制法施行令」の一部改正（特定施設、特定建設作業の追加）（H9. 10. 1 施行）

年	月	内 容	
H9	2	大気に係るベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの環境基準設定	(H9. 4. 1 施行)
	3	地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定	(H9. 4. 1 施行)
	3	悪臭の地域指定によりトルエン等10物質の規制基準設定	(H9. 4. 1 施行)
	4	ゴルフ場使用農薬に係る暫定指導指針の追加設定(アセフェート他、4物質)	
	8	「大気汚染防止法施行令」の一部改正(指定物質としてダイオキシン類の抑制基準を設定) (H9. 12. 1 施行)	
	9	「騒音規制法施行令」の一部改正(特定建設作業機械の除外、機種指定)	(H9. 10. 1 施行)
10	4	ゴルフ場農薬に係る暫定指導指針一部改正	
	4	「大気汚染防止法」の一部改正(焼却炉のばいじん排出規制の強化等)	
11	5	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(PCBの処理施設を特定施設に追加)	
	9	騒音に係る環境基準改正 (騒音の評価方法を騒音レベルの中央値(LA50, T)から等価騒音レベル(LAeq, T)に変更)	(H11. 4. 1 施行)
	12	「静岡県生活環境の保全等に関する条例」制定(静岡県公害防止条例の全部改正)	(H11. 4. 1 施行)
11	2	公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目追加(硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素)	
	3	悪臭防止法施行規則の一部改正(排出口における臭気指数規制基準の設定)	
	3	騒音に係る環境基準の地域類型の指定について	(H12. 4. 1 施行)
	4	環境保全課を新設	
	4	「静岡県環境影響評価条例」制定	(H11. 6. 21 施行)
	7	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定	(H12. 1. 15 施行)
	12	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(ジクロロメタン洗浄、蒸留施設追加)	(H12. 2. 1 施行)
	3	自動車騒音の要請限度改正	(H12. 4. 1 施行)
12	5	悪臭防止法の一部改正(タイヤ火災等の悪臭を伴う事故等の措置の強化、臭気測定事務従事者(臭気判定士)に関する制度の法律への規定)	(H13. 4. 1 施行)
13	3	土壤の汚染に係る環境基準の一部改正(ふつ素、ほう素の追加)	
	4	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準の一部改正(ジクロロメタンの追加)	
	6	「水質汚濁防止法施行令」等の一部改正(ほう素、ふつ素、アンモニア・アンモニア化合物・亜硝酸化合物・硝酸化合物の3項目を有害物質に追加指定し、排水基準を設定)	(H13. 7. 1 施行)
	6	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定 (H13. 7. 15 施行)	
14	4	環境保全課と環境衛生課を統合し、環境課を新設	
	5	「土壤汚染対策法」制定	(H15. 2. 15 施行)
15	10	悪臭防止法に基づく地域指定を行い、臭気指数による規制基準を制定	(H15. 10. 1 施行)
16	2	「御殿場市環境基本計画」策定	(H16. 2. 12 簿定)
17	10	大気汚染防止法の一部改正(揮発性有機物質の排出基準の設定等)	(H18. 4. 1 施行)
	12	大気汚染防止法の一部改正(特定粉じん排出等作業における規模要件の撤廃)	(H18. 3. 1 施行)
19	2	土壤汚染対策施行規則の一部改正(汚染土壤の掘削による除去の改正)	(H19. 2. 19 施行)
	10	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例の一部改正(亜鉛含有量に係る上乗せ排水基準の変更)	(H19. 10. 19 施行)

年	月	内 容
H21	4	土壤汚染対策法施行規則の一部改正（土壤汚染状況把握制度の拡充、搬出土壌の管理強化） (H22. 4. 1 施行)
22	4	大気汚染防止法・水質汚濁防止法の一部改正（記録に関する罰則、指定施設） (H23. 4. 1 施行)
23	6	水質汚濁防止法の一部改正（対象施設の拡大、有害物質貯蔵施設の構造基準遵守・定期点検の義務化） (H24. 6. 1 施行)
	8	第2次一括法による騒音規制法、振動規制法、環境基本法及び悪臭防止法の一部改正（地域指定等の権限移譲） (H24. 4. 1 施行)
24	5	水質汚濁防止法施行令及び施行規則の一部改正（有害物質の追加） (H24. 5. 25 施行)
	9	水質汚濁防止法施行令の一部改正（指定物質の追加） (H24. 10. 1 施行)
25	1	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正 (特定工場の追加) (H25. 1. 25 施行)
	3	大気汚染防止法施行規則の一部改正（VOC 濃度の測定に係る規定変更） (H25. 3. 6 施行)
26	4	「水循環基本法」制定 (H26. 7. 1 施行)
	4	「雨水利用促進法」制定 (H26. 5. 1 施行)
	5	大気汚染防止法施行規則の一部改正（事前調査及び掲示の方法・届出者の変更等） (H26. 6. 1 施行)
	8	土壤汚染対策法施行規則の一部改正（基準値の変更） (H26. 8. 1 施行)
26	11	水質汚濁防止法施行令の一部改正（排水基準値の変更） (H26. 12. 1 施行)
27		「大気汚染防止法」及び「大気汚染防止法施行令」の一部改正 水銀に関する水俣条約の発効に伴う改正 (H30. 4. 1 以降施行予定)
	4	騒音規制法、振動規制法の一部改正（幼保連携認定こども園の追加） (H27. 4. 30 施行)
	6	「静岡県生活環境の保全等」に関する条例施行規則の一部改正
	10	「トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準の見直しについて」地下水の浄化基準値 $0.03 \text{ mg/L} \rightarrow 0.01 \text{ mg/L}$ に変更。排水基準値 $0.3 \text{ mg/L} \rightarrow 0.1 \text{ mg/L}$
28	3	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（生活環境項目に底層溶存酸素量を追加）

2 公害苦情

公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する不満の表明という側面を併せ持つており、公害行政に関する様々な問題を含んでいます。また、公害苦情は、紛争へと発展する前段階的要素を持っていますので、こじれたり、広がったりしないように、小さな芽のうちから迅速かつ適切に処理していくことが重要です。

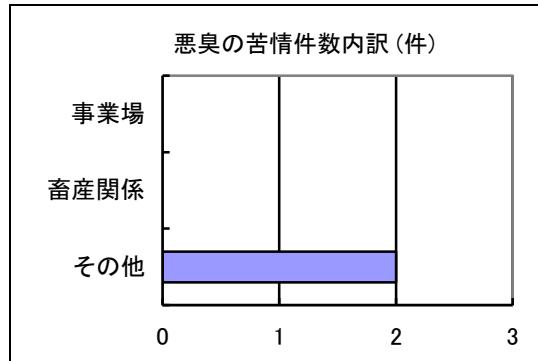
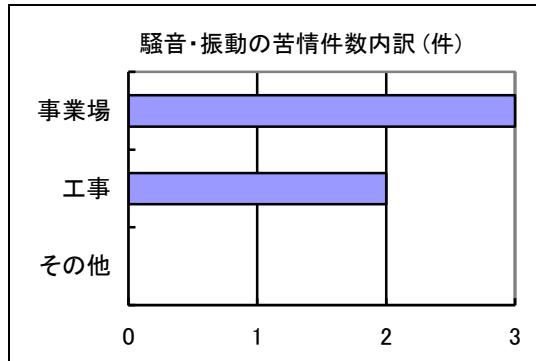
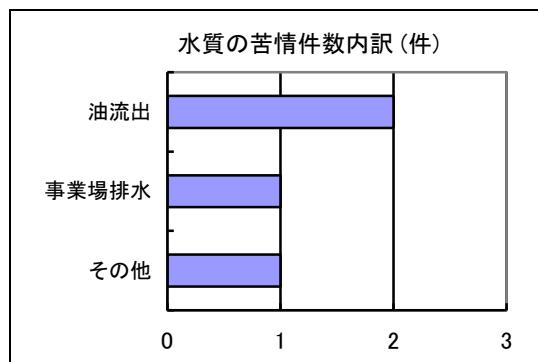
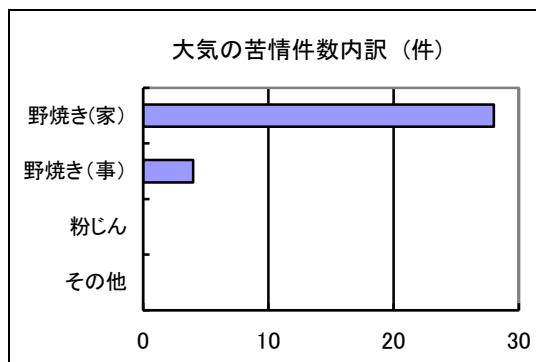
公害苦情は、年々多様化する傾向にあり、特に焼却に伴って発生するダイオキシン類が問題となった平成11年以降、ごみの焼却による煙や臭いの苦情が増加しています。

市民の快適環境への関心が高くなるにつれて、近隣苦情や感覚的な苦情が増える傾向にあります。

公害苦情受付件数の推移 (件)

年度 種類	平 成 13~21	22	23	24	25	26	27	28	計
大気汚染	342(108)	26(15)	46(31)	33(19)	16(14)	20(17)	34(23)	32(28)	515(234)
水質汚濁	74	9	5	5	2	6	3	4	115
騒 音	42	2	4	3	7	3	5	5	66
振 動	0	0	0	0	1	0	0	0	1
悪 臭	56	4	2	3	4	2	2	2	73
そ の 他	8	2	0	0	0	0	1	0	10
計	522	43	57	44	30	31	45	43	780

※大気汚染の平成17年度からの件数は、家庭ごみ焼却による苦情件数を含め、その件数は()内に示しました。



3 大 気

(1) 環境基準と当市の現況

大気汚染に係る環境基準と当市の状況を下表に示します。

当市では、市役所敷地内の観測室に自動測定機を設置して大気汚染の常時監視を行っています。測定項目は、環境基準の定められている下表の4物質及び風向・風速の5項目です。

平成28年度の当市の大気汚染を評価すると、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の3物質は環境基準に適合しているものの、光化学オキシダントは環境基準を超え不適合となっています。

汚 染 物 質	二酸化硫黄 (SO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	光 化 学 オキシダント
人の健康への主な影響	ノドや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす	肺胞に沈着し、気管支炎や上気道炎などを起こす	ノドや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす	目、ノドなどを強く刺激する
環境基準	①1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ ②1時間値が0.1 ppm以下であること	①1時間値の1日平均値が、0.1 mg/m ³ 以下であり、かつ ②1時間値が0.2 mg/m ³ 以下であること	①1時間値の1日平均値が、0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること	①1時間値が、0.06 ppm以下であること
平成28年度の当市の状況	①0.004ppm(2%除外値) ②0.010ppm(最高値)	※①0.035ppm(2%除外値) ※②0.182ppm(最高値)	※①0.037ppm(98%値)	①0.102ppm(最高値)
環境基準の適否	○	○	○	×
主な発生の原因	石油・石炭などの化石燃料の燃焼に伴って発生する	工場などからのばいじんと粉じん、ディーゼル黒煙、自然発生源によるものなど	焼却に伴って発生し、工場・事業場及び自動車などの排気ガス	窒素酸化物と炭化水素類の光化学反応により、二次的に生成される

※SPM及びNO₂については測定機休止中のため裾野市民文化センターでの測定値を掲載

(備考) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質 名	環 境 上 の 条 件	備 考
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること	

(2) 大気汚染の状況

①二酸化硫黄 (SO₂)

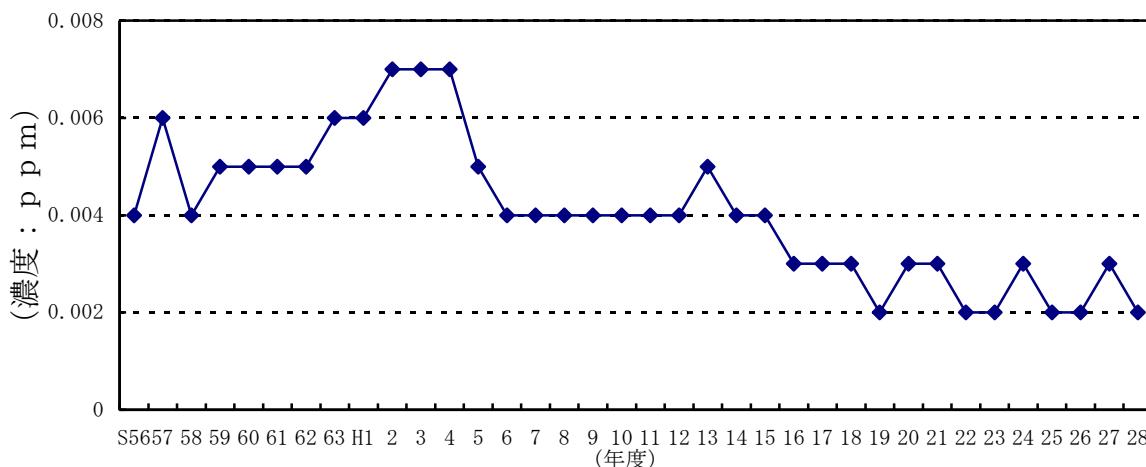
平成28年度までの測定結果を評価方法に基づいて判断すると、平成12、13年度は一時的に基準を超えることがあったが、年間を通じた長期的評価としては環境基準を満足する状況となっており、年平均値についても減少、改善が見られます。

環境基準	：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
評価方法	：1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続しないこと。

年度別の二酸化硫黄濃度測定結果

項目 年度	有効測定		平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppm を 超えた時間	日平均値が 0.04ppm を 超えた日数	最高値(ppm)		1日平均 値の年間 2%除外値	環 境 基 準 の適否
	日数	時間				1時間値	日平均値		
H16	363	8,705	0.003	0	0	0.036	0.011	0.007	○
17	365	8,730	0.003	0	0	0.033	0.009	0.005	○
18	365	8,729	0.003	0	0	0.018	0.008	0.006	○
19	346	8,313	0.002	0	0	0.028	0.007	0.005	○
20	359	8,613	0.003	0	0	0.043	0.021	0.013	○
21	363	8,702	0.003	0	0	0.023	0.008	0.007	○
22	339	8,238	0.002	0	0	0.020	0.006	0.004	○
23	351	8,380	0.002	0	0	0.025	0.005	0.004	○
24	363	8,700	0.003	0	0	0.021	0.006	0.005	○
25	365	8,727	0.002	0	0	0.008	0.005	0.004	○
26	364	8,703	0.002	0	0	0.014	0.006	0.004	○
27	332	8,156	0.003	0	0	0.029	0.007	0.005	○
28	298	7,607	0.002	0	0	0.010	0.005	0.004	○

二酸化硫黄濃度の経年変化（年平均値）



②二酸化窒素 (NO_2)

平成 28 年度までの測定結果を評価方法に基づいて判断すると、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm ~ 0.06ppm のゾーン内であった日が平成 12 年度に観測されたものの、日平均値が 0.06ppm を超える日はなく、環境基準を満足する状況で推移しています。

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04~0.06ppm までのゾーン内かまたはそれ以下であること。

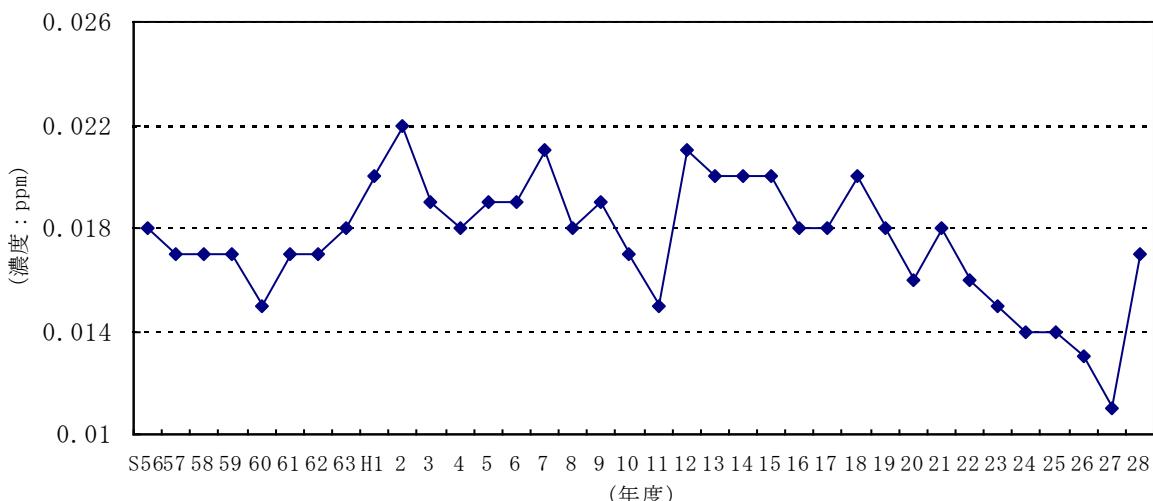
評価方法：1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超えないこと。

年度別の二酸化窒素濃度測定結果

項目 年度	有効測定		平均値 (ppm)	日平均値が 0.04~0.06ppm ゾーン内の日数	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数	最高値 (ppm)		1 日平均 値の年間 98% 値	環 境 基 準 の適否
	日数	時間				1 時間値	日平均値		
H 1 6	364	8,718	0.018	0	0	0.053	0.033	0.031	○
1 7	365	8,724	0.018	0	0	0.051	0.034	0.032	○
1 8	365	8,722	0.020	0	0	0.070	0.039	0.033	○
1 9	350	8,396	0.018	0	0	0.081	0.038	0.032	○
2 0	342	8,249	0.016	0	0	0.086	0.035	0.030	○
2 1	352	8,559	0.018	0	0	0.067	0.035	0.034	○
2 2	345	8,409	0.016	0	0	0.063	0.037	0.032	○
2 3	363	8,703	0.015	0	0	0.049	0.033	0.029	○
2 4	264	6,551	0.014	0	0	0.053	0.032	0.029	○
2 5	361	8,677	0.014	0	0	0.063	0.038	0.032	○
2 6	343	8,264	0.013	0	0	0.045	0.031	0.027	○
2 7	324	7,775	0.011	0	0	0.060	0.032	0.028	○
* 2 8	365	8,628	0.017	4	0	0.076	0.044	0.037	○

※測定機休止中のため裾野市民文化センターでの測定値を掲載

二酸化窒素濃度の経年変化（年平均値）



③浮遊粒子状物質（SPM）

平成28年度までの測定結果を評価方法に基づいて判断すると、平成2年度から12年度においては、年度によっては環境基準を上回るなど、変動が大きい状況にあったが、平成13年度以降は環境基準を満足する状況で推移しています。

また、年平均値のグラフでは、近年減少傾向が見られます。

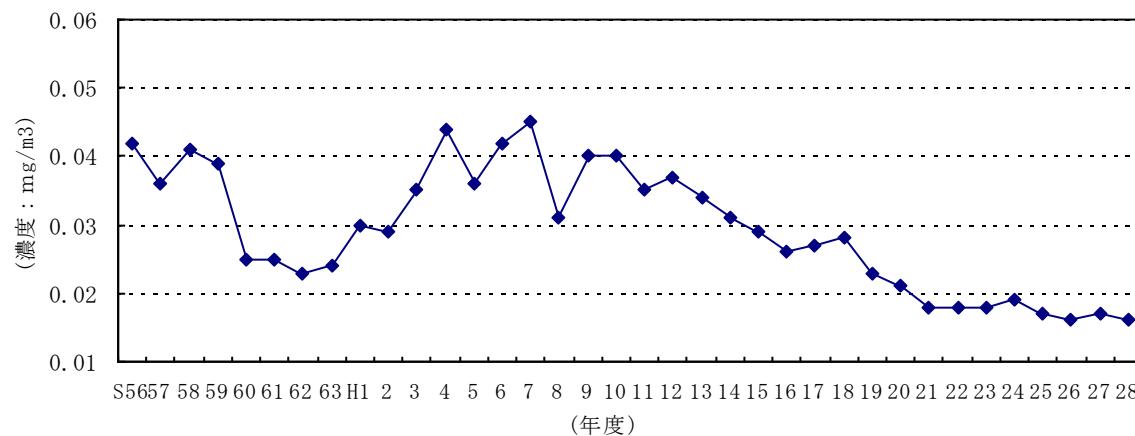
環境基準	：1時間値の1日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1時間値が $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
評価方法	：1日平均値の年間2%除外値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ただし、1日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続しないこと。

年度別の浮遊粒子状物質濃度測定結果

年度	項目		平均値 (mg/m^3)	1日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	1時間値が $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた時間	最高値(mg/m^3)		1日平均値の年間98%値	環境基準の適否
	項目	有効測定				1時間値	日平均値		
H 1 6	日数	365	8,736	0.026	0	0	0.169	0.069	0.055
1 7	日数	365	8,739	0.027	0	0	0.122	0.076	0.060
1 8	日数	348	8,379	0.028	1	0	0.211	0.074	0.066
1 9	日数	366	8,765	0.023	0	0	0.107	0.074	0.059
2 0	日数	365	8,725	0.021	0	0	0.176	0.059	0.049
2 1	日数	365	8,739	0.018	0	0	0.098	0.059	0.039
2 2	日数	364	8,713	0.018	0	0	0.101	0.059	0.046
2 3	日数	363	8,707	0.018	0	0	0.150	0.064	0.042
2 4	日数	332	8,005	0.019	0	0	0.132	0.046	0.038
* 2 5	日数	361	8,651	0.017	0	0	0.138	0.060	0.047
* 2 6	日数	334	7,998	0.016	0	0	0.108	0.065	0.052
* 2 7	日数	366	8,762	0.017	0	0	0.082	0.067	0.043
* 2 8	日数	363	8,713	0.016	0	0	0.182	0.041	0.035

※測定機休止中のため裾野市民文化センターでの測定値を掲載

浮粒子状物質濃度の経年変化（年平均値）



④光化学オキシダント (O_x)

平成28年度までの測定結果を評価方法に基づいて判断すると、昭和49年の測定開始以来環境基準を上回る状況が続いております。

また、年平均値のグラフでは、近年増加傾向が見られます。

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

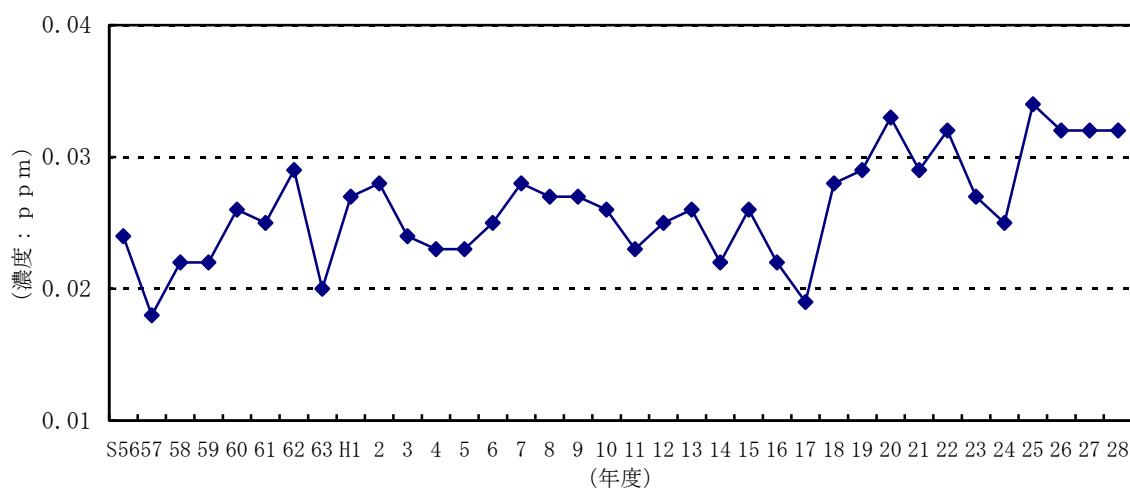
評価方法：年間を通じて1時間値が0.06ppm以下であること。

ただし、5時から20時の昼間の時間帯について評価する。

年度別のオキシダント濃度測定結果（昼間）

項目 年度	有効測定		平均値 (ppm)	1時間値が0.06 ppmを超えた		1時間値が0.12 ppmを超えた		最高値(ppm)		環境基準の適否
	日数	時間		日数	時間	日数	時間	1時間値	1日平均値	
H 1 6	362	5,363	0.022	34	166	0	0	0.101	0.065	×
1 7	364	5,398	0.019	14	36	0	0	0.103	0.049	×
1 8	360	5,342	0.028	56	302	4	2	0.131	0.078	×
1 9	366	5,436	0.029	68	314	1	1	0.124	0.071	×
2 0	363	5,379	0.033	87	559	0	0	0.117	0.081	×
2 1	363	5,385	0.029	60	272	1	1	0.101	0.070	×
2 2	365	5,408	0.032	78	396	0	0	0.118	0.072	×
2 3	365	5,410	0.027	54	254	0	0	0.096	0.067	×
2 4	363	5,391	0.025	20	87	0	0	0.083	0.062	×
2 5	363	5,390	0.034	89	505	0	0	0.111	0.071	×
2 6	348	5,108	0.032	65	404	0	0	0.115	0.074	×
2 7	364	5,410	0.032	69	429	0	0	0.103	0.075	×
2 8	347	5,120	0.032	61	284	0	0	0.102	0.072	×

光化学オキシダント物質濃度の経年変化（昼間の年平均値）



■光化学オキシダントの緊急時対策

静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱に基づいて、光化学オキシダント濃度が 0.12ppm を超えた場合は、気象条件を加味して注意報等の発令が行われます。

注意報等が発令されると、下記に示した措置連絡系統図に基づいて、市民に注意を呼びかけるとともに、緊急時協力要請工場に使用燃料の削減を要請し、被害の未然防止を図る体制がとられています。

光化学オキシダント緊急時発令の基準

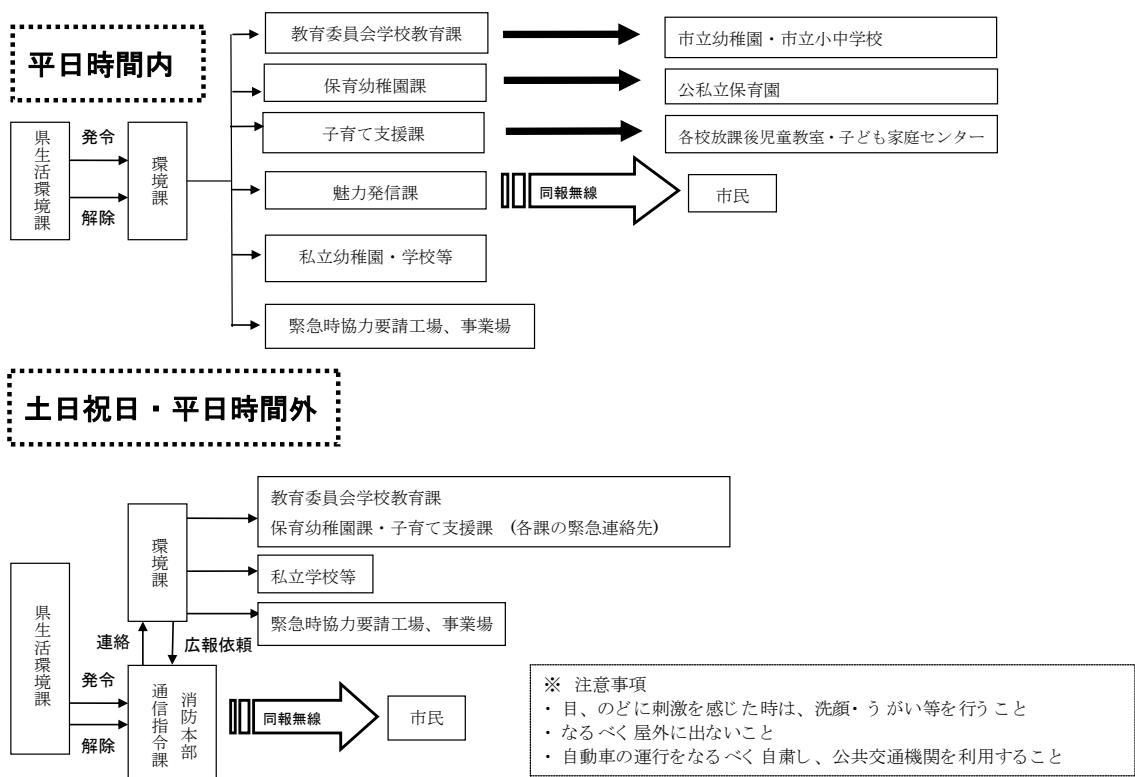
種類	発令基準
注意報	オキシダント濃度が1時間値 0.12ppm 以上である大気の汚染の状態になり、かつ気象条件からみてオキシダントに係る大気の汚染の状態が継続すると認められるとき
警報	オキシダント濃度が1時間値 0.24ppm 以上である大気の汚染の状態になり、かつ気象条件からみてオキシダントに係る大気の汚染の状態が継続すると認められるとき
重大緊急警報	オキシダント濃度が1時間値 0.40ppm 以上である大気の汚染の状態になり、かつ気象条件からみてオキシダントに係る大気の汚染の状態が継続すると認められるとき

御殿場地区での発令状況 (件)

年 度	13~18	19	20~27	28
注意報以上	0	1	0	0

注意報の発令・解除に係る措置連絡系統図

H29.4.1 時点



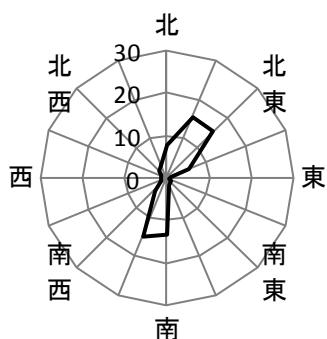
⑤風向・風速

大気汚染は、大気の流れと密接な関係があり、地形の状況にも大きく関わっていますことから、広域的に大気汚染を判断するうえで、風向・風速の測定は重要な要素となっています。

観測場所の市役所での季節別及び年間を通した風向は、南南西寄り及び北東寄りの風が、多くを占めています。

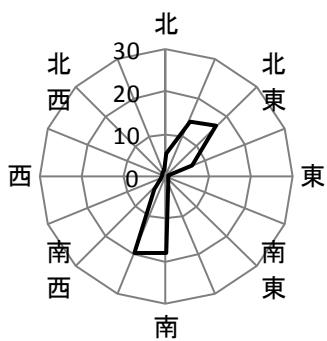
風向別頻度図(平成28年度)

年間風向 (%) 静穏=8.8%



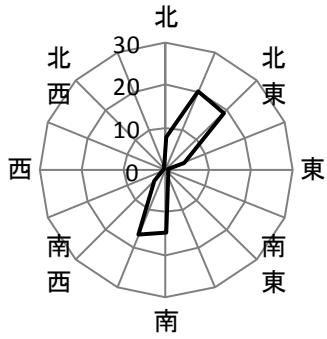
春(4, 5, 6月) 風向 (%)

静穏=5.9%

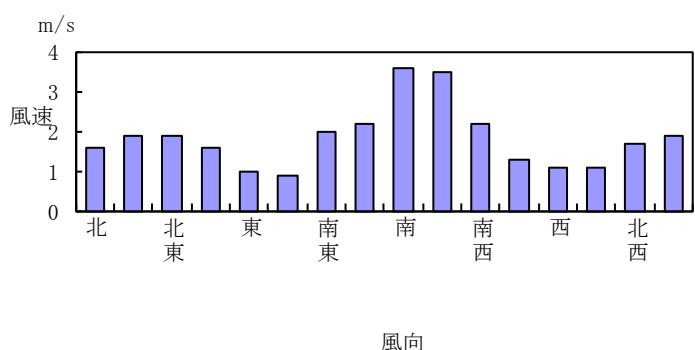


夏(7, 8, 9月) 風向 (%)

静穏=5.4%

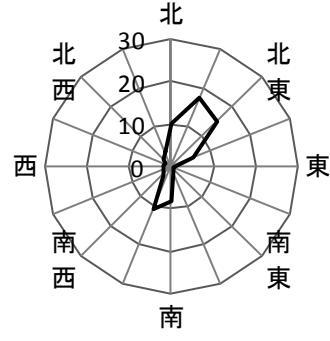


平均風速図(平成28年度年間平均)



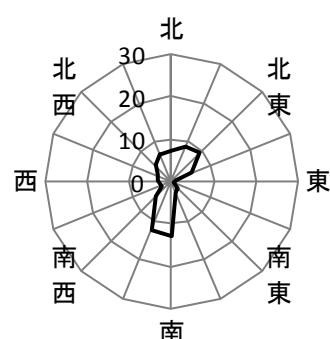
秋(10, 11, 12月) 風向 (%)

静穏=14.3%



冬(1, 2, 3月) 風向 (%)

静穏=9.7%



(3) 大気汚染防止対策

大気汚染を防止するために、昭和43年に大気汚染防止法が制定され、工場・事業場から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質である窒素酸化物等については、ばい煙発生施設ごとに排ガス量に応じた排出基準が定められ、また粉じん発生施設については粉じんの飛散を防止するため、その構造、使用方法及び管理基準が定められています。

自動車からの大気汚染物質の排出量は大気汚染防止法に基づく自動車排出ガス規制の強化に伴い大幅に削減されてきましたが、引き続き大気環境の改善に向けて、交通対策による交通混雑の緩和や大気汚染物質の排出量の少ない低公害車の普及等により環境への負荷の軽減を図る必要があります。

■規制物質一覧表

規制物質	物質の例示		発生形態	発生施設	排出基準	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	亜硫酸ガスなど	物の燃焼	ボイラー等のばい煙発生施設(29項目)	量規制(地域ごとK値方式)	改善命令、直罰など
	ばいじん	すすなど	同上	同上	濃度規制(施設の種類、規模ごと)	同上
	有害物質	カドミウム、塩素、塩化水素、弗素、弗化水素、弗化珪素、鉛	物の燃焼、合成、分解、加圧など	電解炉、電気炉、反応施設など	同上	同上
		窒素酸化物	物の燃焼	ばい煙発生施設など	同上	同上
揮発性有機化合物	トルエン、キレン、酢酸エチルなど	有機溶剤の揮発等	揮発性有機化合物排出施設(9項目)	同上	改善命令など	
一般粉じん	セメント粉、石灰粉、鉄分など	物の粉碎、選別、堆積など	原料置場、粉碎装置、(5項目)(粉じん発生施設)	なし(構造使用管理基準)	基準適合命令	
特定粉じん	石綿	発生施設	混合、切断、研磨など	混合機、切断機等(9項目)	濃度規制	改善命令など
		排出作業	特定建築材料使用建築物の解体・改造作業	特定建築材料が使用されている建築物	作業基準	作業基準適合命令など
自動車排出ガス	一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質	自動車及び原動機付自転車の運行	ガソリン車等	濃度規制(自動車単体ごと)	交通規制、整備要請など	
特定物質	アンモニアほか(28物質)	物の合成等の化学的処理中の事故など	特定施設指定せず	なし	事故時の措置命令	

■指定物質抑制基準一覧表

指定物質	発生形態	発生施設	抑制基準	規制措置
ベンゼン	蒸発・反応など	乾燥施設、蒸留	濃度	勧告
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	蒸発・反応など	乾燥施設、蒸留施設など	濃度	勧告

①排出基準

ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物の規制は、K値規制で行われており、各地域の汚染状況あるいは工場・事業場等の密集度によって地域を定め、それぞれに許容できる最大着地濃度を設定し、煙突などの排出口から排出できる硫黄酸化物の量を制限しています。

当市のK値：17.5（拡散による最大着地濃度：0.030 ppm）

次式によって、硫黄酸化物の規制排出量が計算されます。

$$q = \frac{17.5}{(K\text{値})} \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量(N m³/h)
H_e : 補正された煙突の高さ(m)
K : 地域によって定められた値

イ ばいじん

ばいじんの規制は排出濃度で行われており、施設の種類及び排出ガス量の規模別にそれぞれ排出基準が定められています。なお、平成10年の大気汚染防止法施行規則の改正により、廃棄物焼却炉の排出基準が強化されました。

ばいじんの排出基準（抜粋）

施設番号	施設名	排出ガス量 (万 N m ³ /h)	基準値 (g/N m ³)	残存酸素量	備考
1	ガス専焼ボイラー	4～ ～ 4	0.05 0.10	5 %	
	液体燃料専焼ボイラー	20～ 4～20	0.05 0.15	4 %	既設 ^{※1} は当分の間 0.07 既設 ^{※1} は当分の間 0.18
	液体・ガス混焼ボイラー	1～4 ～ 1	0.25 0.30		当分の間 0s
5	金属精製の用に供する溶解炉	4～ ～ 4	0.10 0.20	O s	
6	金属圧延の用に供する加熱炉	4～ ～ 4	0.10 0.20	11 %	既設 ^{※1} は当分の間 0.15 既設 ^{※1} は当分の間 0.25
11	乾燥炉	4～ ～ 4	0.15 0.20	16 %	排ガス量1～4万 N m ³ /h の既設 ^{※1} は当分の間 0.30 排ガス量1万 N m ³ /h未満 の既設 ^{※1} は当分の間 0.35
13	廃棄物焼却炉 ^{※2}	焼却能力(トン/時) 4～ 2～4 ～ 2	0.04 0.08 0.15	12 %	
24	鉛の第2次精練の用に供する溶解炉	4～ ～ 4	0.10 0.20	O s	
29	ガスタービン		0.05	16 %	
30	ディーゼル機関		0.10	13 %	

(O sとは、標準酸素濃度補正を行わないことを示します。)

※1 既設とは、昭和57年6月1日に現に設置または設置工事に着手していたものをいう。

※2 既設の廃棄物焼却炉の基準（平成10年7月1日に現に設置または設置工事に着手していた焼却炉）

- ・ 焚却能力4トン/h以上 --- 0.08 g/N m³
- ・ " 4トン未満2トン/h以上 --- 0.15 g/N m³
- ・ " 2トン/h未満 --- 0.25 g/N m³

ウ 有害物質

有害物質とは、窒素酸化物、鉛及びその化合物、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふつ素、ふつ化水素及びふつ化珪素のことをいい、規制はいずれも排出濃度で行われています。当市内には、これら有害物質のうち窒素酸化物、鉛及びその化合物、及び塩化水素について規制を受ける施設があります。

■窒素酸化物の排出基準（抜粋）

施設番号	施設の種類及び排出ガス量 (万Nm ³ /h)	排出基準値 (ppm)					
		設置年月日 残存酸素量	～ s. 48. 8. 9	s. 48. 8. 10	s. 50. 12. 10	s. 52. 6. 18 ～ s. 54. 8. 9	s. 54. 8. 10 ～
				～ s. 50. 12. 9	～ s. 52. 6. 17	52. 6. 18 ～ 52. 9. 9	
1	ガスボイラー	50～ 10～50 4～10 1～4 0.5～1 ～0.5	5 %	130	130	100	60
				130	130	100	100
				130	130	130	100
				150	150	130	130
				150	150	150	150
	液体ボイラー	50～ 10～50 4～10 1～4 0.5～1 ～0.5	4 %	180	180	150	130
				190	180	150	150
				190	180	150	150
				230	230	150	150
				250	250	250	180
5	金属溶解炉	12%		200	200	200	200
6	金属加熱炉	10～ 4～10 1～4 0.5～1 ～0.5	11%	160	160	100	100
				170	170	150	130
				170	170	150	130
				170	170	170	150
				200	200	200	180
11	乾燥炉(連続炉)	16%		250	250	250	230
13	廃棄物焼却炉 (連続炉)	4～ ～4	12%	300	300	300	250
				300	300	300	250
24	鉛の第2次精錬の用に供する溶解炉	12%		200	200	200	180

施設の種類	排出基準値 (ppm)					
	設置年月日 残存酸素量	～ s. 63. 1. 30	s. 63. 1. 31	～	H. 3. 1. 31	～ H. 6. 1. 30
			～	H. 3. 1. 30	～ H. 6. 1. 30	～
ガスタービン	16%	---	70			
ディーゼル機関	13%	---	950(1,200)※			
ガス機関	0%			2,000	1,000	600
ガソリン機関	0%			2,000	1,000	600

※ ()内はシリンダー内径400mm以上のもの

■鉛及びその化合物及び塩化水素の排出基準（抜粋）

有害物質名	施設名	排出基準
塩化水素	廃棄物焼却炉	700 mg/Nm ³
鉛及びその化合物	鉛の第2次精練の用に供する溶解炉、鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	10 mg/Nm ³

■県条例のばい煙発生施設に係る有害物質の排出基準（抜粋）

有害物質の種類	施設名	排出基準
塩素	県条例で規定するばい煙発生施設の	30 mg/Nm ³
塩化水素	アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉	80 mg/Nm ³
ふつ素及びふつ化水素		3 mg/Nm ³

②ばい煙発生施設の届出状況

大気汚染防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく、平成28年度末現在の、ばい煙発生施設等の届出状況は下記のとおりです。

ばい煙発生施設の届出状況

施設番号	ばい煙発生施設名	26年度末 合計	27年度		28年度		28年度末 合計
			設置	廃止	設置	廃止	
1	ボイラー	183	11	9	17	18	184
5	金属精練・鋳造の用に供する溶解炉	7					7
6	金属圧延の用に供する加熱炉	3					3
11	乾燥炉	3					3
13	廃棄物焼却炉	5					5
24	鉛の第2次精練の用に供する溶解炉	3					3
29	ガスターイン	3					3
30	ディーゼル機関	11					11
条例2	アルミニウムの溶解炉	3					3
施設の合計数		221	11	9	17	18	222
工場・事業場数		89	87		86		86

(4) 環境放射線量の測定

平成23年3月の福島第1原子力発電所事故以降、全国的に環境放射線の影響が心配されており、当市においても平成23年度に小中学校等19箇所の放射線測定を2度実施したところ、健康への影響を心配する必要のないレベルであるという結果が出ました。

平成24年度以降も継続して放射線測定を実施したところ、健康への影響を心配する必要のないレベルでした。

測定方法

空間放射線として地表面から高さ1m、付着物等の計測として高さ5cmをそれぞれ30秒ごと5回、測定機器を使用して測定し、その平均を出します。

平成24年度測定箇所等測定結果

単位：(μSv/h)

調査施設	実施時期	測定結果
44施設（教育施設）	4月12日～6月5日	
29区59施設（地区施設）	7月9日～7月11日	0.016
44施設（教育施設）	8月29日～10月9日	～
富士山御殿場口新五合目駐車場 ほか周辺2箇所	11月2日	0.069

平成25年度以降測定箇所等測定結果

単位：(μSv/h)

調査施設	実施時期	H25	H26	H27	H28
御殿場市庁舎敷地内	毎月1回				
7施設（教育施設）	5月	0.014	0.016	0.015	0.012
7施設（教育施設）	11月	～	～	～	～
富士山御殿場口新五合目駐車場 ほか周辺2箇所	10月	0.063	0.063	0.059	0.062

※参考値

文部科学省全国の環境放射能水準調査結果（平成19～21年度）

- ・静岡市 0.0281～0.0765 μSv/h
- ・全国 0.013（沖縄県）～0.153（新潟県） μSv/h

4 水 質

(1) 環境基準

環境基準は環境基本法に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められ、これを目標として諸施策が進められています。

水質汚濁に係る環境基準は人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)の2つに分類され設定されています。

①生活環境の保全に関する環境基準

当市は、黄瀬川と鮎沢川の最上流部に位置しており、黄瀬川水系は黄瀬川と久保川にまた鮎沢川水系は鮎沢川と馬伏川に大きく分けられます。

市内河川に適用される環境基準は、鮎沢川本流には昭和50年にA類型が、また黄瀬川本流には平成元年にB類型がそれぞれ指定されました。

生活環境の保全に関する環境基準 (日間平均値)

類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的 の適応性	水道1級、 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道2級、 水産1級、 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	水道3級、 水産2級及 びC以下の 欄に掲げる もの	水産3級、 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	工業用水2 級、農業用 水及びEの 欄に掲げる もの	工業用水3 級、環境保 全
基 準 值	P H	6.5～8.5	6.5～8.5	6.5～8.5	6.0～8.5	6.0～8.5
	B O D (mg/ℓ)	1以下	2以下	3以下	5以下	8以下
	S S (mg/ℓ)	25以下	25以下	25以下	50以下	100以下
	D O (mg/ℓ)	7.5以上	7.5以上	5以上	5以上	2以上
	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	50以下	1,000以下	5,000以下		
設定流域		鮎沢川本流	黄瀬川本流			
設定日		昭和50.1.1	平成1.4.1			
達成期間		直ちに達成	直ちに達成			

②人の健康の保護に関する環境基準

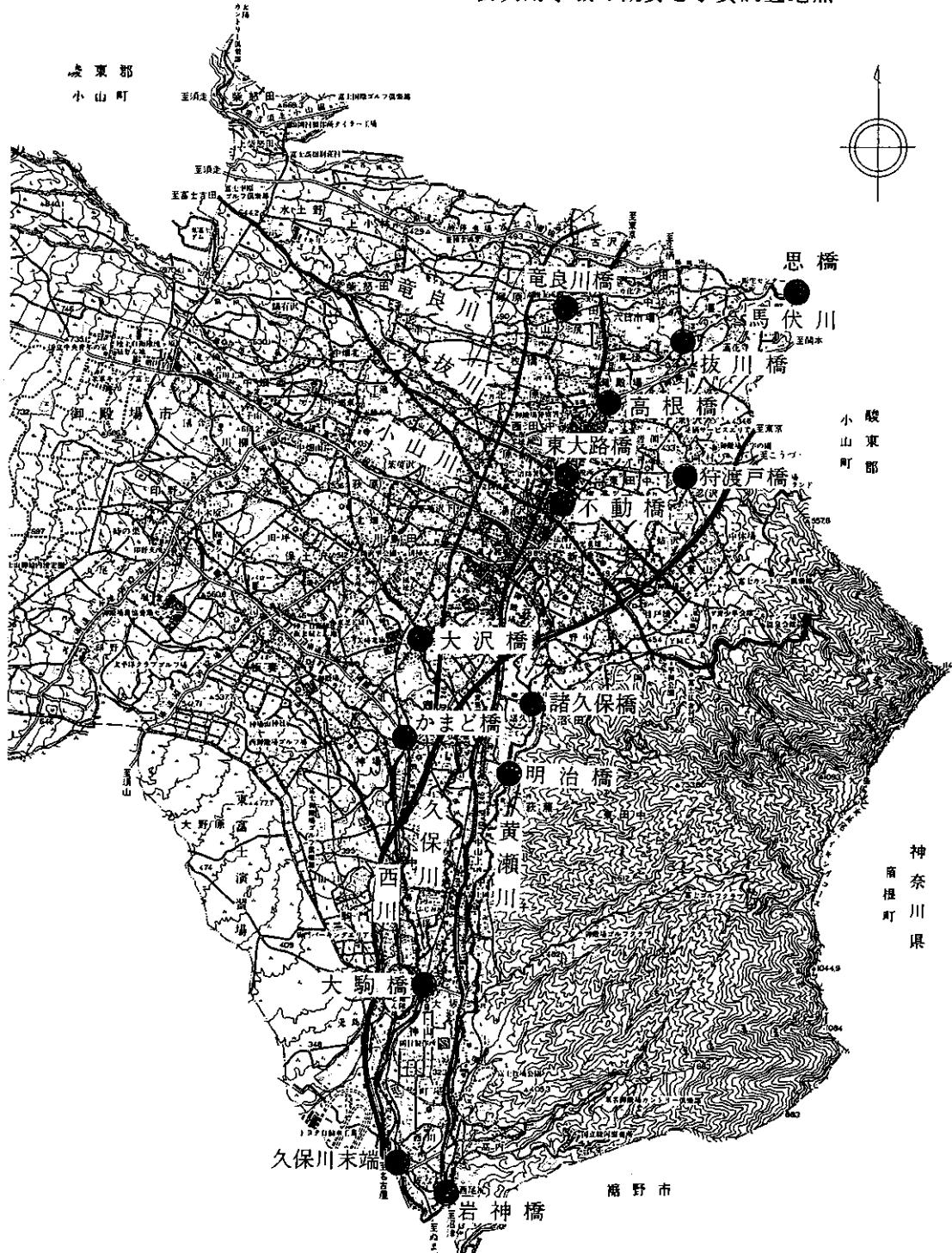
有害物質として、河川、湖沼、海域等の公共水域に一律適用されています。

人の健康の保護に関する環境基準 (単位: mg/ℓ以下)

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと	1, 2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ	0.02
六価クロム	0.05	ジス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01	ふつ素	0.8
P C B	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1, 3-ジクロロプロパン	0.002	1, 4-ジオキサン	0.05

公共用水域の概要と水質調査地点

公共用水域の概要と水質調査地点



(2) 水質汚濁の状況

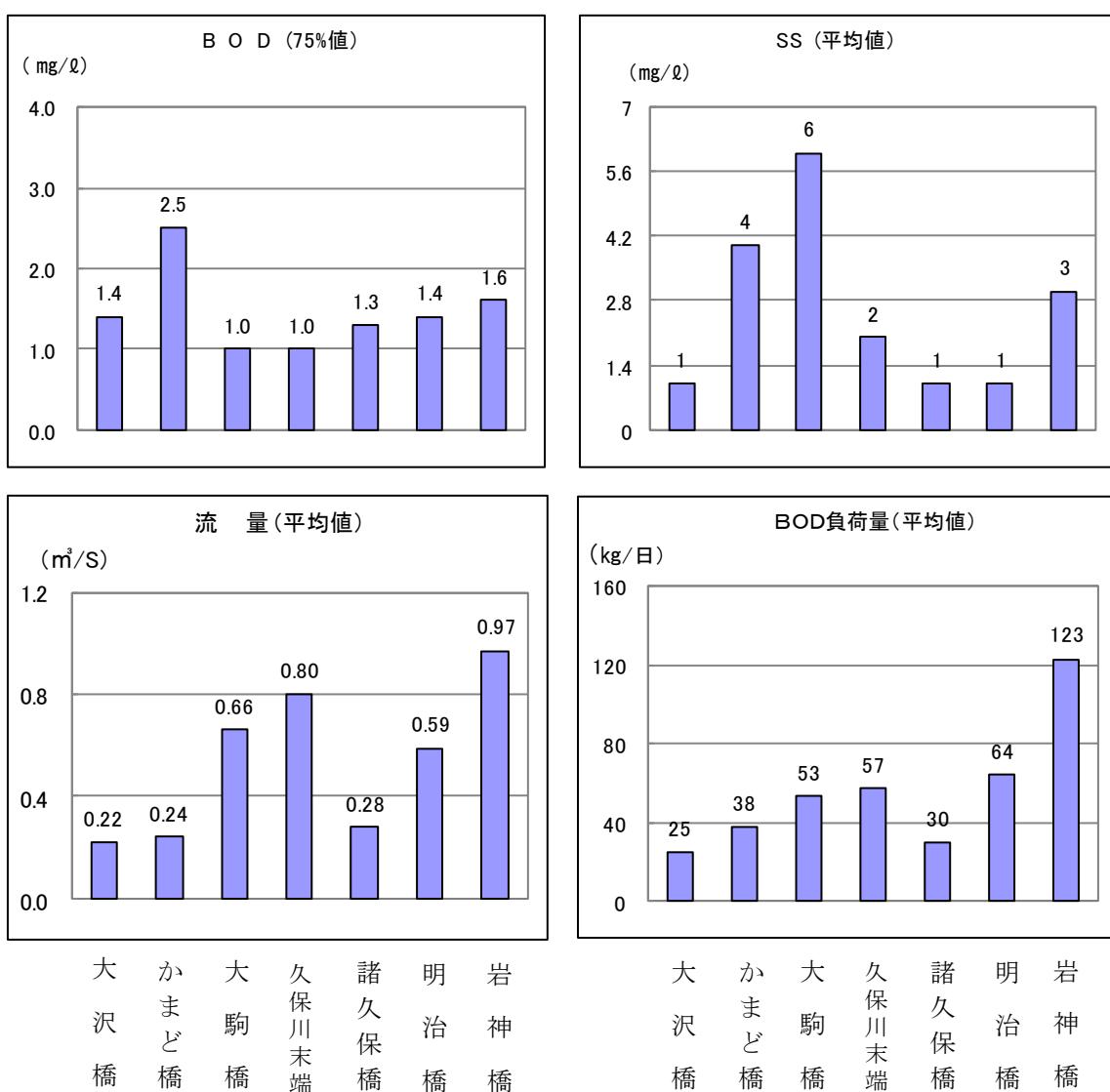
市では、昭和48年度から黄瀬川及び鮎沢川のそれぞれの水系ごとに7箇所の調査地点を設け、毎月水質調査を実施しています。

①黄瀬川水系

全ての測定地点において、環境基準を満たす結果となりました。御殿場市の中心市街地を通過した黄瀬川の諸久保橋では、下水道が供用開始した平成6年度以降、年々水質の改善効果が現われています。

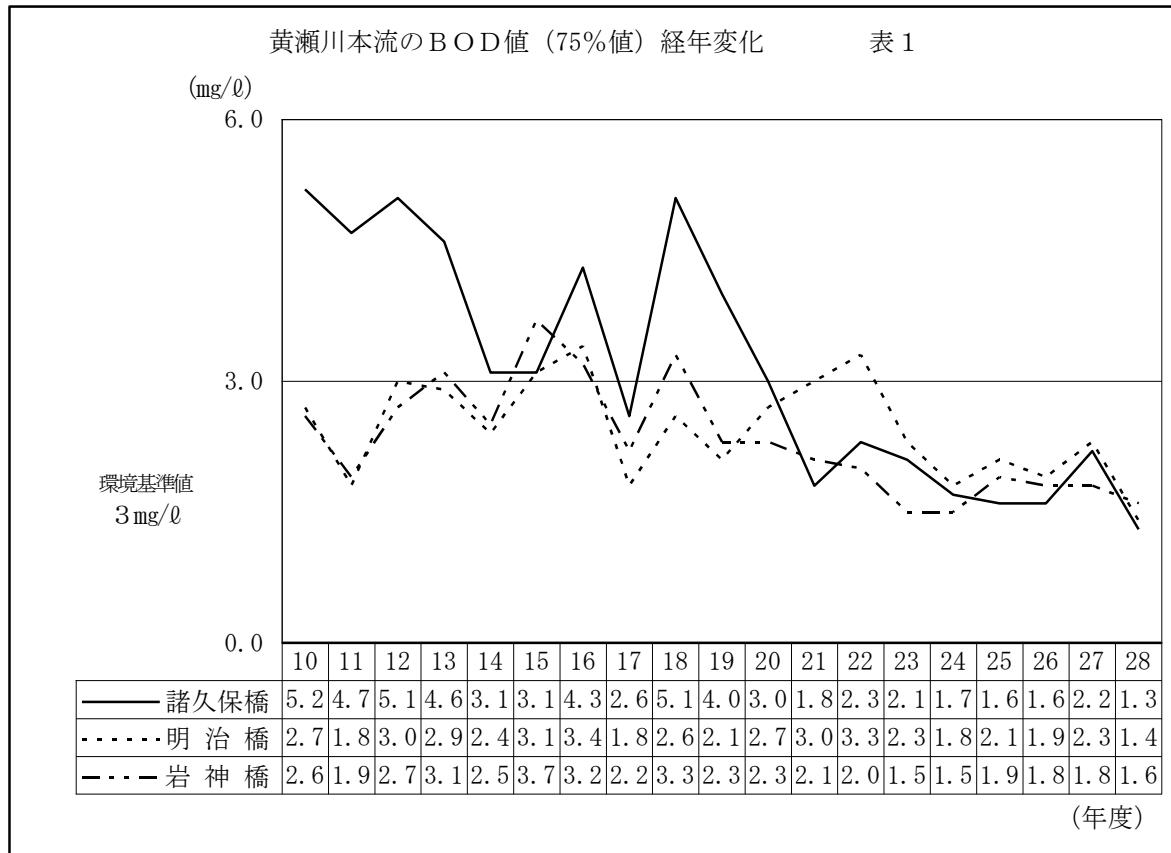
その他の地点についても、年度ごとの変動はありますが、環境基準値を満足する結果となっています。(表1・2参照)

平成28年度黄瀬川水系河川環境調査結果

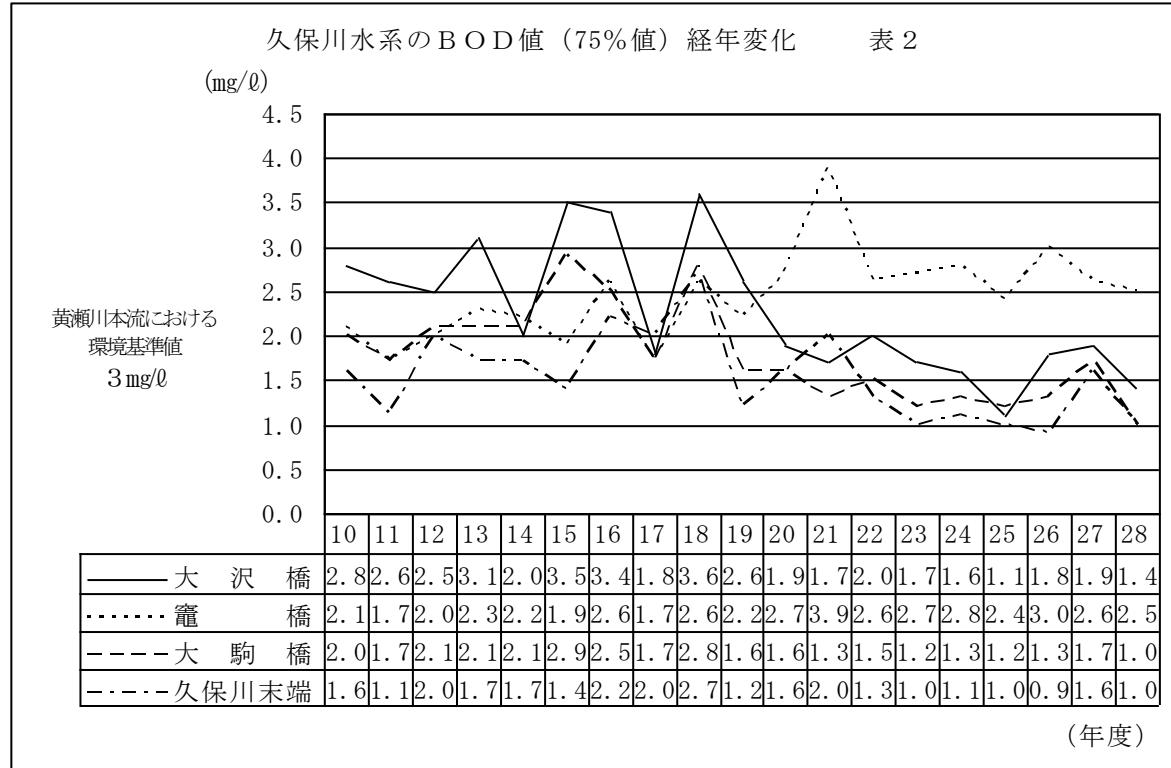


黄瀬川本流のBOD値(75%値) 経年変化

表1



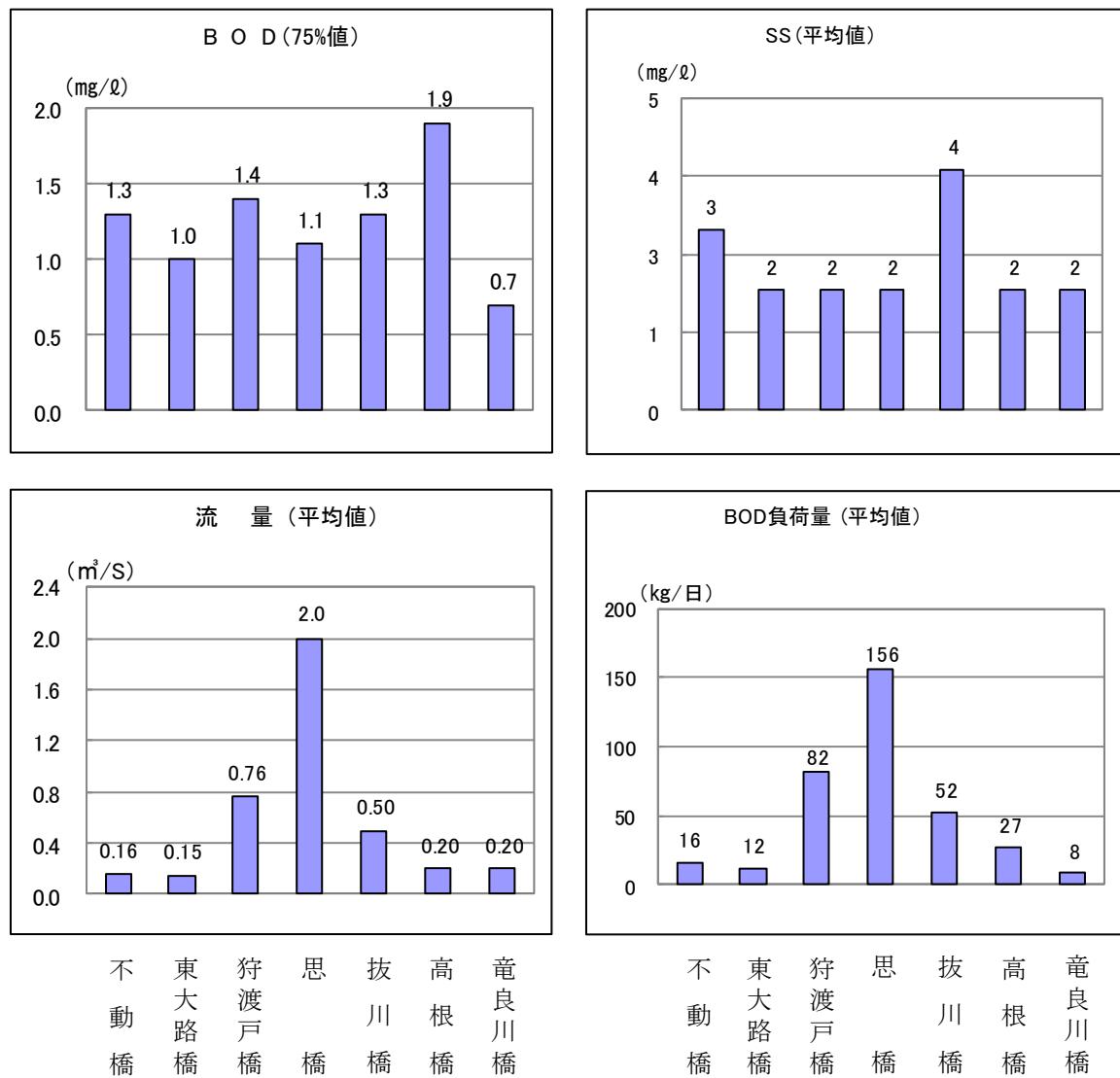
久保川水系のBOD値(75%値) 経年変化 表2



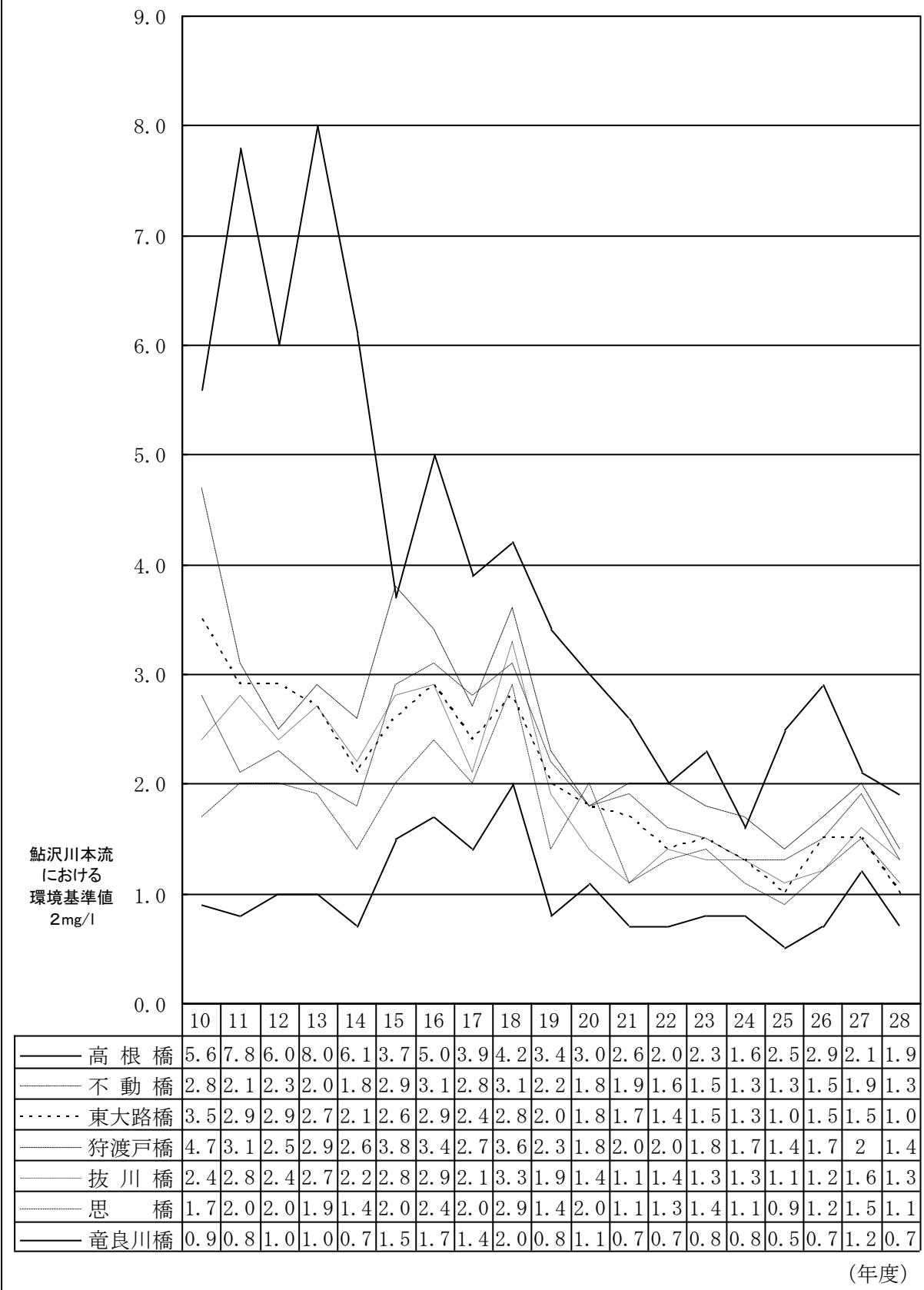
②鮎沢川水系

高根橋では例年、水質の大きな変化が見られますが、これは、上流部で農業用水として取水することによって、生活排水だけが流れていることが大きな要因と考えられます。しかし、傾向的には、次第に水質の改善が進んでいる状況が見られます。その他の地点についても、全体的に見て良好であるといえます。(表3参照)

平成28年度鮎沢川水系河川環境調査結果



鮎沢川水系のBOD(75%値) 経年変化 表3



平成26～28年度の黄瀬川水系河川水質調査結果

項目 場所	年度	P H		BOD (mg/l)		S S (mg/l)		流量 (m³/秒)		BOD負荷量 (kg/日)	
		平均値	最小～最大	75%値	最小～最大	平均値	最小～最大	平均値	最小～最大	平均値	最小～最大
大沢橋 (久保川)	26	7.9	7.5～8.0	1.8	0.6～2.8	2.0	<1～4	0.11	0.04～0.33	15.0	4～51
	27	8.0	7.8～8.2	1.9	0.7～3.2	2.0	<1～5	0.22	0.10～0.53	29.0	10～75
	28	8.1	7.8～8.4	1.4	0.7～1.8	1.0	<1～3	0.22	0.12～0.35	25.0	10～54
竪橋 (西川)	26	7.9	7.8～8.0	3.0	1.3～6.1	2.0	<1～5	0.11	0.04～0.29	21.0	7～42
	27	8.0	7.6～8.1	2.6	0.9～4.0	2.0	<1～5	0.22	0.11～0.46	37.0	19～59
	28	8.1	7.9～8.2	2.5	1.1～3.1	4.0	<1～16	0.24	0.13～0.35	38.0	18～65
大駒橋 (久保川)	26	8.1	7.9～8.4	1.3	0.9～2.1	3.0	<1～6	0.48	0.24～1.10	51.0	22～124
	27	8.1	7.8～8.5	1.7	0.7～2.6	3.0	2～4	0.65	0.18～1.40	83.0	20～225
	28	8.3	8.1～8.4	1.0	0.7～1.3	6.0	<1～31	0.66	0.36～1.10	53.0	30～86
久保川末端 (久保川)	26	7.9	7.7～8.2	0.9	0.6～4.3	2.0	<1～4	0.66	0.30～1.40	63.0	18～234
	27	8.2	7.9～8.4	1.6	0.6～2.9	4.0	<1～13	0.94	0.36～2.13	120.0	35～242
	28	7.9	7.4～8.2	1.0	<0.5～1.3	2.0	<1～4	0.80	0.46～1.10	57.0	0～95
諸久保橋 (黄瀬川)	26	8.1	7.9～8.4	1.6	0.9～2.1	1.0	<1～2	0.15	0.06～0.39	20.0	7～60
	27	8.0	7.8～8.5	2.2	0.9～3.8	1.0	<1～3	0.32	0.12～1.04	50.0	9～152
	28	8.2	8.0～8.5	1.3	0.9～1.8	1.0	<1～3	0.28	0.08～0.48	30.0	9～71
明治橋 (黄瀬川)	26	8.0	7.7～8.2	1.9	0.8～3.0	1.0	<1～2	0.38	0.23～0.85	59.0	18～132
	27	8.0	7.8～8.4	2.3	1.1～5.4	1.0	<1～3	0.44	0.25～0.76	80.0	24～272
	28	8.0	7.7～8.3	1.4	0.9～3.1	1.0	<1～3	0.59	0.27～1.10	64.0	36～86
岩神橋 (黄瀬川)	26	8.1	7.9～8.2	1.8	1.4～2.6	2.0	<1～4	0.69	0.37～1.30	100.0	45～180
	27	8.1	7.9～8.3	1.8	0.9～2.4	3.0	1～9	1.24	0.58～3.00	156.0	67～341
	28	8.1	8.0～8.2	1.6	0.8～2.4	3.0	<1～9	0.97	0.46～1.80	123.0	38～290

平成26～28年度の鮎沢川水系河川水質調査結果

項目 場所	年度	P H		BOD (mg/l)		S S (mg/l)		流量 (m³/秒)		BOD負荷量 (kg/日)	
		平均値	最小～最大	75%値	最小～最大	平均値	最小～最大	平均値	最小～最大	平均値	最小～最大
不動橋 (小山川)	26	8.3	8.0～8.9	1.5	<0.5～2.6	2.0	<1～4	0.15	0.01～0.64	13.0	1～66
	27	8.1	7.7～8.9	1.9	0.6～3.1	2.0	<1～4	0.31	0.11～0.81	37.0	12～84
	28	8.4	8.0～9.2	1.3	0.6～1.7	3.0	<1～11	0.16	0.08～0.27	16.0	6～32
東大路橋 (鮎沢川)	26	8.1	7.9～8.5	1.5	0.5～2.0	3.0	1～6	0.06	0.03～0.18	5.0	1～16
	27	8.0	7.7～8.8	1.5	0.8～2.9	3.0	<1～8	0.14	0.03～0.30	17.0	3～53
	28	8.1	7.8～8.3	1.0	<0.5～1.6	2.0	<1～5	0.15	0.03～0.27	12.0	0～28
狩渡戸橋 (鮎沢川)	26	8.3	8.0～8.8	1.7	1.0～2.0	2.0	1～3	0.64	0.31～2.10	74.0	32～218
	27	8.0	7.6～8.3	2.0	0.8～3.9	3.0	<1～12	0.92	0.31～2.20	127.0	56～230
	28	8.3	7.9～8.8	1.4	0.7～1.9	2.0	<1～4	0.76	0.38～1.20	82.0	27～164
思橋 (馬伏川)	26	8.2	8.0～8.4	1.1	0.6～1.6	3.0	1～4	1.80	1.20～3.10	152.0	93～241
	27	8.1	7.7～8.4	1.5	0.8～2.7	3.0	<1～6	1.41	0.77～3.00	153.0	83～311
	28	8.2	8.0～8.4	1.1	<0.5～1.4	2.0	1～7	2.00	1.40～3.20	156.0	0～332
抜川橋 (馬伏川)	26	8.2	8.0～8.3	1.2	0.7～1.4	4.0	1～7	0.33	0.20～0.41	32.0	15～50
	27	8.1	7.8～8.3	1.6	0.9～1.9	3.0	<1～8	0.45	0.23～0.78	54.0	18～96
	28	8.2	8.0～8.3	1.3	0.7～2.2	4.0	<1～11	0.50	0.35～0.75	52.0	27～86
高根橋 (抜川)	26	8.0	7.8～8.2	2.9	0.9～8.0	4.0	1～17	0.14	0.01～0.53	20.0	3～55
	27	8.1	7.8～8.4	2.1	0.8～2.9	4.0	<1～13	0.39	0.01～1.10	65.0	2～209
	28	8.2	7.8～8.4	1.9	1.0～4.1	2.0	<1～6	0.20	0.02～0.56	27.0	2～65
竜良川橋 (竜良川)	26	8.1	7.8～8.2	0.7	<0.5～0.8	2.0	<1～2	0.16	0.05～0.50	8.0	0～30
	27	8.0	7.9～8.2	1.2	<0.5～1.8	2.0	<1～6	0.21	0.06～0.40	12.0	0～45
	28	8.1	7.9～8.4	0.7	<0.5～1.0	2.0	<1～7	0.20	0.12～0.27	8.0	0～20

(3) 水質汚濁防止対策

①工場・事業場の監視及び指導

当市には、水質汚濁防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に定められた特定施設を設置している特定事業場は323あり、このうち67の特定事業場が、法令による排水規制の適用を受けています。

これらの規制対象事業場については、県及び市による監視のための立入検査や排水調査を随時実施し、排出水の適正な処理の指導などに努めています。なお、県の立入検査による排水基準違反事業場に対しては、法に基づく改善勧告等の行政措置が行われるほか、市の排水調査で違反のあった事業場に対しては、その原因と処置内容などの改善対策を明示した報告書の提出を求めるなどの行政指導を行い、違反の再発防止に努めています。

なお、平成28年度は、違反がありませんでした。

立入検査実施状況（排水規制対象事業場）

特定施設番号	特 定 施 設 の 種 類	事 業 場 数	立入り検査回数 (県と合同実施分)	
			28年度	27年度
1-2	畜産農業の用に供する施設	2	0	0
2	畜産食料品製造業の原料処理施設等	1	0	1
5	みそ、醤油等の製造業の用に供する施設	1	0	0
8	菓子等の製造業又は製あん業の沈殿槽	1	0	1
10	飲料製造業の原料処理施設等	1	0	1
17	豆腐、煮豆の製造業の湯煮施設等	2	0	2
23-2	新聞、出版、印刷業又は製版業の用に供する施設	3	1	1
46	有機化学工業製品製造業の水洗施設等	1	0	1
62	非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設等	1	1	0
63	金属製品及び機械器具製造業の用に供する施設	2	1	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	9	6	4
66	電気メッキ施設	1	0	1
66-3	旅館業のちゅう房施設等	5	4	0
66-4~6	飲食店及び弁当製造業・共同調理場等のちゅう房施設	3	3	0
67	洗濯業の洗浄施設	2	1	1
71-2	科学技術の研究・試験等の洗浄施設	3	2	1
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等による洗浄施設	2	0	2
72、73	し尿処理施設、下水道終末処理施設	25	13	11
県条例の2	銅又は銅合金の用に供する圧延施設	1	1	0
県条例の3	ゴム製品製造業の用に供する混練施設	1	0	1
合		計	67	33
29				

※()内は違反回数

②排水基準（静岡県条例の排水基準）

ア 狩野川水域に適用する上乗せ排水基準（抜粋）

排出水の区分	項目及び許容限度								適用の日
	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	動植物油 (mg/l)	鉛 (mg/l)	全鉛 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm ³)		
日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均	
し尿処理施設を設置する特定事業場 (他の特定施設を併設するものを除く)	30	40	70	90					
昭和48年 4月1日以後において工事着手しているものによる排水	20	25	40	50					
下水道終末処理施設を設置する特定事業場	10	15	20	30	5	2	1	1	昭和48年 4月1日から
（同年3月31日において工事着手しているものによる排水）	1日平均的排出水 10,000m ³ 以上の特定事業場	20	25	40	50	10	1	1	
その他	1日平均的排出水が50m ³ 以上 10,000m ³ 未満の特定事業場	1日平均的排出水 50m ³ 未満の特定事業場					1	2	昭和48年 4月1日から
昭和50年 1月2月1日以後において設置される特定事業場（同年1月30日において工事着手しているものによる排水）	20	25	40	50			3	3	昭和50年 1月2月1日から
下水道処理区域内の水域に排出されるもの	30	40	70	90					
旅館業	20	25	40	50					
その他 の水域に排出されるもの	1日平均的排出水 50m ³ 以上の特定事業場	20	25	40	50		1	1	
	1日平均的排出水 50m ³ 未満の特定事業場						3	5	昭和50年 1月2月1日から
							2	2	

イ 鮎沢川水域に適用する上乗せ排水基準（抜粋）

排出水の区分	項目及び許容限度							適用の日
	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	動植物油 (mg/l)	鉛物油 (mg/l)	銅 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	全クロム (mg/l)	
蒸留酒、混成酒製造業	5 日間平均 最大	10 日間平均 最大	10 日間平均 最大	15 日間平均 最大				
し尿処理施設を設置する特定事業場 (他の特定施設を併設するものを除く)	30 下水道終末処理施設を設置する 特定事業場	40 20	70 25	90 40				
昭和50年 1月1日以 後において 設置された 特定事業場 (同年3月 31日にお いて工事着 手している ものと除 く)に係る 排出水	1日平均的排出水が5,000m ³ 以上の 特定事業場	10 15 日間平均 最大	15 20	30 日間平均 最大				昭和50年 1月1日から
その他	1日平均的排出水が2,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満の特定事業場	15 1日平均的排出水が50m ³ 以上 2,000m ³ 未満の特定事業場	20 25	30 40				昭和50年 1月1日から
	1日平均的排出水が50m ³ 未満の特 定事業場							
	1日平均的排出水が50m ³ 未満の特 定事業場							
昭和50年 1月2月1日 以後におい て設置され た特定事業 場(同年1月 30日において 工事着手して いるものと除 く)に係る 排出水	旅館業	30 1日平均的排出水 50m ³ 以上の特 定事業場 科学技術に関する 研究等を行う 事業場	40 25	70 40	90 50			昭和50年 1月2月1日から

ウ 水質汚濁防止法の排水基準
 ■生活環境項目に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度 (PH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	160(日間平均120)
化学的酸素要求量 (COD) (〃)	160(日間平均120)
浮遊物質量 (SS) (〃)	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類) (〃)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類) (〃)	30
フェノール類含有量 (〃)	5
銅含有量 (〃)	3
亜鉛含有量 (〃)	2
溶解性鉄含有量 (〃)	10
溶解性マンガン含有量 (〃)	10
クロム含有量 (〃)	2
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均3,000
窒素含有量 (mg/l)	120(日間平均60)
燐含有量 (mg/l)	16(日間平均8)

(備考)1. この表に掲げる排出基準は、1日あたりの平均的な排出水量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
 2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚濁状態について定めたものである。

■有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度(mg/l)	有害物質の種類	許容限度(mg/l)
カドミウム及びその化合物	0.03	1,1,1-トリクロロエタン	3
シアン化合物	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
有機燐化合物(パラチオノ、メチルパラチオノ、メチルジメチル及びEPNに限る)	1	トリクロロエチレン	0.1
鉛及びその化合物	0.1	テトラクロロエチレン	0.1
六価クロム化合物	0.5	1,3-ジクロロプロペーン	0.02
砒素及びその化合物	0.1	チウラム	0.06
水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	0.005	シマジン	0.03
アルキル水銀化合物	検出されないこと ^{※1}	チオベンカルブ	0.2
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	ベンゼン	0.1
ジクロロメタン	0.2	セレン及びその化合物	0.1
四塩化炭素	0.02	ほう素及びその化合物	10
1,2-ジクロロエタン	0.04	ふつ素及びその化合物	8
1,1-ジクロロエチレン	1	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 ^{※2}
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	1,4-ジオキサン	0.5

※1 「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検出方法の定量限界を下回ることをいう。

※2 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の合計量。

※3 「ほう素及びその化合物」「ふつ素及びその化合物」「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」「1,4-ジオキサン」については、業種により暫定排水基準が適用される。

③届出状況

水質汚濁防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく、平成28年度末現在の、特定施設届出状況は下記のとおりとなっています。

水質汚濁防止法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

特定施設番号	特 定 施 設 の 種 類	届出事業場数	左記の内、排水規制を受ける工場・事業場数		
			放 流 先		合 計
			黄瀬川 水 系	鮎沢川 水 系	
1-2	畜産農業の用に供する施設	15	1	1	2
2	畜産食料品製造業の原料処理施設等	5	1		1
5	みそ、醤油等の製造業の用に供する施設	3	1		1
8	菓子等の製造業又は製あん業の沈殿槽	2	1		1
10	飲料製造業の原料処理施設等	5		1	1
11	有機質肥料の製造業の用に供する施設	1			
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	1			
16	めん類製造業の用に供する施設	2			
17	豆腐、煮豆の製造業の湯煮施設等	13	2		2
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	2			
19	繊維製品の製造業、加工業等の用に供する施設	1			
23-2	新聞、出版、印刷業又は製版業の用に供する施設	3	3		3
41	香料製造業の用に供する施設	1			
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	1		1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1			
55	生コン製造業の用に供するバッチャーブラント	2			
62	非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	1	1		1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	2	1	1	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	10	7	2	9
66	電気メッキ施設	1	1		1
66-3	旅館業のちゅう房施設等	89	1	4	5
66-4	共同調理場のちゅう房施設	1	1		1
66-5	弁当製造業等のちゅう房施設	2			
66-6	飲食店のちゅう房施設	17	2	0	2
67	洗濯業の洗浄施設	43	2		2
71	自動式車輌洗浄施設	58			
71-2	科学技術の研究・試験等の洗浄施設	6	3		3
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1			
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等による洗浄施設	2	2		2
72	し尿処理施設	28	13	11	24
73	下水道終末処理施設	1	1		1
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1			
県条例の2	銅又は銅合金の用に供する圧延施設	1	1		1
県条例の3	ゴム製品製造業の用に供する混練施設	1	1		1
合 計		323	47	20	67

④生活系排水対策

当市の河川汚濁の割合は、工場・事業場などの産業系排水については水質規制によって改善が進んだことにより、生活系排水が約70%を占めるほどになっています。

私たちは、日常生活に伴って炊事、洗濯、入浴などの生活雑排水やし尿など浄化槽で処理した排水を河川に流しますが、この汚濁のうちし尿が約30%、それ以外の生活雑排水が約70%を占めるといわれています。

し尿は法律で直接環境中に排出することは許されておらず、浄化槽等の衛生的な処理が義務付けられていますが、生活系の汚濁の約70%を占める生活雑排水については、対策が十分とは言えない状況にあります。

市では、こうした生活系排水による水質汚濁防止対策として、市街地を中心に下水道整備を、また農業地域を対象に農業集落排水事業を進めています。

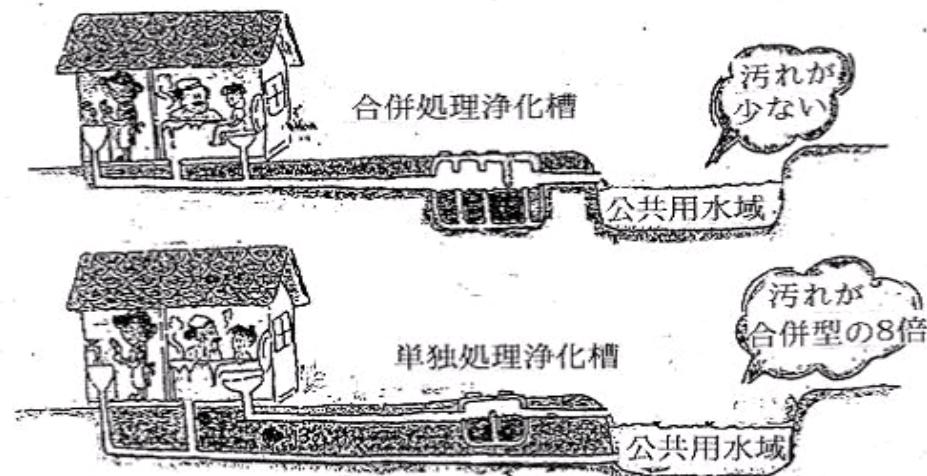
また、下水道整備認可区域以外及び農業集落排水事業区域内の受益者以外の人を対象とした浄化槽設置補助事業や公設浄化槽整備事業を実施し、生活排水対策を進めています。

下水道整備状況（御殿場処理区）

	実 施 計 画 (目標年次:平成30年)	平成28年度末	割 合
市行政人口	91,000人	88,797人	---
供用面積	892.0 ha	597.6 ha	66.9%
処理区域内人口	34,060人	31,469人	92.3%
普及率	37.4%	35.4%	---

農業集落排水整備状況

	実 施 計 画	平成28年度末
市行政人口	---	88,797人
供用面積	29.6 ha	29.6 ha
処理区域内人口	1,257人	1,230人



ア 浄化槽設置事業補助金交付制度

生活排水による水辺環境・生活環境の悪化を防ぐため、公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業区域（受益者となる者）及び、公設浄化槽整備事業特定地域（受益者となる者）以外において専用住宅に10人槽以下の浄化槽を設置する者に対し設置費を補助しています。

補助金の額は、次のとおりです。

補助制度による補助金額 (平成28年4月1日現在)

人槽区分	補助金限度額	
	転換	転換以外
5人槽	330,000円	90,000円
6～7人槽	414,000円	108,000円
8～10人槽	546,000円	132,000円

補助制度による浄化槽設置数 (単位：基)

区分 年度	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	合 計
平成1～23年度	672	1,101	481	2,254
平成24年度	77	68	19	164
平成25年度	104	50	18	172
平成26年度	95	72	19	186
平成27年度	72	49	24	145
平成28年度	87	58	19	164
合計	1,107	1,398	580	3,085

イ 公設浄化槽整備事業

生活排水による水辺環境・生活環境の悪化を防ぐため、特定地域に居住する浄化槽設置希望者に対して市が浄化槽を整備し、使用料の徴収を行い、維持管理を行います。

公設浄化槽整備事業による浄化槽設置数 (単位：基)

区分 年度	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	合 計
平成25年度	11	15	4	30
平成26年度	13	27	4	44
平成27年度	9	13	5	27
平成28年度	8	6	2	16
合計	41	61	15	117

5 騒音・振動

(1) 騒音・振動の概要と環境基準

騒音及び振動は、個人差や慣れが大きく作用し、同じ音や振動であってもその種類や性質によって感じ方が異なるという特徴があります。

騒音及び振動の防止対策としては、騒音規制法及び振動規制法に基づき市長（平成23年度までは県知事）が生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内の工場、事業場の事業活動や建設作業に伴う騒音、振動を規制しています。また、自動車による交通騒音及び振動については限度基準が設けられており、これを上回る場合は公安委員会、道路管理者に対して防止対策を要請できることになっています。

■環境基準

騒音の環境基準は、人の健康の保護や生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境の基準として設定されています。

平成11年4月1日からは新環境基準が施行され、騒音の評価手法としての等価騒音レベルの採用、時間区分の変更などがなされました。

環境基準を当てはめる地域の指定は、住居地域や商業地域などの地域特性を考慮して市長（平成23年度までは県知事）が行うこととなっており、当市では都市計画法の用途地域別に新環境基準が適用されています。

騒音に係る環境基準（道路に面する地域を除く）

地域 の 類型	適用地域	時間の区分		該当地域
		昼間 6時～22時	夜間 22時～6時	
AA		50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
・幹線交通を担う道路に近接する空間について、上欄にかかわらず特例として右欄の基準値とする	70デシベル以下	65デシベル以下

※車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。

(2) 騒音・振動の防止対策

①工場、事業場の規制基準

工場、事業場の騒音及び振動は、騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例によって規制されており、市長（平成23年度までは県知事）が生活環境を保全する必要があるとして指定した地域内にあって、騒音や振動の発生が著しい施設として定められた施設を有する工場、事業場に対して規制基準が適用されています。

当市では昭和46年に騒音に係る地域指定を、昭和52年に振動に係る地域指定をそれぞれ受け（平成24年度より市長が指定）、以下の基準が適用されています。

騒音に係る工場・事業場の規制基準

地域の区分	適用地域	時間の区分		
		昼間 8時～18時	朝・夕 6時～8時 18時～22時	夜間 22時～6時
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域 都市計画区域外	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	工業地域、工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

振動に係る工場・事業場の規制基準

地域の区分	適用地域	時間の区分	
		昼間 8時～20時	夜間 20時～8時
第1種区域	1 第1・2種低層住居専用地域	60デシベル	55デシベル
	2 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域 都市計画区域外	65デシベル	55デシベル
第2種区域	1 近隣商業地域、商業地域 準工業地域	70デシベル	60デシベル
	2 工業地域、工業専用地域	70デシベル	65デシベル

※1 騒音、振動に関する規制基準適用場所は、工場、事業場の敷地境界とする。

2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院診療所、図書館、特別養護老人ホーム、認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

3 第1種区域と第3種区域若しくは第4種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30mの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

4 工業専用地域及び都市計画区域外は静岡県生活環境の保全等に関する条例によって規制されている。

②建設作業の規制基準

建設作業に伴う騒音や振動は、工場、事業場と異なり、その作業場所に代替性がないことから防止対策は極めて困難な場合が多い。また、騒音や振動の発生は一時的であるもののそのレベルが高いため、届出時には、低騒音、低振動型重機の使用や付近住民に対する工事期間の周知等、作業実施時の配慮を指導しています。

なお、地域指定区域内において騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業を行う場合は、届出と規制基準の遵守が義務づけられています。

騒音・振動に係る特定建設作業の規制基準

地域 の 区分	規制種別	騒音に係る特定建設作業					振動に係る特定建設作業		
		くい打機 くい抜機 等を使用 する作業	びょう打 機を使用 する作業	さく岩機 を使用す る作業	空気圧縮 機を使用 する作業	コンクリート又 はガスアル ブロックを設 けて行う 作業	くい打機 くい抜機 等を使用 する作業	鋼球を使 用して建 築物等を 破壊する 作業	舗装版破 碎機を使 用する作 業
第一号区域	基準値	85デシベル					75デシベル		
	作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと							
	1日当たりの作業時間	10時間／日を超えないこと							
	作業期間	連続6日を超えないこと							
	作業日	日曜日その他の休日でないこと							
第二号区域	基準値	85デシベル				75デシベル			
	作業時刻	午後10時～午前6時の時間内でないこと							
	1日当たりの作業時間	14時間／日を超えないこと							
	作業期間	連続6日を超えないこと							
	作業日	日曜日その他の休日でないこと							

※1 規制基準適用場所は、特定建設作業の敷地境界とする。

2 第1号区域：地域指定区域のうち、第2号区域を除いた区域。

第2号区域：地域指定区域の第4種区域（振動の場合、第2種区域の2）のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、認定こども園等の周囲おおむね80m以内の区域を除いた区域。

③道路交通騒音

自動車のめざましい普及は、一方で交通騒音、振動や交通渋滞を引き起こし、生活環境の悪化をもたらしています。

このような状況の中で、道路に面する地域の環境基準が定められ、これ目標として車両構造の改善や遮音施設の設置などを中心とした自動車騒音の軽減対策が実施されています。

また、道路に面する区域の自動車騒音、振動に係る限度基準が設けられており、この限度基準を超えて生活環境が著しく損なわれている場合には、道路管理者等に対して意見や改善要請ができることとなっています。

なお、平成12年4月1日施行の法改正により、限度基準は環境基準と同じ評価手法である等価騒音レベルによることとなりました。

自動車騒音の要請限度値

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
1	第1種区域及び第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	第1種区域及び第2種区域の第1・2種中高層住居専用地域うち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	第2種区域の第1・2種住用地域、準住居地域、市街化調整区域のうち2車線以上の道路に面する区域、及び第3種区域、第4種区域の工業地域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
	・幹線交通を担う道路に近接する空間については、上欄にかかわらず特例として右欄の基準値とする	75デシベル	70デシベル

※1 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び第4種区域は、騒音に係る工場、事業場の規制基準の地域区分をいう。

道路交通振動に対する防止措置を要請する基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 8時～20時	夜間 20時～8時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

④自動車騒音の常時監視

自動車騒音の状況については、騒音規制法に基づく常時監視を静岡県が実施していましたが、法改正により平成24年度からは市が実施するようになりました。常時監視は、道路に面した地域の住居等を対象にした自動車騒音の測定と、測定地点を含む評価区間について騒音の環境基準を超える住居等の割合を把握する「面的評価」の方法で行います。

平成28年度は、市内の国道5路線を対象にして、自動車騒音の測定と面的評価を行いました。自動車騒音は、測定を行った国道4地点で昼間・夜間ともに環境基準を超過し、騒音の要請限度については国道2地点で夜間のみ超過しました（表1参照）。面的評価の結果については、昼間・夜間ともに環境基準を満足した住居等の割合は52.4～100.0パーセントでした（表2参照）。

[表1] 自動車騒音 測定結果（平成28年度）

路線名	測定地点	測定結果 〔LAeq〕 (dB)		基準値等 (○:適合 ●:不適合)		適合状況	
		昼間	夜間	環境基準		要請限度	
				昼間 (70dB)	夜間 (65dB)	昼間 (75dB)	夜間 (70dB)
一般国道138号	萩原地内	67	61	○	○	○	○
一般国道246号	駒門地内	71	69	●	●	○	○
一般国道246号	山之尻地内	74	73	●	●	○	●
一般国道246号	川島田地内	73	71	●	●	○	●
一般国道469号	保土沢地内	71	69	●	●	○	○

[表2] 自動車騒音 面的評価結果（平成28年度）

調査単位 区間番号	道路名	評価 区間 延長 (km)	住居等 戸数 (戸)	環境基準達成状況〔上段：戸数(戸)〕 〔下段：割合〕			
				昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
10930	一般国道138号	4.4	478	478 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
11360	一般国道246号	5.6	88	64 (72.7%)	20 (22.7%)	0 (0.0%)	4 (4.6%)
11340	一般国道246号	3.4	203	116 (57.1%)	62 (30.6%)	0 (0.0%)	25 (12.3%)
11350	一般国道246号	4.5	225	118 (52.4%)	67 (29.8%)	0 (0.0%)	40 (17.8%)
11700	一般国道469号	3.0	502	366 (72.9%)	25 (5.0%)	0 (0.0%)	111 (22.1%)
全　体		20.9	1,496	1,142 (76.4%)	174 (11.6%)	0 (0.0%)	180 (12.0%)

⑤届出状況

騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく平成28年度末現在の、特定施設届出状況は次のとおりです。

騒音規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特 定 施 設 名	平成28年度末の特定施設数		
		法 律	県条例	合 計
1	金属加工機械	221	571	792
2	空気圧縮機及び送風機	475	831	1,306
3	土石用又は鉱物用の破碎機等	13	5	18
4	繊維機械	21	5	26
5	建設用資材製造機械	8	2	10
6	穀物用製粉機（ロール式のもの）	1	0	1
7	木材加工機械	102	130	232
8	製紙機械及び紙加工機械	0	0	0
9	印刷機械（原動機を用いるもの）	37	26	63
10	合成樹脂用射出成形機	426	249	675
11	鋳型造型機	0	0	0
12	クーリングタワー		183	183
13	集じん施設		126	126
14	冷凍機（圧縮機を用いるもの）		821	821
施 設 合 計		1,304	2,949	4,253
工 場 ・ 事 業 場 数		180	294	474

振動規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特 定 施 設 名	平成28年度末の特定施設数		
		法 律	県条例	合 計
1	金属加工機械	285	342	627
2	圧縮機	274	286	560
3	土石用又は鉱物用の破碎機等	21	7	28
4	織機（原動機を用いるもの）	7	0	7
5	コンクリート機械	5	0	5
6	木材加工機械	5	2	7
7	印刷機械	14	25	39
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	2	5	7
9	合成樹脂用射出成形機	261	334	595
10	鋳型造型機（ジョルト式のもの）	0	0	0
施 設 合 計		874	1,001	1,875
工 場 ・ 事 業 場 数		90	57	147

6 悪臭

(1) 悪臭防止対策

① 悪臭の概要

においを感じさせる物質は、数十万あるといわれており、発生源も多種多様で、動物のし尿臭や野菜クズの腐敗臭などのように人に不快感・嫌悪感を与えるにおいや、一般的には芳香といわれるようなにおいであっても、人に不快感を与え生活環境を損なう恐れがあれば悪臭ということになります。

悪臭は、各種の極めて微量の臭気物質が複合して発生することが多く、その発生状況は気温、湿度、風向などの気象条件によって左右され、同じにおいであっても人によって感じ方が違うなど嗅覚はかなり個人差があります。

このため、悪臭苦情の処理に際しては、悪臭状況の調査や抜本的な防止・除去対策の実施について難しい面が多く、解決まで相当な期間を要する状況となっています。

② 悪臭の規制

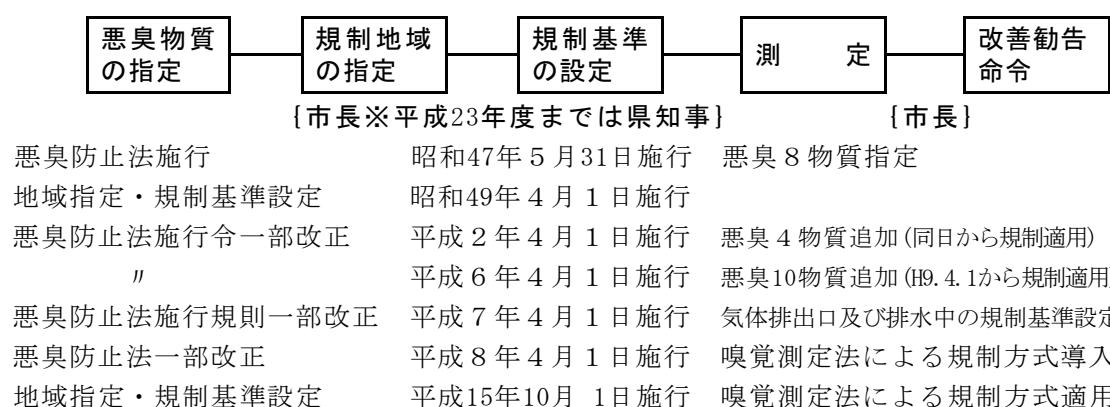
悪臭防止法では、畜産農業施設や工場・事業場などから発生する悪臭物質の濃度を規制しており、それぞれの地域の実情に応じて(地域指定)規制基準が設定されています。

当市は当初、地域指定と規制基準は、御殿場駅と富士岡駅を中心とした市街地には最も厳しいA基準、東富士演習場及び箱根外輪山を除いたその他の地域に最も緩やかなF基準を適用してきました。

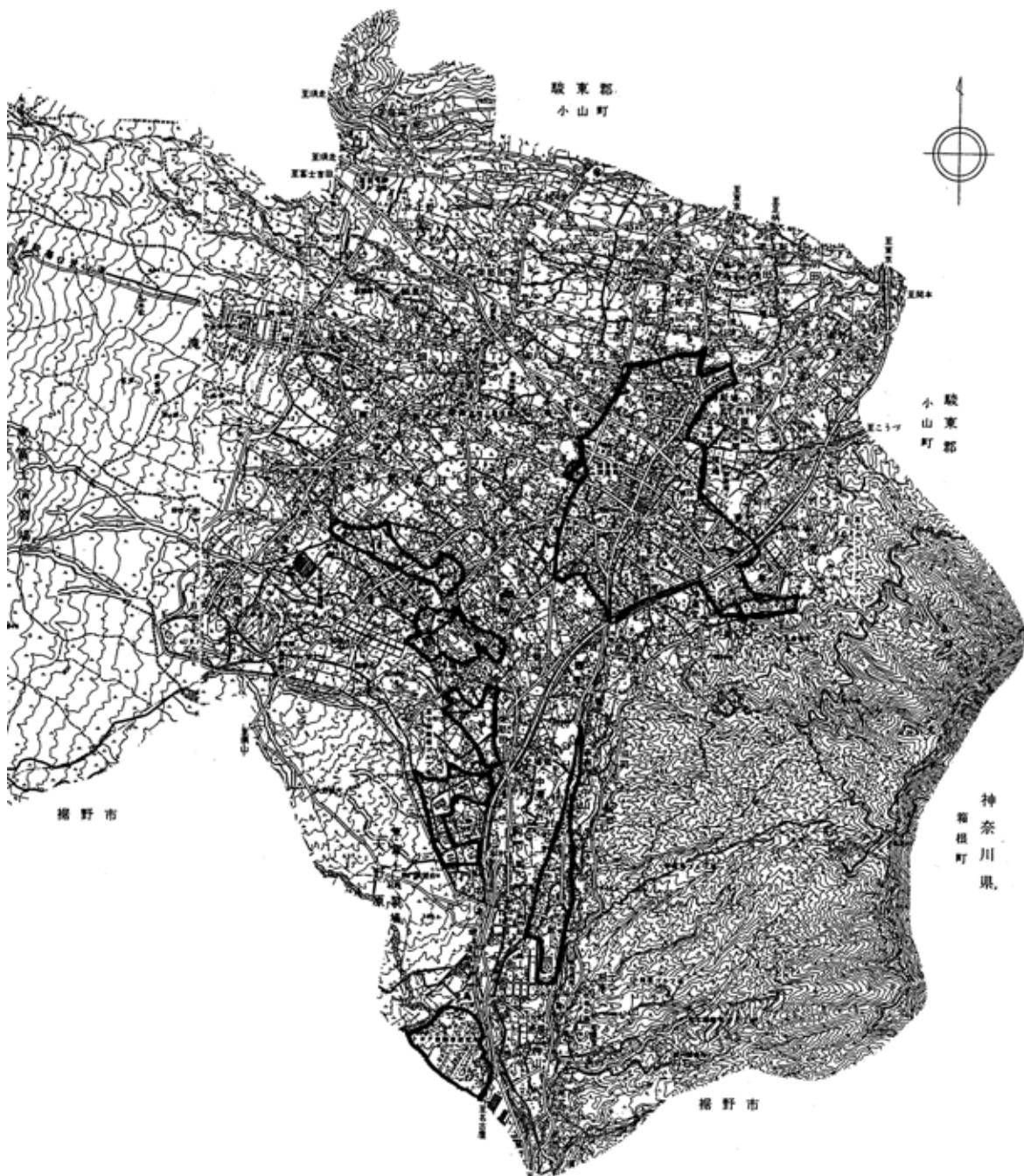
しかし、平成8年4月1日の法改正により、これまでの悪臭物質ごとの規制では対応できなかった複合臭を測定する嗅覚測定法が導入され、こうした嗅覚測定法による臭気指数規制を導入する自治体が増えてきており、当市も平成15年10月1日よりこの制度を導入しました。

なお、臭気指数規制に係る地域指定は、都市計画法で指定された市街化区域を15に、その他の地域を18と定め、地域の実情に合わせた基準を適用しています。なお、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、悪臭発生施設を指定(特定施設)して届出させるとともに、悪臭を防止するための設備基準等を定めて規制しています。

悪臭防止法による悪臭物質排出規制の体系



悪臭の地域指定図



■ 臭気指数 15 (都市計画法で定められた市街化区域)

□ 臭気指数 18 (その他の地域)

悪臭防止法に基づく規制基準（平成15年10月1日以降）

(臭気指数基準)

区域の区分	臭気指数
第1種区域（都市計画法で定められた市街化区域）	15
第2種区域（その他の地域）	18

③届出状況

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく平成28年度末現在の、特定施設届出状況は下記のとおりとなっています。

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特 定 施 設 名	事業場数	施設数
1	セロファン製膜施設		
2	アスファルト含滲紙またはコールタール含滲紙の製造の用に供する連続式含滲施設		
3	パルプまたは紙の製造の用に供する乾燥施設		
4	調味料の製造または穀物の加工の用に供する加熱型の乾燥施設		
5	合成樹脂またはホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設		
6	有機顔料の製造の用に供する反応施設		
7	木材チップの堆積場であって、面積が1,000m ² 以上のもの		
8	動物系の飼料若しくは肥料またはそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設	(1)蒸煮施設	1
		(2)湯煮施設	
		(3)真空濃縮施設	
		(4)乾燥施設	3
9	鶏舎であって面積が400m ² 以上のもの及び豚舎であって面積が150m ² 以上のもの	鶏舎	19
		豚舎	23
10	サイズの製造の用に供する反応施設		
合		計	46
			51

7 地 下 水

(1) 地下水の利用状況

①水循環と地下水

当市は、富士山を源とする地下水のかん養源に位置し、その量、質とも恵まれた地下水を利用しています。また、市内には美しい湧水地が点在し、昔から人々の暮らしと密接に関係してきました。

地下水は「降水～地下水～地表水～海洋～蒸発～降水」の水循環系の中でも重要な役割を果たしており、揚水過剰による湧水の減少枯渇、井戸涸れ等の地下水障害の発生は、この水循環系が壊されたことを示すものと言えます。

私たちは、地下水のかん養源に位置する者として地下水の採取に伴う地下水障害の防止及びその水質の保全に努めなければなりません。

②揚水状況と地下水障害

工業用水と生活用水の揚水量の経年変化をみると、平成の初めごろをピークに増大してきた揚水量がその後減少する傾向にあります。

また、当市で過去に生じた地下水障害は、湧水の枯渇及び有機塩素系化合物による地下水汚染がありますが、広域的な地下水質の悪化や地盤沈下は発生していません。

なお、平成10年度に国土庁が実施した東富士地域（御殿場市、裾野市、小山町）の地域水循環改善事業推進調査では、揚水実績と適正揚水量は均衡しているという結論となっています。

地 下 水 の 揚 水 状 況 (m³/日)

用 途	項 目	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H25	H26
工 業 用 水	事 業 所 数	(42)	(55)	(59)	(55)	(54)	(52)	(56)	(56)	(55)
	地 下 水 等	24,130	19,348	19,526	18,663	13,339	13,788	9,006	12,840	10,696
	工 業 水 道	0	27	1,922	1,635	2,755	3,063	2,571	2,475	2,466
生 活 用 水	上 水 道	20,630	29,975	37,088	38,482	34,529	34,707	34,247	35,230	33,384
	簡 易 水 道	2,641	1,397	1,466	1,139	991	954	883	800	817
計		47,401	50,747	60,002	59,919	51,614	52,512	46,707	51,345	47,363

静岡県くらし・環境部環境局水利用課 平成27年版「地下水調査報告書」より

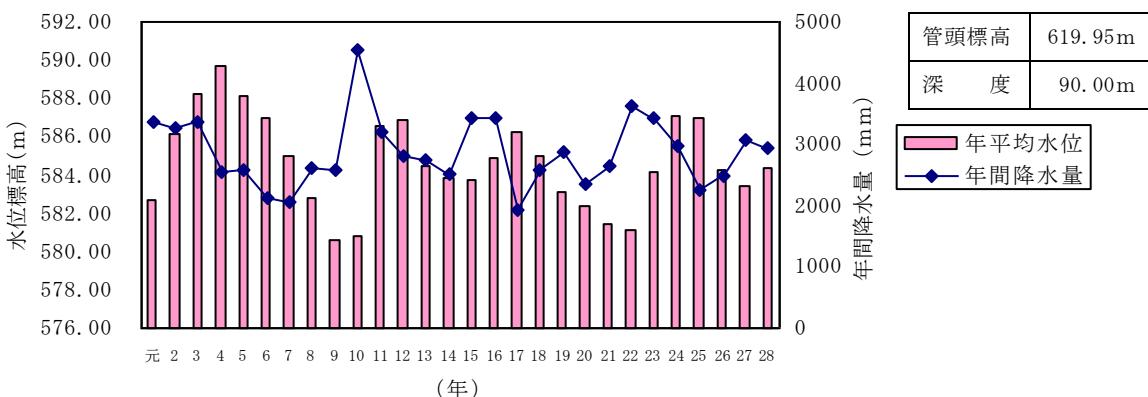
③地下水位の経年変化

当市は4箇所の観測井及び2箇所の地下水観測地点を定め、毎月水位を測り変化を見ています。

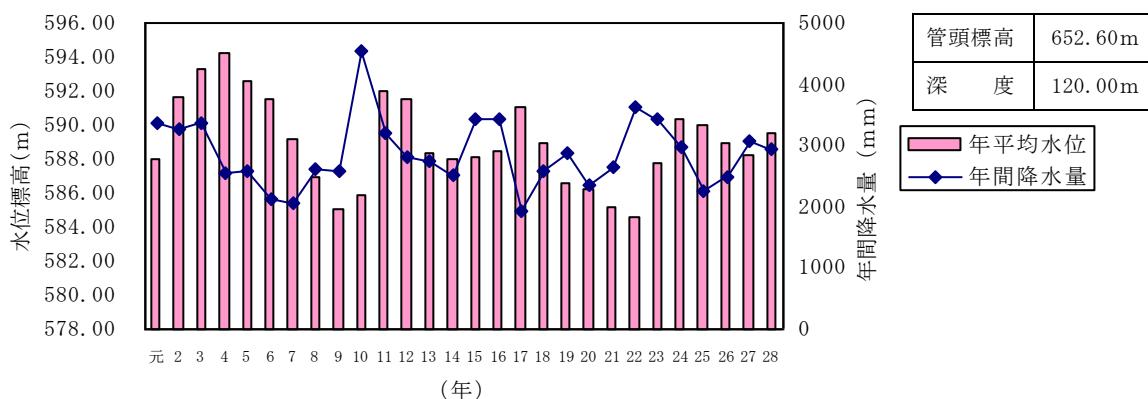
年度ごとに、若干の変動はあるものの、調査開始以来大幅な減少もなく推移しています。

御殿場市内観測井の地下水位経年変化

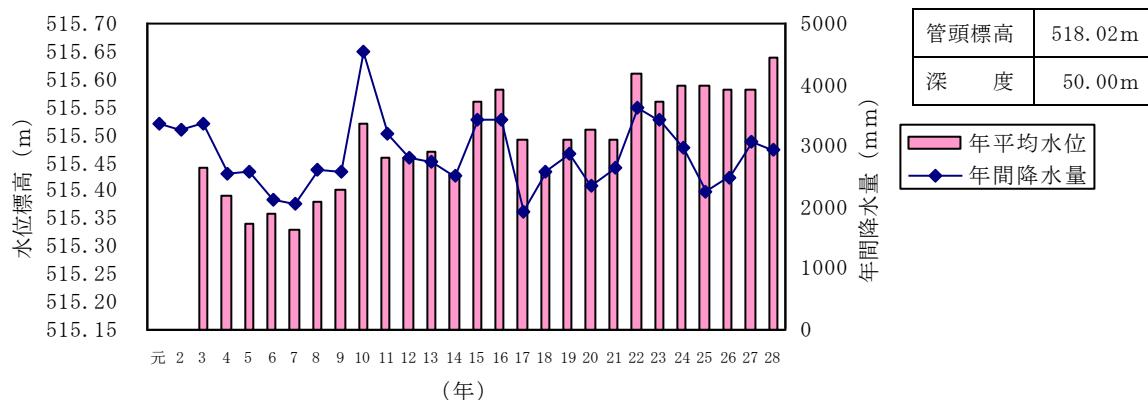
水土野観測井の地下水位経年変化



鍋有沢観測井の地下水位経年変化

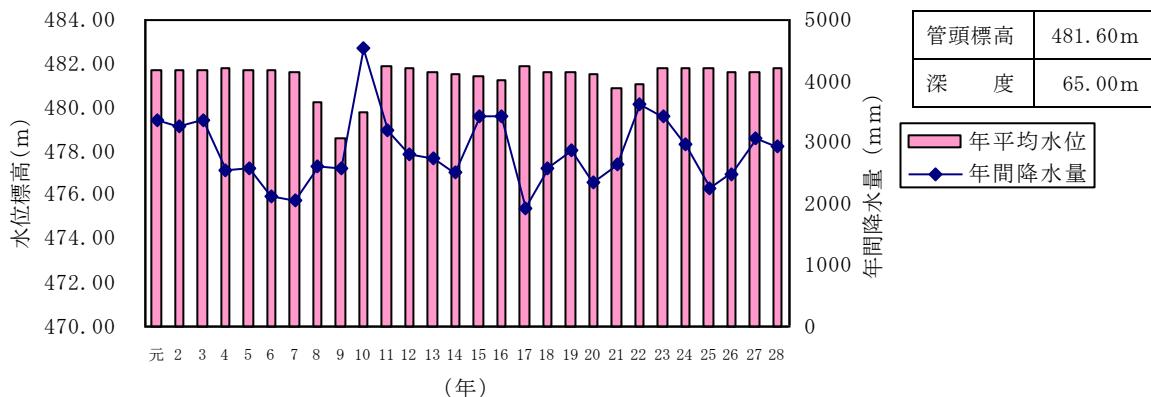


茱萸沢観測井の地下水位経年変化

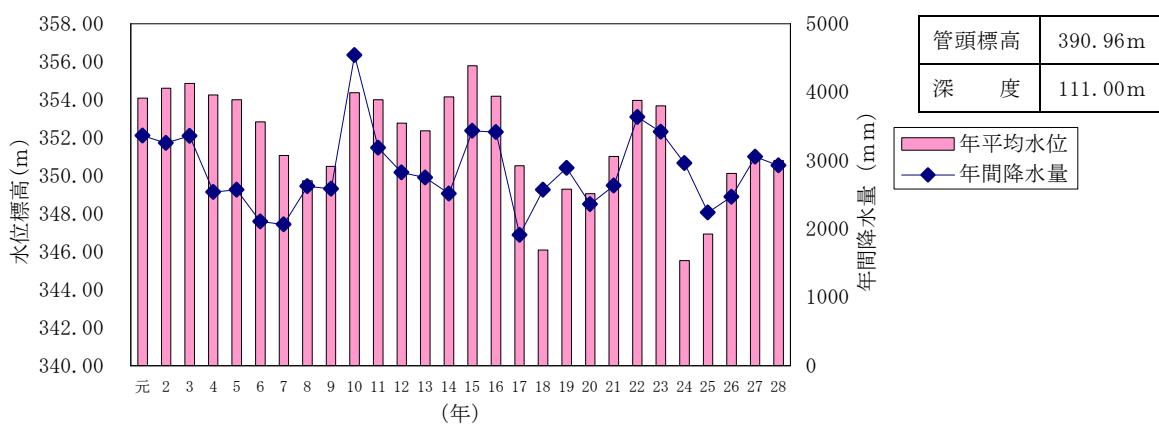


茱萸沢観測井は平成3年から観測を開始

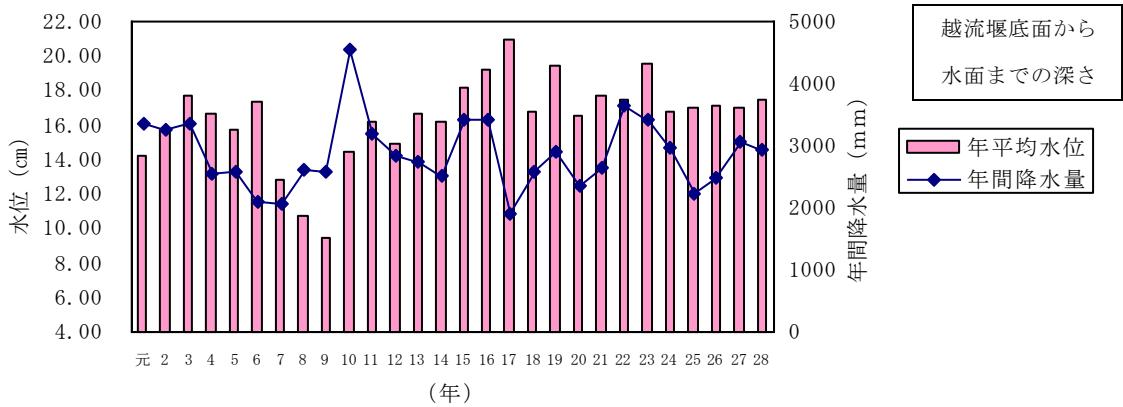
保土沢の地下水位経年変化



駒門観測井の地下水位経年変化



中清水の地下水位経年変化



(2) 地下水の保全対策

当市では、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源保全を目的として、「御殿場市土地利用事業指導要綱」及び「御殿場市地下水の採水に関する要領」により指導を行っています。

また、年2回（夏・冬）県及び近隣2市町と合同で、各市町の湧水量調査等を実施しています。

(3) 環境基準

地下水の環境基準は、地下水の水質保全のために講じられる諸施策の共通の行政目標として平成9年3月に設定され、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定されています。

また、この環境基準は、水質汚濁に係る健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）と同じ項目と基準値が設定されています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準 (単位: mg/ℓ以下)

項目	基 準 値	項目	基 準 値	項目	基 準 値
カドミウム	0.003	クロロエチレン	0.002	シマジン	0.003
全シアン	検出されないこと	1, 2-ジクロロエタン	0.004	チオベンカルブ	0.02
鉛	0.01	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	ベンゼン	0.01
六価クロム	0.05	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	セレン	0.01
砒素	0.01	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
総水銀	0.0005	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	ふつ素	0.8
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01	ほう素	1
P C B	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01	1, 4-ジオキサン	0.05
ジクロロメタン	0.02	1, 3-ジクロロプロパン	0.002		
四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006		

※備考 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

(4) 地下水汚染防止対策

有機塩素系化合物による汚染対策

① 対策の概要

機械部品などの金属脱脂洗浄剤やドライクリーニングの洗浄剤として安易に使用されていたトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染が全国的に大きな社会問題となったことから、昭和59年の排出に関する管理目標値及び水道水の要件等の設定をはじめとした規制強化が図られてきました。

当市においては、昭和62年に水道水源である永塚1号井戸のテトラクロロエチレンによる汚染判明をはじめとして、平成元年にはトリクロロエチレンによる汚染井戸が杉名沢地区で3本、深沢地区で1本、またテトラクロロエチレンによる汚染井戸が竈地区で1本それぞれ判明したことから、有機塩素系化合物使用事業場に対する指導を強化し、地下水汚染の防止及び汚染地区での汚染物質除去対策に努めています。また、地下汚染防止対策には広域的な監視が必要となるため、平成元年に東部地域の5市4町で『静岡県東部五市四町地下水汚染防止対策協議会』を設立し、地下水汚染の未然防止活動を実施しています。

現在、杉名沢地区では浄化対策を継続していますが、他の3地区では汚染が改善されています。

■ 水質汚濁防止法に基づく規制基準

(単位 : mg/ℓ以下)

項目	トリクロロエチレン (TCE)	テトラクロロエチレン (PCE)	1, 1, 1-トリクロロエタン (MC)	四塩化炭素 (TCM)	ジクロロメタン (DCM)
公共用海域への排出基準	0.1	0.1	3	0.02	0.2
地下浸透に関する基準	0.002	0.0005	0.0005	0.0002	0.002

■ 地下水及び水道水に関する基準

(単位 : mg/ℓ以下)

項目	トリクロロエチレン (TCE)	テトラクロロエチレン (PCE)	1, 1, 1-トリクロロエタン (MC)	四塩化炭素 (TCM)	ジクロロメタン (DCM)
地下水の環境基準	0.01	0.01	1	0.002	0.02
水道水の水質基準	0.01	0.01	0.3	0.002	0.02

■ 有機塩素系化合物使用事業場数及び使用量

(単位 : kg)

調査年度	事業場数	使用量合計	(TCE)		(PCE)		(MC)		(DCM)	
			社数	使用量	社数	使用量	社数	使用量	社数	使用量
工場・事業場										
27	6	25, 473	2	21, 140	0	0	0	0	4	4, 333
28	6	20, 854	2	16, 790	0	0	0	0	4	4, 064
クリーニング店										
27	1	120	0	0	1	120	0	0	0	0
28	1	120	0	0	1	120	0	0	0	0

(使用量は調査年度の前年度使用量となります。)

②汚染井戸の状況

ア 永塚1号井戸

昭和62年12月の水質調査によって、0.016mg/lのテトラクロロエチレンを検出し、汚染が判明しました。汚染範囲、汚染源調査のためフィンガープリント法による周辺調査を実施しましたが、汚染機構の解明には至りませんでした。汚染判明後、汚染物質除去対策として井戸からの揚水を継続しており、平成11年度以降は地下水環境基準の0.01mg/lを下回る状況が続いています。

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
平均値／測定回数	0.002／5	0.002／5	0.002／5	0.002／5	0.0018／5	0.0014／5	0.0014／5
最 小 値	0.0016	0.0010	0.0016	0.0015	0.0017	0.0018	0.0015
最 大 値	0.0023	0.0030	0.0024	0.0026	0.0020	0.0012	0.0012

イ 杉名沢地区

平成元年9月の事業場周辺調査によって、3本の井戸からトリクロロエチレンによる汚染が判明しました。永塚地区とともにフィンガープリント法による周辺調査を実施した結果、ほぼ汚染範囲が特定されたため、平成4年度以降、調査井戸からの揚水ばっ気処理による汚染物質除去対策を継続しています。

(2本の井戸は平成7年と平成14年に廃止されています。)

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
平均値／測定回数	0.115／6	0.490／6	0.450／6	0.200／6	0.150／6	0.260／6	0.200／5
最 小 値	0.019	0.280	0.150	0.060	0.058	0.077	0.079
最 大 値	0.390	0.600	0.780	0.360	0.320	0.390	0.310

※網掛けの欄は、地下水基準の超過を示します

※平成26年11月より環境基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正されました

ウ 深沢、竈地区

平成元年10月の市内井戸詳細調査によって、深沢地区でトリクロロエチレン汚染井戸1本と竈地区でテトラクロロエチレン汚染井戸1本が判明しました。深沢地区では、近隣事業場及び周辺調査を実施しましたが、汚染範囲は解明できませんでした。竈地区では、周辺に当該物質を使用していた事業場がなく、過去の状況も不明です。

両地区とも汚染井戸及び周辺井戸の監視を継続しており、平成11年度以降は地下水環境基準を下回る状況が続いています。

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
竈	平均値／測定回数	<0.0005／2	0.001／2	0.006／2	0.0007／2	0.0008／2	0.0007／2	0.0007／2
	最 小 値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	0.0008
	最 大 値	<0.0005	0.001	0.0006	0.0007	0.0010	0.0007	0.0005
深沢	平均値／測定回数	<0.0005／2	<0.0005／2	<0.0005／2	<0.0005／2	<0.0005／2	<0.0005／2	<0.0005／2
	最 小 値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	最 大 値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

8 ダイオキシン類

(1) 概要と環境基準

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナ-ポリ塩化ビフェニル(コプラナ-PCB)を総称したもので、主に廃棄物焼却炉などで物を燃やすことによって発生し、動物実験から非常に強い毒性と発ガン性があることが分かっています。

ダイオキシン類は、常温では無色無臭の固体でほとんど水に溶けませんが、脂肪などには溶けやすい性質を持っており、環境中に排出されたダイオキシン類は食物連鎖を通して次第に濃縮されながら人間の体内に取り込まれることから、平成12年1月15日にはダイオキシン類対策特別措置法が施行され影響の未然防止が図られています。

■ 環境基準

耐容一日摂取量	体重1kgあたり	4 pg-TEQ	以下
環境基準	大気(年平均値)	0.6 pg-TEQ/m ³	
	水質	1 pg-TEQ/l	
	地下水	1 pg-TEQ/l	
	土壤	1000 pg-TEQ/g	

■ 規制の経過 :

- 平成2年12月 ダイオキシン類発生防止等ガイドライン(旧ガイドライン)公表
・焼却炉のダイオキシン類低減対策、排出濃度の提示
- 平成9年1月23日 ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)公表
・焼却炉の緊急対策、恒久対策の濃度基準の設定
- 平成9年12月1日 大気汚染防止法施行令一部改正の施行
・廃棄物焼却炉他1施設の排出規制
- 平成12年1月15日 ダイオキシン類対策特別措置法施行
・大気関係5施設、水質関係7施設の排出規制
・大気、水質、土壤の環境基準の設定
- 平成13年3月26日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正
・廃棄物焼却炉の構造基準の強化(平成14年12月1日施行)
- 平成20年4月1日 ダイオキシン類対策特別措置法施行令改正の施行
・毒性等価係数の見直し

(2) 汚染の状況

① 大気環境の調査結果

静岡県が、平成9年12月に市立西保育園で実施した大気中のダイオキシン類調査で比較的高い値が検出されたため、市では、平成10年度から県と協力して調査を進めるとともに、ダイオキシン類低減対策として主な排出源である安易なごみ焼却や野焼きの自粛などの広報に努めています。

この調査結果（年平均値）を環境基準値と比較すると、基準値を下回っています。

大気環境中のダイオキシン類調査結果

調査年度	調査場所	調査主体	春、夏、秋、冬各一回、 計四回調査の年平均 ダイオキシン類濃度	基準値
			単位：pg-TEQ/m ³	
13	市役所農業研修センター	県	0. 083	年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (環境基準値)
	二の岡区コミュニティ供用施設	市	0. 061	
	神山小学校		0. 13	
14	市役所農業研修センター	県	0. 054	
	市役所玉穂支所	市	0. 047	
	富士岡小学校		0. 058	
15	市役所農業研修センター	県	0. 055	
	原里第一保育園	市	0. 045	
16	市役所農業研修センター	県	0. 084	
	沼津公共県職業安定所御殿場出張所	市	0. 16	
17	市役所農業研修センター	県	0. 085	
	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0. 078	
18	市役所保健センター	市	0. 025	
	市役所農業研修センター	県	0. 036	
19	市役所農業研修センター	県	0. 029	
20	市役所農業研修センター	県	0. 017	
21	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0. 017	
22	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0. 018	
23	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0. 024	
24	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0. 022	
25	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0. 015	
26	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0. 017	
27	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0. 019	
28	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0. 017	

②土壤の調査結果

ダイオキシン類は、主にごみの焼却施設から発生します。市内では、湯沢平清掃センターがごみ焼却施設として昭和43年から平成10年までの30年間稼動していたため、平成13年度は、その周辺の土壤調査を実施しました。

その結果、湯沢平公園の旧清掃センター寄りの土壤で67pg-TEQ/gのダイオキシン類が検出されましたが、土壤環境基準値の1,000pg-TEQ/g以下(コフラー-PCBを含む)に対しては基準値を下回る状況でした。

土壤中のダイオキシン類調査結果

調査年度	調査場所	調査主体	ダイオキシン類濃度(pg-TEQ/g)	基準値
1 1	森之腰区公民館グラウンド	県	0. 84	
1 2	御殿場中学校グラウンド	県	1. 0	
	西保育園南側グラウンド	市	0. 51	
	富士岡小学校グラウンド	市	4. 0	
1 3	御殿場市児童館グラウンド	県	0. 12	
	原里中学校グラウンド	市	1. 6	
	湯沢平公園北東側グラウンド	市	6. 7	
1 4	玉穂小学校グラウンド	市	2. 4	
1 5	玉穂第1保育園グラウンド	県	0. 99	1,000
	北畠地区児童厚生体育施設	市	1. 4	pg-TEQ/g 以下
1 6	杉名沢コミュニティーセンター	県	2. 8	
1 7	原里小学校グラウンド	県	0. 8	
1 8	玉穂地区東広場	市	0. 033	
1 9	原里西幼稚園	県	0. 058	
2 3	清掃センター跡地（客土部分）	市	2. 3	
	清掃センター跡地（地山部分）		7. 7	
	老人福祉センター跡地北側		5. 4	
	老人福祉センター跡地南側		1. 9	
2 7	原里中学校グラウンド	県	2. 7	

(3) ダイオキシン類汚染防止対策

平成12年1月15日に施行されたダイオキシン類対策特別措置法の規定による特定施設の届出状況及び規制基準は次のとおりです。

①特定施設の届出状況

平成29年3月31日現在

施設番号	特 定 施 設	事業場数	施設数
■大気関係			
法施行令 別表第1第5号	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が一時間当たり50キログラム以上のもの	9	10 (内2休止中)

②規制基準（抜粋）

■大気関係

単位:ng-TEQ/m³N

別表第1第5号 廃棄物焼却炉	焼却能力	設置の工事着手日		
		H12.1.15 以降	H9.12.1～ H12.1.14	H9.12.1 以前
		新設基準	一部既設基準	既設基準
4t/h 以上※	0.1	0.1	1	
4t/h 未満～2t/h※	1	1	5	
2t/h 未満～200kg/h※	5	5	10	
200kg/h 未満～50kg/h	5	10	10	

※廃棄物焼却炉であって、火格子面積が2m²以上又は焼却能力が200Kg/h以上のもの（廃掃法、大防法で既に廃棄物焼却炉に該当していたもの）

第5章 廃棄物等

1 廃棄物処理基本方針

ごみゼロ社会を目指したリサイクルシステムを構築するためには、行政の施策によるごみの排出抑制・資源化・再利用促進のみならず、一人ひとりのライフスタイル、消費活動の形態、経済活動における生産・流通システム等、多面的な見直しを図るとともに、ごみは処理・処分するものという考え方を、資源化・再利用を前提とする方向に改めなければならない。

当市は、ごみの資源化・再利用に係る施策を率先して実施し、住民・事業者に対し指導・啓発・周知を図り、ごみの排出抑制・資源の有効利用と分別収集の徹底を強化し、排出ごみの資源化・減量化のため処理施設及び処理体制の整備と維持管理、収集運搬事業の効率化を推進していく。

以上の基礎事項を念頭に、循環型社会を形成するため、基本方針を次のように定める。

(1) 循環型ライフスタイルへの変革

大量生産・大量消費を是正するため、意識啓発を促進し、循環型ライフスタイルの定着を図る。

(2) 社会システムの整備

資源が円滑に循環し、有効利用されるような社会システムの整備を推進し、地域社会の永続的な発展を図る。

(3) 自然環境との調和

ごみの資源化・再利用化を推進し、ごみの安定化・無害化を強化することにより資源の温存と環境保全を図る。

(4) 生活環境の向上

安全かつ利便性の高い生活ができるよう、ごみの適正処理に努める。

(5) 地域社会の連携

循環型社会の形成は、住民、事業者、行政がその役割を果たして初めて実現することができる。そのため、地域社会全体で資源循環を推進する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされています。

当市は、上記基本方針を具体化するため、長期的視点に立った市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化、再生利用の推進、収集、運搬、処分等の計画（一般廃棄物処理実施計画）を定めています。

このうち一般廃棄物処理基本計画は、10年から15年間の長期計画とし、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととされています。

2 廃棄物行政のあゆみ

年	月	内 容
S37		御殿場駅周辺においてごみ収集を開始する ・ トラック 1台、リヤカー 1台、職員 4人 ・ ごみ処理費 30円／1世帯当たり月
42		ロータリー車によるごみ収集を開始
43		ごみ処理費を無料にする 御殿場駅周辺においてごみ集積所を定める
45		市全域で、週に 1回燃えるごみの回収を開始する
49		市全域で、週に 2回燃えるごみの回収、月 2回燃やせないごみの回収を開始する
H2		モデル地区（原里、印野地区）を設定し、ごみの分別収集を実施する (平成 2 年から 3 年)
	9	粗大廃棄物処理場に三軸ロール型の破碎機を設置する
5	3	市のごみ処理に関し、長期的かつ総合的にどうあるべきかを審議するため、市民、知識経験者、市関係者で「ごみ処理基本計画策定委員会」を組織し、ごみ処理基本計画を策定する
6	1	市内神場地区にリサイクルセンターを建設し、アルミ缶、スチール缶選別機及びびんの選別ラインを稼動する
	4	フロン回収機を設置する 御殿場市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び施行規則の全部改正をする 主な改正内容 ・ ごみ処理について、市民、事業者及び市それぞれの責任を明確にした ・ 家庭から排出される粗大ごみの有料化、事業所から排出される不燃ごみ（埋立ごみ）の有料化を実施する ・ ごみ減量等推進審議会の設置、ごみ減量等推進員の委嘱
6		家庭から排出される粗大ごみ、事業系埋立ごみの有料化を実施する 市内全域でごみの 5 分別収集を開始する 分別内容 ・ 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ ごみ袋で集積所に排出 ・ 缶・びん 集積所でコンテナ回収 ・ 古紙（新聞、雑誌、ダンボール） 種類ごとに梱包し、集積所に排出 ・ 粗大ごみ リサイクルセンターに自己搬入 ・ 有害ごみ（乾電池） 集積所に透明袋で排出 ごみ減量等推進審議会を設置し、ごみ袋の指定及びごみ処理有料化等の諮問事項を審議する

年	月	内 容
	10	ごみ減量等推進審議会からごみ袋の指定、ごみ処理有料化及び基金について答申を受ける
6	12	ごみ袋の指定及びごみ処理有料化に係る条例及び施行規則の一部改正を行う
7	7	ごみ袋の指定及びごみ処理有料化の施行、ペットボトル及びトレイの店頭回収を実施する
	12	ごみ減量等推進審議会から粗大ごみの出張収集について答申を受ける
8	3	粗大ごみの出張収集に係る条例及び施行規則の一部改正及び一般廃棄物の減量等推進基金条例を制定する ごみ減量等推進審議会から適正処理困難物の指定、有害ごみの処理及びごみ発生抑制について答申を受ける
	6	粗大ごみの出張収集を開始する
9	4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）施行に伴いペットボトルの処理方法を変更する
10	4	御殿場・小山R D Fセンター（御殿場市・小山町広域行政組合）運用開始に伴いプラスチック類、ゴム、皮革製品を不燃ごみから可燃ごみに変更する ごみ収集（燃やせるごみ）の一部民間委託を開始する
12	4	カセット・ビデオテープ、使い捨てライター、焼却灰の回収方法を変更する 一般廃棄物最終処分場を供用開始する 資源ごみ収集（缶、びん）の民間委託を開始する 前処理施設において不燃ごみの分別を開始する 生ごみ堆肥化モニター事業を開始する
13	3	一般廃棄物処理基本計画を改定する（H 13～27）
	4	家電リサイクル法施行に伴い、テレビ、エアコン、冷蔵庫及び洗濯機の受入を廃止する 資源ごみ収集（古紙）の全面民間委託を開始する
	5	ごみ処理有料化を再検討するため、指定ごみ袋無料化懇談会を設置する
	7	生ごみ堆肥化モデル地区事業（湯沢区90世帯）を開始する
	10	指定ごみ袋無料化懇談会から指定ごみ袋の無料化の方法とごみ減量化に係る施策について提言書が提出される ごみ減量等推進審議会に対し、指定ごみ袋による廃棄物処理手数料の無料化及びごみ減量化について諮詢する
	11	ごみ減量等推進審議会から、指定ごみ袋による廃棄物処理手数料の無料化及びごみ減量化について答申を受ける
	12	指定ごみ袋の一部無料化に伴う条例及び施行規則の一部改正を行う

年	月	内 容
14	2	指定ごみ袋の一部無料化に伴い地域説明会（50箇所）を実施する
	4	機構改革により、環境衛生課及び環境保全課が統合され環境課となり、課内に廃棄物管理事務所が設置される 指定ごみ袋によるごみ処理手数料の一部無料化を実施する ・指定ごみ袋引換券14枚（袋の枚数140枚）までは無料 ・指定ごみ袋引換券がない場合 30円指定ごみ袋1枚につき100円 45円指定ごみ袋1枚につき150円 ごみ減量対策実行プログラム（平成14年度から平成19年度まで）を定め、各年度ごと減量数値を設定し、ごみ減量対策を実施する 生ごみ処理機補助金の新設及び増額 ・家庭用生ごみ処理機 限度額を20,000円から35,000円に増額 ・事業所用生ごみ処理機 購入額の1/3以内で限度額1,500,000円（新設） ボカシ購入者への補助制度を定める（1/2補助）
	6	6月をごみ減量月間と定める ごみ減量大作戦実行委員会を組織し、市民、事業所、行政が一体となったごみ減量対策に取り組む 許可業者及び事業所の立入り、指導を開始するとともに、御殿場・小山R D Fセンターに職員を派遣し、ごみ搬入指導及びごみ質調査を実施する ・期 間 6月～11月までの日曜、祭日を除く毎日 ・動員職員数 487人
	8	生ごみ堆肥化モデル地区事業（森之腰区520世帯、湯沢区60世帯）を開始する
	4～	生ごみ堆肥化モデル地区事業（新橋・森之腰区、湯沢区）を前年度に引き続き実施した
15	11	ペットボトル・トレイの拠点回収箇所を公民館・コミセン18箇所に新設 マイバッグを作製し（28,000個）全戸配布しごみ減量を図る
	12～ 16.3	マイバッグキャンペーンを実施。50ポイントで一回抽選ができる、市内7会場延べ13回抽選会を実施した。2,460人の来場があり、レジ袋123,000枚の削減でおよそ1.23tの減量につながった
16	3	平成16年4月1日施行の指定ごみ袋に記名等の記入をお願いする地区説明会を開催した 可燃、不燃ごみ等を品目ごとに五十音順に整理し、冊子「ごみ分別マニュアル」にまとめて全戸配布した
	4～3	生ごみ堆肥化モデル地区事業（新橋・湯沢区）を前年度に引き実施した

年	月	内 容
16	4	<p>生ごみ処理機補助金の新設及び増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機 限度額を35,000円から50,000円に増額 ・事業所用生ごみ処理機 購入額の1/2以内で限度額5,000,000円に増額 <p>単身世帯への指定ごみ袋引換券を7枚に設定する 指定ごみ袋に記名等の記入を義務化する</p>
	10	<p>条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量等推進員の人員を100人から120人に増員 ・廃棄物手数料中のパソコン用コンピューターを削除し、除湿機を追加 ・減量計画を義務付けている大規模事業所の床面積3,000m²以上を1,000m²以上に拡大 ・一般廃棄物処理業の許可日1月1日を4月1日に変更
	11	指定ごみ袋の形状をロール式に移行する
17	2	紙の分別マニュアルを全戸配布し、分別と資源化の徹底を図る
	3	指定ごみ袋引換券を郵送化した
	10	<p>10月を3R推進月間と定め、各種キャンペーン事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R啓発事業（広報10/5号掲載、懸垂幕・パネル掲示） ・集積所の街頭・巡回指導、RD Fセンターごみ搬入調査などを実施
18	3	一般廃棄物処理基本計画を改定する。（H17～32） 家庭用のごみ減量ガイドブック及びごみ収集計画表を作製し全戸配布
	5	ごみ減量大作戦実行委員会にて、ごみ減量大作戦実行店・事業所認定制度が承認され実施
	8	神場字大通2341-1に設置した粗大廃棄物処理場を8月末で閉鎖、併せてリサイクルセンターでの粗大ごみ自己搬入の受付を停止
	9	一般廃棄物最終処分場隣接地（神場2536-22）へ粗大廃棄物処理場が移転、供用開始
19	1	新大野原最終処分場に係る一般廃棄物の埋立処分終了届出書を提出
	2	事業系ごみ減量大作戦ガイドブックを作製し事業所に配付
	3	可燃性粗大破碎ごみを富士宮市所在のサーマルリサイクル施設に処分委託開始（御殿場市・小山町広域行政組合）
	6	神場不燃物最終処分場に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書を提出。廃止確認通知書（平成19年6月5日環廃第53号の2）受理
	10	神場不燃物最終処分場跡地の公園整備のため、株東富士が土地の形質の変更届出書を県に提出。受理通知（平成19年10月31日環廃第424号）
20	4	有機資源循環推進事業生ごみ回収（新橋区、湯沢区）を開始
	9	レジ袋無料配布中止（有料化）を食料品大型スーパー等で開始
	10	粗大廃棄物処理場へのアクセス道路の拡張工事が完了、供用開始
21	4	新ごみ処理施設懇話会を計5回開催した
	9	有機資源循環推進事業生ごみ回収地区（森之腰区）を拡大

年	月	内 容
22	5	ごみ減量等市民懇話会を計5回開催した
	6	高齢者等声かけごみ収集支援事業を実施
	10	指定ごみ袋の形状を平袋式に移行する
	12	ごみ減量等推進審議会に対し、一般廃棄物処理基本計画について諮詢する
23	2	ごみ減量等推進審議会から、一般廃棄物処理基本計画について答申を受ける
	3	一般廃棄物処理基本計画を改定する
	4	有機資源循環推進事業の民間委託を開始 ・家庭系（湯沢区、森之腰区、新橋区及び萩原区の一部）生ごみの収集、運搬、処理及び事業系生ごみの処理を民間施設（ゆめかまど）で実施 生ごみ処理機補助金制度の一部変更 ・事業所用生ごみ処理機の補助を廃止 ・家庭用生ごみ処理機　限度額を50,000円から30,000円に減額
	12	再資源化を目的とした使用済蛍光管の拠点回収を市内12箇所で開始
24	4	ごみ分別出前講座を開始する
	8	使用済蛍光管の拠点回収箇所を4箇所増設し、全16箇所とする
	10	使用済小型家電リサイクル事業の試行を開始する (リサイクルセンターでの拠点回収及び不燃ごみからの抜き取り)
25	4	機構改革により、環境課内の廃棄物管理事務所はリサイクル推進課となつた
	5	ごみ減量等市民懇話会を計6回開催した（第2回は小山町と合同）
	8	発泡スチロールの拠点回収を始める（旧清掃センター跡地）
	8	パソコンコンピュータを小型家電回収の対象品目として追加 また、「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（環境省）にて小型家電回収用コンテナ4台の申請採択がされた（H26.2供与）
	12	ごみ減量等推進審議会に対し、ごみの分別区分及び指定ごみ袋制度について諮詢する
26	3	ごみ減量等推進審議会から、ごみの分別区分及び指定ごみ袋制度について答申を受ける
	11	新ごみ焼却センターを試験稼働する
	11	家庭ごみの出し方地区説明会を開始する
	12	家庭ごみの出し方個別説明会を開始する
	12	事業系ごみ減量ガイドブックの改訂版を市内の全事業所3,421ヶ所に送付する
27	2	家庭用ごみ減量ガイドブックの改訂版を全世帯に配布する

年	月	内 容
27	4	新ごみ焼却センター運用開始に伴い、御殿場市・小山町共通の指定ごみ袋制度開始 分別区分に「危険ごみ」を増やし、6分別に変更する 金属類・小型家電・スプレー缶（危険ごみ）・ペットボトルの集積所回収を開始 小型家電の拠点回収を開始（公共施設等10ヶ所）
29	3	静岡県産業廃棄物不法投棄監視員制度が廃止となった

3 ゴミ処理の状況

(1) ゴミ発生量（年度別）

(単位：トン)

分別区分			28年度	27年度	26年度	25年度	24年度
可燃ごみ	家庭系	市収集(委託)	13,095	13,159	13,834	13,672	13,735
		市民直接搬入	178	187	171	209	220
		生ごみ	—	—	164	167	173
	事業系	事業所直接搬入	729	652	379	423	430
		許可業者	10,369	10,152	9,791	9,806	9,498
		許可業者生ごみ	—	—	334	281	414
		自衛隊3駐屯地	150	144	96	100	118
	小計		24,521	24,294	24,769	24,658	24,588
不燃ごみ	家庭系	市収集(直営)	326	350	697	622	654
		市民直接搬入	83	61	72	95	57
		拠点回収	—	—	4	4	3
	事業系	事業所直接搬入	4	3	1	1	1
		許可業者	29	19	30	29	31
		小計	442	433	804	751	746
粗大ごみ	家庭系	市収集(直営)	44	40	37	35	28
		市民直接搬入	810	745	826	780	825
	小計		854	785	863	815	853
資源物	家庭系	市収集	直営	195	207	—	—
			委託	1,583	1,807	2,259	2,727
		市民直接搬入		110	102	104	61
		拠点回収		155	171	182	190
		生ごみ		167	178	—	—
	事業系	事業所直接搬入		13	14	14	13
		許可業者生ごみ		268	305	—	—
		自衛隊3駐屯地		21	19	24	29
		小計		2,512	2,803	2,583	3,020
	小計		3,484				
有害ごみ	家庭系	市収集(直営)	22	21	25	28	24
		拠点回収	5	6	—	—	—
	小計		27	27	25	28	24
危険ごみ	家庭系	市収集(直営)	20	20	—	—	—
		小計	20	20	—	—	—
合計	家庭系	市収集	直営	607	636	759	685
			委託	14,845	15,145	16,257	16,566
		市民直接搬入		1,181	1,095	1,173	1,145
		拠点回収		160	176	186	194
		小計		16,793	17,052	18,375	18,590
	事業系	事業所直接搬入		746	670	394	437
		許可業者		10,666	10,477	10,155	10,116
		自衛隊3駐屯地		171	163	120	129
		小計		11,583	11,310	10,669	10,682
	合計		28,376	28,362	29,044	29,272	29,695

平成27年度より、分別区分を5分別から6分別に変更した。

新たに危険ごみを増やし、資源ごみを資源物に変更した。

1人1日当たり排出量

区分 年度	人 口 (人)	1人1日当たり 排出量(グラム)
平成24年度	90,063	942
平成25年度	89,585	932
平成26年度	89,283	928
平成27年度	89,191	908
平成28年度	89,194	903

※人口は外国人登録数を含み、須釜の人口は除く。

※排出量は、ごみ発生量(p82)に資源回収団体による資源回収量
(p87)を加えたもの。

※人口は10月1日現在。

4 ごみ減量に関する取組

(1) 生ごみ処理容器等購入事業補助金交付制度

ごみの減量化及び資源化を図るため、生ごみ処理容器等を購入する者に対し、補助金を交付するものです。

補助の対象は、生ごみを堆肥化するための容器又は生ごみの水分を機械的に除去し、当該生ごみを減量化若しくは堆肥化するための機械です。

生ごみ処理容器等購入事業補助金の額(平成29年4月1日現在)

区分	生ごみ処理容器	生ごみ処理機械
一般世帯	購入費の2分の1以内 限度額4,000円 1回に2個分まで申請可能	購入費の2分の1以内 限度額30,000円 5年につき1台申請可能

生ごみ処理容器等設置数 (単位:基)

区分 年度	生ごみ処理容器		電動生ごみ処理機		合 計
	コンポスト (H1から補助)	水切りバケツ (H6から補助)	家庭用 (H11から補助)	事業用 (H22まで補助)	
平成1～23年度	2,699	4,190	1,400	13	8,302
平成24年度	4	6	17		27
平成25年度	8	4	29		41
平成26年度	7	2	24		33
平成27年度	7	3	27		37
平成28年度	13	0	21		34
合 計	2,738	4,205	1,518	13	8,474

(2)マイバッグ持参率

平成20年度ごみ減量大作戦実行委員会において、「レジ袋削減に向けた取組み」が協議、承認され、平成20年9月からレジ袋無料配布中止（有料化）を実施しています。

市内レジ袋無料配布中止協力店（18店舗）マイバッグ持参率

分 年 度	区 持 參 率
平成24年度	85.0%
平成25年度	85.9%
平成26年度	85.7%
平成27年度	85.9%
平成28年度	86.1%

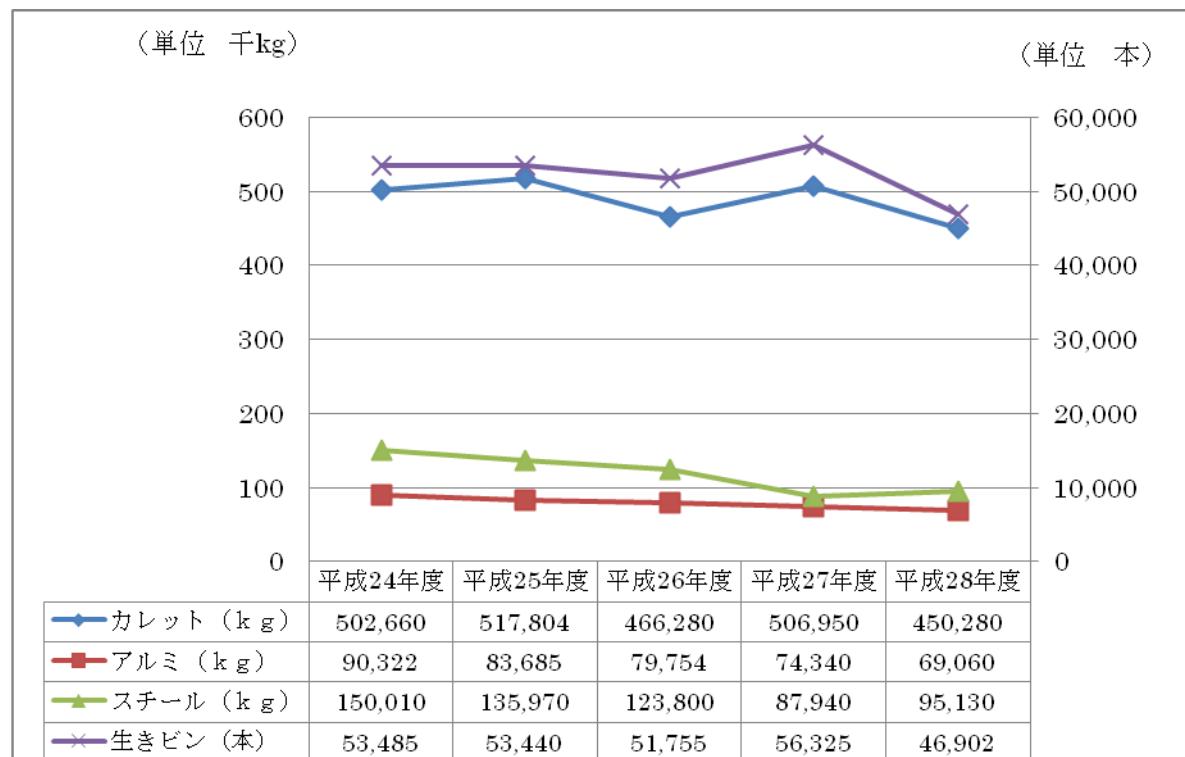
※平成20年9月実施時の起算率82.8%

5 ごみ資源化の状況

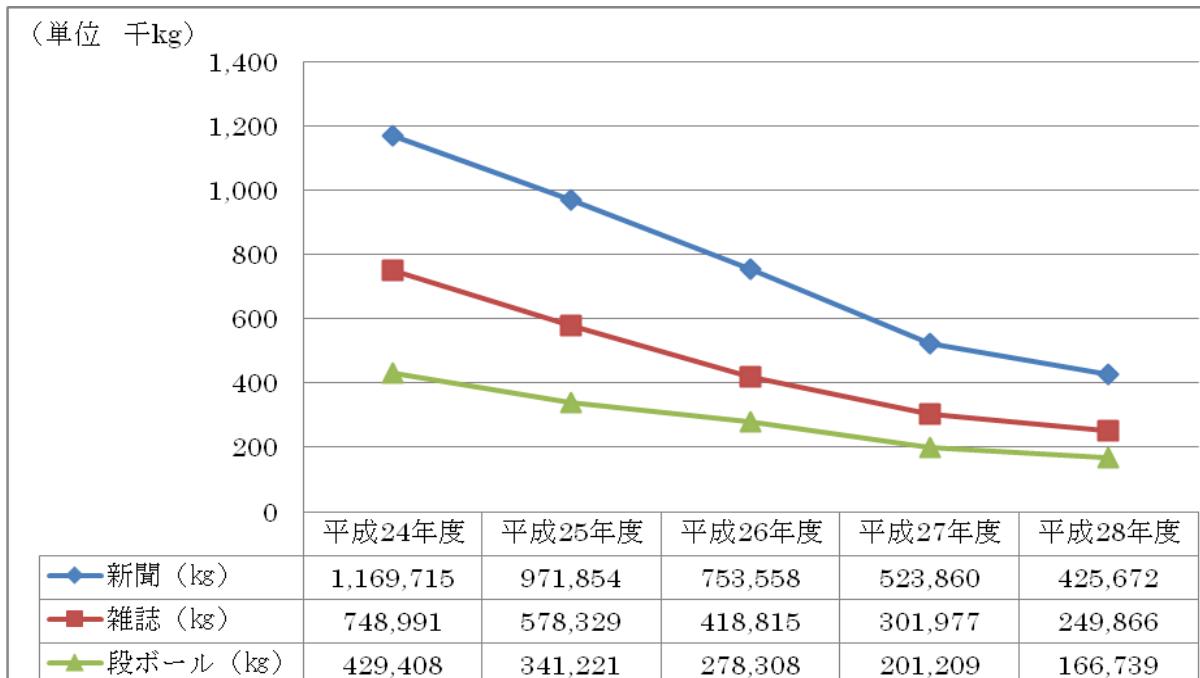
(1)資源物の再資源化実績

市では次のものを資源として回収し、再資源化をしています。

①びん・缶



②古紙



③ペットボトル・トレイ・発泡スチロール (単位 : kg)

区分 年度	ペットボトル	ト レ イ	発泡スチロール	合 計
	資源化量	資源化量	資源化量	資源化量
平成24年度	183,500	8,058	—	191,558
平成25年度	186,980	8,038	290	195,308
平成26年度	183,680	5,830	1,000	190,510
平成27年度	203,100	5,510	2,550	211,160
平成28年度	179,390	5,290	2,710	187,390

※発泡スチロールは平成25年8月から、リサイクル推進課南側で試行回収（無料）を開始

※ペットボトルは平成27年4月から、集積所回収を開始

④使用済小型家電 (拠点・集積所回収) (単位 : kg)

年 度	区 分	リサイクル センタ	粗大処理場	集積所回収	公共施設等	合 計
		リサイクル センタ	粗大処理場	集積所回収	公共施設等	合 計
平成24年度		9,390	—	—	—	9,390
平成25年度		16,510	26,480	—	—	42,990
平成26年度		15,760	63,010	—	—	78,770
平成27年度		13,700	61,490	109,010	790	184,990
平成28年度		11,200	70,880	100,560	1,010	183,650

※平成24年10月から、リサイクルセンターで試行回収（無料）を開始

※平成25年8月から、粗大処理場で試行回収（無料）を開始

※平成27年4月から、集積所回収と公共施設等10ヶ所で拠点回収を開始

⑤使用済小型家電（施設回収）

年 度	区 分	資源化量 (k g)
平成 24 年度		52,420
平成 25 年度		95,080
平成 26 年度		87,370
平成 27 年度		32,850
平成 28 年度		28,690

※平成 24 年 10 月から、前処理施設・粗大処理場で職員が分別した小型家電

⑥金属類

年 度	区 分	資源化量 (k g)
平成 27 年度		68,690
平成 28 年度		61,300

※平成 27 年 4 月から、集積所回収を開始

⑦生ごみ

年 度	区 分	資源化量 (k g)
平成 27 年度		483,110
平成 28 年度		435,639

※平成 27 年 4 月から、資源物に変更

(2) 資源物以外の再資源化実績

その他、市では不燃ごみや粗大ごみ・有害ごみとして収集したごみのうち、資源化が可能なものについては次のとおり再資源化しています。

① 収集ごみの再資源化実績

(単位 : k g)

区分		年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
鉄	鉄くず		231,040	208,420	316,625	262,805	306,160
	鉄 (ごみ混じり)		105,960	142,650	81,220	37,020	39,510
アルミ	アルミ		11,495	19,830	45,480	25,100	32,810
	アルミ (ごみ混じり)		15,290	27,550	9,460	6,660	4,620
銅			11,610	7,690	10,020	8,890	3,000
モーター			0	0	0	1,330	3,760

②有害ごみ（乾電池）

年 度	区 分	処分量 (k g)
平成24年度		23,870
平成25年度		21,980
平成26年度		22,420
平成27年度		21,360
平成28年度		21,280

③使用済蛍光管（拠点回収）

年 度	区 分	処分量 (k g)
平成24年度		3,350
平成25年度		3,920
平成26年度		4,440
平成27年度		5,550
平成28年度		5,540

④危険ごみ（スプレー缶）

年 度	区 分	処分量 (k g)
平成27年度		17,380
平成28年度		17,840

※平成27年4月から、集積所回収を開始

6 資源回収団体による資源物回収

ごみの再資源化、環境美化及び資源の有効利用に対する市民の意識高揚を図るため、御殿場市内の地域住民で組織する団体が実施する資源回収に対し奨励金を交付しています。

(単位: k g)

年 度	区 分	団体数	缶	びん	古紙	古布	牛乳 P	合 計
平成24年度		84	31,691	492	1,125,247	18,653	107,846	1,283,929
平成25年度		91	29,274	469	1,023,998	18,450	116,460	1,188,651
平成26年度		90	30,370	475	1,138,168	15,538	18,872	1,203,423
平成27年度		88	30,315	559	1,127,826	14,674	10,946	1,184,320
平成28年度		82	29,414	306	973,000	14,486	3,128	1,020,334

※資源回収奨励金は、10円／k g

7 ゴミ収集

(1) ゴミの収集体系

家庭からゴミ集積所及び指定場所へ排出されるゴミ（一般廃棄物）は、市が回収し、事業所から排出されるゴミ（事業系一般廃棄物）は、事業所の責任において処理をします。

平成27年4月から新たに、ペットボトル・金属類・小型家電・体温計（水銀）・スプレー缶の集積所回収、小型家電（個人情報を含むもの）・古着・古布の拠点回収を開始しました。

ゴミの種類		排出先	収集回数等	収集	処理料有無
可燃ごみ	可燃	集積所	週2回	委託	一部無料(指定袋制)
不燃ごみ	不燃	集積所	月2回	直営	一部無料(指定袋制)
資源物	びん	集積所	月2回	委託	無料
	缶				
	古紙				
	ペットボトル	協力店等	隨時	委託	
		集積所	月2回	直営	
	トレイ	協力店等	隨時	委託	
	発泡スチロール	リサイクル推進課	月～金	委託	
	金属類	集積所	月2回	直営	
	小型家電	公共施設等	隨時	直営	
		リサイクルセンター	月～金	—	
		粗大処理場		—	
		集積所	月2回	直営	
粗大ごみ	生ごみ(一部地域)	集積所	週2回	委託	有料
	古着・古布	協力店等	隨時	—	
	自己搬入分	粗大処理場	月～金 最終日曜日	—	
有害ごみ	出張収集	軒先	電話予約制	直営	有料
	乾電池	集積所	月2回	直営	無料
	蛍光管	協力店等	隨時	委託	
危険ごみ	体温計(水銀)	集積所	月2回	直営	
	スプレー缶	集積所	月2回	直営	無料
	ライター				

(2) ごみ集積場設置数

ごみの排出場所は指定されたごみ集積所となっています。ごみ集積所は利用者及び区長からの要望により調査、確認の後、設置、移動及び廃止をしており、その管理はごみ集積所を利用している皆様に自主管理をお願いしています。

ごみ集積所は、年々増加傾向にありますが、アパート・マンション及び分譲地等の増加によるものが主なものとなっています。

(単位：箇所)

年 度	年度当初	増	減	移動	年度末
平成24年度	1,103	7	0	15	1,110
平成25年度	1,110	7	2	6	1,115
平成26年度	1,115	6	0	11	1,121
平成27年度	1,121	10	3	8	1,128
平成28年度	1,128	17	2	4	1,143

(3) 粗大ごみ出張収集

粗大ごみの運搬手段がない家庭を対象に、電話による事前予約により粗大ごみの出張収集（軒先回収）を行っています。

区分 年度	出張日数 (日)	件数 (件)	収集重量 (kg)	処理手数料 (円)
平成24年度	227	565	27,600	1,483,600
平成24年度	223	665	35,040	1,879,400
平成26年度	212	615	36,560	1,955,400
平成27年度	215	653	40,430	2,102,500
平成28年度	220	702	43,980	2,294,000

8 不法投棄

ごみは、市内の様々な場所に不法に投棄されることがあります、これらの処理については、不法投棄者、土地の管理者又は市が実施しています。

(単位：件)

区分 年度	不法投棄 発見数	市処理数	不法投棄者 処理数
平成24年度	161	158	3
平成25年度	158	155	3
平成25年度	106	102	4
平成27年度	101	95	6
平成27年度	80	76	4

9 環境美化活動

環境美化活動の一環として、住宅周辺の川や道路の清掃を市内各区の年間事業活動の一つに組み込んでいただき実施しています。

環境美化活動を実施した区に対して、回収ごみを施設に搬入した年間出動車両数に応じて、予算の範囲内で報奨金を交付しています。

区分 年度	年間出役延べ人数※ (人)	年間出動車両数 (台)
平成24年度	34,744	283
平成25年度	28,704	289
平成26年度	30,183	251
平成26年度	29,734	290
平成28年度	33,918	299

※ 自治会の参加人数のみ計上

10 道路上における動物の死体処理件数

道路上における動物の死体はごみとしての取扱いとなり、市が収集をしています。処理については、一時保管をした後、専門業者へ処分を委託しています。

(単位：件)

区分 年度	処理数
平成24年度	441
平成25年度	437
平成26年度	476
平成27年度	417
平成28年度	381

11 墓地、埋葬等に関する許可

市及び法人に対し、墓地等の経営の許可・変更の許可・廃止の許可個人に対し、廃止の許可をしています。

(単位：件)

区分 年度	経営許可	変更許可	廃止許可
平成24年度	0	1	3
平成25年度	0	2	6
平成26年度	0	0	4
平成27年度	0	0	1
平成28年度	0	11	1

12 犬の登録

犬の飼い主には、法律により飼い犬の登録が義務付けられています。これは、狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止及び撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的としています。

犬の登録頭数は次のとおりです。

(単位：頭)

区分 年度	犬の登録頭数	新規の犬登録頭数
平成24年度	5,373	405
平成25年度	5,119	446
平成26年度	4,951	424
平成27年度	4,853	369
平成28年度	4,746	311

1.3 廃棄物処理施設

(1) 御殿場市リサイクルセンター

【施設の目的】

①資源物の収集場所（びん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶）

②収集された資源物の選別及び圧縮等による再生原料化

【施設概要】

①所在地 御殿場市神場1862-2

②敷地面積 4,459.84m²（駐車場等用地1,414m²を含む）

③建物

ア 資源ごみ選別設備棟（鉄骨造一部2階建て） 861.84m²

イ 事務所（鉄骨造2階建て） 66.93m²

ウ 資源物倉庫（鉄骨造2階建て） 41.12m²

④設備機器・車両等

ア びん選別ライン 1ライン ペットボトル選別と併用

処理能力 びん 2t/h

ペットボトル 0.5t/h (プレス物30個)

イ 缶選別ライン 1ライン

処理能力 鉄 2t/h (プレス物7.5個)

アルミ 0.4t/h (プレス物7.5個)

ウ トラックスケール 秤量10トン 目量10kg 載台2m×4.5m

エ 作業車両等 フォークリフト ショベルローダー 各1台

⑤供用開始 平成6年2月

【処理方法】

①びん

回収及び搬入されたコンテナからリターナブルбин【生きびん】約10種類（ビールбин・ウイスキー・ジュース等58品目）を引き抜き、種類ごとにケースに収めます。

その後のワンウェイбинは、ベルトコンベアに載せ、色別の担当者（無色・茶・緑・黒）の目視と手により各ヤードに落下させ、カレットにします。

②ペットボトル（平成8年7月稼動、平成15年8月減容機更新）

集積所・回収ボックスから回収されたペットボトルをベルトコンベアに載せ、手選別でごみや蓋、中身のあるもの、汚れている物を取り除き、減容機により概ね8分の1に圧縮梱包します。

③缶

回収及び搬入された缶を、ベルトコンベアに載せ、磁選機を通して、スチール缶を抜き取りした後に渦電流を利用したアルミ選別機によりアルミ缶とごみを選別します。

【処理実績】

①搬入量

(単位 : k g)

区分		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
びん	集積所(委託収集)	635,640	616,950	605,840	604,310	569,800	
	市民直接搬入	5,170	6,470	9,080	10,510	16,740	
	声かけごみ収集	790	750	550	590	560	
	事業所直接搬入	8,800	10,210	11,420	12,790	10,300	
	自衛隊	2,620	1,620	660	3,530	6,790	
	その他	790	0	0	0	0	
計		653,810	636,000	627,550	631,730	604,190	
缶	集積所(委託収集)	232,250	217,120	202,210	174,880	165,200	
	市民直接搬入	16,340	10,460	10,850	12,540	9,550	
	声かけごみ収集	300	300	190	190	190	
	事業所直接搬入	3,950	1,610	1,550	1,210	1,600	
	自衛隊	19,560	16,890	14,830	6,380	6,100	
	その他	300	0	0	0	0	
計		272,700	246,380	229,630	195,200	182,640	
ペ ッ ト ボ トル	拠点(委託収集)	183,060	181,930	175,220	161,730	146,480	
	集積所(直営収集)	—	—	—	35,680	37,130	
	市民直接搬入	790	860	810	840	880	
	事業所直接搬入	660	830	710	560	680	
	自衛隊	9,830	10,850	8,760	8,310	8,030	
	その他	10	0	0	0	0	
計		194,350	194,470	185,500	207,120	193,200	
合計		1,120,860	1,076,850	1,042,680	1,034,050	980,030	

②処理及び資源化出荷量

ア びん(生きびん)

年度	区分	処分量(本)	売却額(円)
平成24年度		53,485	171,418
平成25年度		53,440	173,041
平成26年度		51,755	164,390
平成27年度		56,325	144,013
平成28年度		46,902	120,474

イ びん（カレット）

区分 年度	有価処分		委託処理分			
	無色 (k g)	売却額 (円)	茶 (k g)	緑 (k g)	黒 (k g)	処分委託料 (円)
平成24年度	248,680	248,680	165,340	69,440	19,200	881,720
平成25年度	238,860	238,860	147,170	73,180	18,430	862,430
平成26年度	237,740	237,740	149,280	64,160	15,100	789,220
平成27年度	238,000	238,000	154,970	92,000	21,980	1,015,800
平成28年度	227,460	245,653	131,350	68,770	22,700	900,952

ウ ペットボトル

年度	区分	処分量 (k g)		売却額 (円)	
		処分量 (k g)	売却額 (円)	処分量 (k g)	売却額 (円)
平成24年度		183,500	8,170,885		
平成25年度		186,980	8,570,901		
平成26年度		183,680	9,929,301		
平成27年度		203,100	7,380,444		
平成28年度		179,390	6,248,383		

エ 缶

年度	区分	アルミ缶		スチール缶	
		処分量 (k g)	売却額 (円)	処分量 (k g)	売却額 (円)
平成24年度		90,322	5,419,320	150,010	1,950,130
平成25年度		83,685	5,021,100	135,970	1,767,610
平成26年度		79,754	4,785,240	123,800	1,609,400
平成27年度		74,340	4,460,400	87,940	937,720
平成28年度		69,060	4,251,331	95,130	719,180

オ 残渣処分

(単位 : k g)

年度	区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
平成24年度		2,570	33,980	5,380	41,930
平成25年度		3,310	28,190	4,530	36,030
平成26年度		4,650	23,890	3,140	31,680
平成27年度		9,070	22,180	—	31,250
平成28年度		8,120	19,280	—	27,400

※可燃ごみ（ペットボトルの蓋やラベル等）は、焼却センターへ搬入します。

※不燃ごみ（陶磁器類、プレスされずに落ちた金属類等）は、一般廃棄物最終処分前処理施設へ搬入し、不燃ごみとして再処理します。

※平成27年度より粗大ごみ（ペットボトル搬入時のビニール袋）は、焼却センターへ搬入しています（粗大ごみは、焼却センターへの搬入となつたため、合算して可燃ごみとして計量しています）。

(2) 御殿場市粗大廃棄物処理場

【施設の目的】

- ①家庭から排出される粗大ごみの受入れ
- ②粗大ごみの選別や解体による資源化
- ③破碎等による他の施設が受け入れ可能な処理

【施設概要】

- ①所在地 御殿場市神場2536-22
- ②敷地面積 9,500m² (ストックヤード280m²)
- ③主要機器・什器車両等
 - ア 3軸ロール式破碎機 1基 处理能力 4.31t／日 (5h)
 - イ トラックスケール 2基 (出入各1基)
秤量20トン 目量10kg 載台2.7m×5.4m
 - ウ 作業車両等 ショベルローダー 1台 フロンガス回収機 2台
- ④供用開始 平成18年9月1日

【処理方法】

処理場に搬入される粗大ごみは、車両ごとの積載重量を計量後、性状(可燃、不燃、金属類、解体品等)や品物(自転車、バイク、ベッドマットレス、除湿機等)により決めた場所へ仕分けて集積します。

可燃性粗大ごみは、破碎処理した後に焼却センターへ搬送します。

不燃性粗大ごみは、選別や破碎処理した後に最終処分場前処理施設に搬出します。

解体は、ドライバーやカッター等を使い、手作業で分解して可燃と不燃、金属(鉄、アルミ、銅、モーター等)等に選別します。選別された金属類等は、再資源原料として業者に引取り依頼します。

【処理実績】

- ①搬入量 (単位: kg)

区分		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自己搬入	不燃	1,250	510	300	3,430	4,320	
	粗大	825,240	780,010	825,870	745,460	809,810	
出張収集		27,600	35,040	36,560	40,430	43,980	
集積所不適回収		6,150	6,150	5,660	7,030	6,570	
不法投棄回収等		7,930	10,280	7,850	8,380	5,680	
減免搬入	個人減免	870	980	3,070	10	6,140	
	環境美化活動	76,770	77,200	93,600	84,720	89,090	
	演習場内清掃	540	390	890	740	510	
	火災・災害	7,880	68,590	31,210	45,060	17,720	
	その他	730	630	320	0	0	
施設間移動	前処理	101,450	103,250	121,180	52,490	56,320	
	リサイクル	5,380	4,530	3,140	2,560	2,530	
合計		1,061,790	1,087,560	1,129,650	990,310	1,042,670	

※施設間移動は、一般廃棄物最終処分場前処理施設に搬入された不燃ごみのうち、破袋作業により選別された金属類等を粗大廃棄物処理場の同類のものと一緒に処分するために移動したものです。

※施設間移動の不詳は、不明確であった上記の移動を粗大廃棄物処理場の移転時に導入した計量システムにより明確化した結果です。

②処理後の搬出量

(単位 : k g)

年度	区分	可燃ごみ	不燃ごみ	埋立ごみ	鉄屑類等	合 計
平成24年度		769,970	81,980	15,560	257,575	1,125,085
平成25年度		754,090	62,580	20,480	238,020	1,075,170
平成26年度		797,770	62,330	16,240	268,575	1,144,915
平成27年度		853,250	58,860	23,880	298,125	1,234,115
平成28年度		833,670	47,910	37,860	304,630	1,224,070

※可燃ごみ：焼却センターへの搬出量

不燃ごみ：前処理施設への搬出量

埋立ごみ：最終処分場への搬出量

鉄屑類等：鉄類、非鉄金属類として有価物として処分した物並びに不法投棄物回収に伴うタイヤ等処分を依頼した物

※破碎作業時における飛散防止対策の散水や雨水の混入、ストックヤード内に保管されている未処分在庫量等により①の搬入量とは一致しません。

③鉄屑類等の処分

(単位 重量 : k g 金額 : 円)

区分		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
金属類	鉄屑	重量	231,040	208,420	233,595	262,805	271,710	
		金額	1,940,736	1,750,728	2,018,257	1,692,347	880,334	
	アルミニ類	重量	10,625	19,155	28,250	30,630	25,190	
		金額	405,875	702,800	936,050	971,200	864,972	
	銅線類等	重量	7,360	4,800	6,730	4,690	7,730	
		金額	257,600	168,000	740,300	515,900	331,236	
	原動機付自転車	台数	0	0	0	0	0	
		金額	0	0	0	0	0	
その他	タイヤ	自転車	重量	3,430	2,080	1,160	2,270	840
			金額	-180,075	-109,200	-62,640	-122,580	-45,360
	自動車等	本	225	0	149	153	150	
		金額	-102,270	0	-157,464	-130,518	-66,690	
	草刈り機	台数	45	21	58	0	0	
		金額	-37,800	-17,640	-50,112	0	0	

※金額のマイナス表示は、市が処分先の業者に処分料として支払いした額です。また、マイナス表示のない金額は、有価として処分業者より市へ納入された額です。

(3) 御殿場市一般廃棄物最終処分場前処理施設

【施設の目的】

①不燃ごみの破碎処理による処分量の減容化

②不燃ごみに含まれる鉄類、アルミ類、可燃物を取り出し、埋立て処分物の減量と資源化

【施設概要】

①所在 地 御殿場市板妻 834-16

②建物面積 466.67 m² 延面積 865.33 m²

③主要設備機器

ア 破碎機 方式 衝撃剪断併用回転式（横型） 处理能力 9 t／日（5 h）

イ 不燃物可燃物選別装置

ウ トラックスケール 1基（秤量30トン 目量10kg 載台3m×8m）

④重機車両等 アームロール（4トン） ホイールローダー 各1台

⑤供用開始 平成12年4月

【処理方法】

施設に搬入された不燃ごみは、爆発事故防止や破碎不適物除去のための破袋と選別を手作業で行い、衝撃剪断併用回転式破碎機による破碎を経て振動篩い、不燃物可燃物選別装置及び磁選機、渦電流アルミ選別機によって鉄類・アルミ類・可燃ごみ・埋立ごみの4種類に選別されます。

【不燃ごみの処理実績】

①搬入量

（単位：kg）

区分		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
直営収集	収集量		607,060	579,780	656,550	348,070	324,600
	清掃		0	0	0	0	0
	不法投棄回収		0	0	0	0	0
	計		607,060	579,780	656,550	348,070	324,600
施設間	粗大	破碎	26,460	27,400	26,490	21,300	8,820
	処理場	解体	55,520	35,180	35,840	37,560	39,090
	リサイクルセンター		33,980	28,190	23,890	22,180	19,280
	計		115,960	90,770	86,220	81,040	67,190
市民直接	有料		0	0	0	0	0
	無料		54,810	93,460	69,940	60,690	82,250
	減免		0	0	0	0	0
	声かけごみ収集		1,670	1,470	1,740	860	730
	計		56,480	94,930	71,680	61,550	82,980
事業	有料		0	0	0	0	0
	無料		0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0

収集運搬許可業者	22,770	23,270	24,890	19,280	28,880
自衛隊	60	0	0	0	0
河川清掃等	3,150	30	0	0	910
合 計	805,480	788,780	893,340	509,940	504,560

②処理後の搬出量（機械選別量） (単位：kg)

区分 年 度	鉄類	アルミ類	可燃ごみ	埋立ごみ	搬出量合計
平成24年度	105,960	15,290	85,680	483,620	690,550
平成25年度	71,760	10,320	81,260	402,620	565,960
平成26年度	81,220	9,460	92,010	440,660	623,350
平成27年度	44,370	3,930	61,870	318,950	429,120
平成28年度	39,510	4,620	60,000	300,470	404,600

※搬入量と搬出量合計は、水分やホッパー内貯蔵時間差等により一致しません。(手選別分除く)

【金属の処理実績】

平成27年4月から、金属の集積所回収を開始しました。

搬入量 (単位：kg)

区分 年 度	平成27年度	平成28年度
集積所（直営収集）	61,900	56,820
市民直接搬入	6,460	4,450
自衛隊	330	30
計	68,690	61,300

【小型家電の処理実績】

平成27年4月から、小型家電の集積所回収および拠点回収を開始しました。

搬入量 (単位：kg)

区分 年 度	平成27年度	平成28年度
集積所（直営収集）	109,010	100,560
拠点回収	790	1,010
市民直接搬入	71,270	78,230
自衛隊	380	210
計	181,450	180,010

【ライターの処理】

不燃ごみと一緒にごみ集積所へ排出される使い捨てライターは、収集後、手作業によるガス抜きを行い、前処理施設において再処理します。

搬入量 (単位：kg)

区分 年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
搬入 直営	2,250	2,220	2,190	2,270	2,450

【廃乾電池の処理】

不燃ごみと一緒に、ごみ集積所へ排出される廃乾電池は、収集後、収集運搬業者所定のドラム缶に収納し、貨物車の積載重量に達した程度の本数を取りまとめて処分委託します。

(単位 : kg)

区分		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
搬入量	直営	23,640	27,390	24,690	20,620	21,360	
	市民	90	370	130	250	560	
	事業者	0	0	0	0	0	
	自衛隊	140	0	20	30	0	
	計	23,870	27,760	24,840	20,900	21,920	
搬出量		24,360	21,980	22,420	21,360	21,280	
処理委託費(円)		1,534,680	1,500,135	1,549,669	1,476,402	1,562,801	

※秤の目量の許容範囲(四捨五入等)や搬出前の一時保管等により搬入量と搬出量は、一致しません。

(4) 廃棄物処理手数料徴収事務

リサイクルセンターと粗大廃棄物処理場は、搬入されるごみの計量とともに、御殿場市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第42条1項1号から3号までの廃棄物処理手数料の現金徴収事務を行っています。

【処理実績】

①廃棄物処理手数料賦課徴収

区分 年度	1 市民自ら搬入し市が 処分する場合		2 市が収集し運搬した 場合(粗大ごみ出張収集)		3 再生可能な事業系一般 廃棄物を市が処分する場合	
	件数(件)	収納額(円)	件数(件)	収納額(円)	件数(件)	収納額(円)
平成24年度	15,772	17,716,600	565	1,483,600	88	143,100
平成25年度	15,373	16,658,400	665	1,879,400	76	134,100
平成26年度	16,747	17,682,200	615	1,955,400	85	145,300
平成27年度	16,042	15,574,100	653	2,102,500	96	155,200
平成28年度	17,083	16,837,600	702	2,294,000	102	210,800

※自衛隊・許可業者等にかかる後納分は、含まれていません。

②加算処理手数料（1項2号ウ適用分）

(単位 台数：台 手数料：円)

区分	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
机 (@300円)	台数	4	0	0	—	—
	手数料	1,200	0	0	—	—
マットレス (@300円)	台数	1	1	0	—	—
	手数料	300	300	0	—	—
ガス湯沸し機 (@300円)	台数	3	2	1	—	—
	手数料	900	600	300	—	—
流し台 (@300円)	台数	1	0	0	—	—
	手数料	300	0	0	—	—
トレーニング器具 (@300円)	台数	46	29	22	—	—
	手数料	13,800	8,700	6,600	—	—
電子レンジ (@500円)	台数	197	37	3	—	—
	手数料	98,500	18,500	1,500	—	—
もちつき機 (@500円)	台数	25	9	2	—	—
	手数料	12,500	4,500	1,000	—	—
ベットマット (@500円)	台数	391	375	460	420	443
	手数料	195,500	187,500	230,000	210,000	221,500
複写機 (@500円)	台数	0	1	0	—	—
	手数料	0	500	0	—	—
ワードプロセッサ (@500円)	台数	0	0	0	—	—
	手数料	0	0	0	—	—
オルガン (@500円)	台数	25	18	14	30	17
	手数料	12,500	9,000	7,000	15,000	8,500
自転車 (@500円)	台数	1,022	1,041	1,064	—	—
	手数料	511,000	520,500	532,000	—	—
滑り台 (@500円)	台数	0	0	0	—	—
	手数料	0	0	0	—	—
ブランコ (@500円)	台数	0	0	0	—	—
	手数料	0	0	0	—	—
除湿機 (@500円)	台数	446	428	489	405	407
	手数料	223,000	214,000	244,500	202,500	203,500
電気温水器 (@1,000円)	台数		0	0	1	0
	手数料	0	0	0	1,000	0
マッサージ機 (@1,000円)	台数	76	44	67	44	65
	手数料	76,000	44,000	67,000	44,000	65,000
原動機付自転車 (@1,000円)	台数	6	7	6	14	5
	手数料	6,000	7,000	6,000	14,000	5,000
太陽熱温水器 (@1,000円)	台数	1	4	5	1	1
	手数料	1,000	4,000	5,000	1,000	1,000
前処理を要する物 (@500円)	台数	0	0	0	0	0
	手数料	0	0	0	0	0
排出作業 (@500円)	台数	—	—	—	26	43
	手数料	—	—	—	13,000	21,500
合 計	台数	2,244	1,996	2,133	941	981
	手数料	1,152,500	1,019,100	1,100,900	500,500	526,000

※本表の手数量は、前表の廃棄物手数料に含みます。

※平成27年度から、加算品目が少なくなりました。

1.4 一般廃棄物最終処分施設

(1) 御殿場市一般廃棄物最終処分場

【施設概要】

- ①所在 地 御殿場市板妻 834-16
②敷地面積 34, 880 m²
③使用開始 平成12年4月
④処分期間 約27年間（平成38年度まで延長）
⑤付帯施設 浸出水処理施設
地下水観測用井戸 2箇所（内1本は施設用井戸水と兼用）
⑥重機車両等 ブルドーザー バックホー キャリーダンプ 各1台
⑦埋立処分地
ア埋立方式 セル&サンドイッチ
イ構 造 遮水シート全面二重張構造
ウ埋立面積 8, 400 m²
エ埋立容量 32, 471 m³

【処理実績】

①埋立量

ア埋立処分容量 (単位 : m³)

年 度	埋立量	埋立残容量
平成24年度	928.3	20,442.8
平成25年度	717.1	19,725.7
平成26年度	396.7	19,329.0
平成27年度	353.0	18,976.0
平成28年度	357.1	18,618.9

※平成18年度より実測量を開始

イ埋立処分重量

(単位 : トン)

年 度	前処理施設	粗大処理場	焼却灰	計	覆土
平成24年度	483.62	15.56	58.48	557.66	0
平成25年度	402.62	20.48	56.77	479.87	1,629.0
平成26年度	440.66	16.24	53.19	510.09	272.0
平成27年度	318.95	23.88	0	342.83	293.0
平成28年度	300.47	37.86	0	338.33	2,827.3

(2) 御殿場市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設

【施設概要】

- ①処理方法 接触ばつき方式+高度処理
- ②処理能力 40 m³/日
- ③調整槽 1,000 m³
- ④建物面積 714.29 m² 延面積 811.25 m²
- ⑤処理水質 (基準値及び測定結果)

(単位 : mg/ℓ)

項目	基準値(省令)	市が定める基準	処理水	
			最大	最小
水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	7.3	7.8
生物化学的酸素要求量	60 mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	0.5	0.5
化学的酸素要求量	90 mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	0.7	0.5
浮遊物質量	60 mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	1.0	1.0
全窒素	120mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	4.5	2.1

(3) 新大野原不燃物最終処分場

【施設概要】

- ①所在地 御殿場市神場2536-22他
- ②供用期間 平成2年10月~平成19年1月31日
- ③埋立面積 14,056 m²

【現在の状況】

平成19年1月31日付け埋立処分終了届出書提出済み

【今後の対応】

排出ガス等のデータ蓄積及び推移状況を観て安定化または減衰傾向を確認した後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物最終処分場廃止確認審査に付す。

御殿場市の環境

平成28年度版
第 3 9 号

発行 平成29年11月
御殿場市萩原483
御殿場市環境課
(TEL) 0550-83-1603
(FAX) 0550-83-1685

この冊子は、再生紙を利用しています。